

阿賀野市高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画

〔令和3（2021）年度～令和5（2023）年度〕



阿賀野市イメージキャラクター
「ごずっちょ」

令和3（2021）年3月

阿 賀 野 市

は じ め に



平成 12 年に介護保険制度がスタートして 20 年が経過いたしました。

その間、わが国では、急速に高齢化が進み、人口減少・少子高齢化という社会構造の変化に直面しております。

阿賀野市においても同様の傾向が見られ、令和 2（2020）年 9 月末現在の高齢者人口は 13,976 人、高齢化率は 33.7%となり、一人暮らし高齢者や高齢者世帯、認知症高齢者が増加しています。

こうした状況を受け、住み慣れた環境で元気にいきいきとした生活を送ることができるよう、地域全体で高齢者を支える地域包括ケアシステムの構築に努めてまいりました。

今後は、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7（2025）年と、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年を見据え、介護予防・重度化防止のさらなる推進と、介護人材の確保や地域住民等による生活支援の体制整備がより重要となってまいります。

地域共生社会の実現に向け、一層の阿賀野市地域包括ケアシステムの深化・推進を図るために、あるべき姿「住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送っています」を掲げ、「阿賀野市高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」を策定いたしました。

この計画に基づき、高齢者がいつまでも安心して暮らせる阿賀野市を目指し、取り組んでまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり、ご尽力賜りました阿賀野市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました多くの市民の皆様、介護サービス事業所の皆様ほか、関係機関の方々に心からお礼申し上げるとともに、今後とも一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 3 年 3 月

阿賀野市長 田 中 清 善

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
4 計画の策定体制	3
第2章 高齢者を取り巻く現状	4
1 高齢者人口等	4
(1) 人口の推移	4
(2) 高齢者の世帯	6
(3) 要支援・要介護認定者の推移	7
2 アンケート調査の結果	8
(1) 介護予防・日常生活圏域二エズ調査	8
(2) 在宅介護実態調査	10
(3) 介護サービス事業所調査	17
(4) 日常生活圏域別の地域分析	18
3 介護保険サービスの現状	21
(1) 介護保険サービスの利用実績（人数・給付費）	21
(2) 第7期計画期間の総給付及び第1号被保険者一人あたりの給付費	29
4 保健・福祉事業の現況	30
(1) 保健・医療・福祉の基盤現況	30
5 地域ケア会議からみた高齢者の課題	34
6 第8期計画における課題の整理	36
第3章 計画の基本的な考え方	38
1 計画の基本方針	38
2 計画の基本施策	38
3 施策の体系	40
第4章 保健福祉事業の展開	41
基本施策Ⅰ 健康寿命の延伸に向けた健康づくり	41
1 健康づくり・元氣長生き支援事業の推進	42
(1) 元氣長生き応援隊事業	42
2 保健事業	42

(1) 健康手帳の交付.....	42
(2) 健康教育	42
(3) 健康相談	42
(4) 訪問事業.....	43
(5) 運動等各種教室.....	43
3 各種健診事業.....	43
(1) 一般健康診査	43
(2) 特定健康診査・特定保健指導の実施	43
(3) 後期高齢者健康診査	44
(4) 健康診査結果説明会	44
(5) 各種がん検診	45
(6) 成人歯科健診	46
(7) 歯周病節目検診.....	46
(8) 後期高齢者歯科健診	46
基本施策Ⅱ だれもが社会参加したくなる地域づくり	47
1 生涯学習・スポーツ活動.....	48
(1) 運動教室	48
(2) スポーツ・レクリエーション活動	48
(3) 高齢者学級・女性学級	48
2 社会参加の促進.....	49
(1) ボランティア等への参加促進.....	49
(2) 老人クラブへの支援	49
(3) 老人福祉センター	49
(4) 地域行政ポイント（まちづくりポイント）	49
3 就労支援	50
(1) シルバー人材センターの利用促進	50
基本施策Ⅲ 地域ニーズに対応した高齢者福祉サービス体制.....	51
1 生活支援事業.....	52
(1) 配食サービス事業.....	52
(2) 高齢者世帯等雪降ろし費用扶助事業	52
(3) 緊急通報装置貸与事業	53
(4) 高齢者訪問理美容サービス	53
2 任意事業	54
(1) 家族介護支援事業.....	54
(2) 家族介護継続支援事業	54
(3) 地域自立生活支援事業	54
3 負担の軽減	55
(1) 介護サービス利用者負担助成金支給事業	55
(2) 重度心身障害者介護手当支給事業	55

基本施策Ⅳ 安全かつ安心して暮らせる地域づくり	56
1 地域包括支援センターの体制強化	57
(1) 運営の機能強化	57
(2) 総合相談支援事業	58
(3) 権利擁護事業	58
(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	60
2 交通対策	61
(1) 公共交通対策	61
(2) 道路環境の整備	61
(3) 交通安全対策	61
3 防災対策	63
(1) 避難支援対策	63
(2) 福祉避難所の開設	63
(3) 市民への防災啓発	63
(4) 介護事業所等への防災啓発	64
4 防犯対策	64
(1) 防犯世帯訪問啓発事業	64
(2) 防犯講話	64
5 消費者対策	64
6 感染症対策	64
基本施策Ⅴ 阿賀野型地域包括ケアシステムの深化・推進	65
1 介護予防・日常生活支援総合事業	67
(1) 介護予防・生活支援サービス事業	68
(2) 一般介護予防事業	70
2 在宅医療・介護連携の推進	74
3 認知症施策の推進	77
4 生活支援の体制整備	80
5 地域ケア会議の推進	82
6 生活環境整備・高齢者の居住安定に係る施策との連携	84
(1) 高齢者生活環境整備	84
(2) 公共施設のバリアフリー化	84
(3) 住替え希望者への情報提供	84
(4) 安心できる住まいの確保	85
7 地域福祉活動の充実	85
(1) 地域福祉体制の整備	85
(2) 地域包括ケアシステムを支える人材確保と資質向上	85

基本施策Ⅵ 持続可能な介護保険事業の運営	86
1 保険者機能の強化	87
2 介護給付適正化事業	87
(1) 要介護認定の適正化	87
(2) ケアマネジメント等の適正化	87
(3) 事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化	89
3 低所得者への対応	90
(1) 特定入所者介護サービス費	90
(2) 高額介護サービス費	90
(3) 社会福祉法人利用者負担軽減	90
4 介護情報提供体制の強化	90
5 介護人材の確保	91
(1) 介護人材の定着促進	91
(2) 介護人材の育成	91
6 介護現場における業務の効率化	91
第5章 介護保険サービスの見込みと介護保険料推計	92
1 高齢者人口及び要介護認定者等の将来推計	93
(1) 高齢者等の人口推計	93
(2) 要支援・要介護認定者数の推計	95
2 介護保険サービス事業量等の見込み	96
(1) 介護保険サービス基盤の整備	96
(2) 介護保険サービス実績・見込み量	99
(3) 標準給付費の見込み	105
(4) 地域支援事業費の見込み	105
(5) 介護保険事業費の見込み	106
3 介護保険料の推計	107
(1) 介護保険料の方針について	107
(2) 第1号被保険者の保険料推計	108
第6章 計画の推進・評価	110
1 計画の進捗管理と評価	110
(1) 進捗管理	110
(2) 事業の点検・評価	111
2 各主体の役割	111
(1) 市民・家庭	111
(2) 地域社会	112
(3) 介護サービス事業者	112

(4) 市（行政）	112
資 料 編	113
1 阿賀野市高齢者福祉計画及び阿賀野市介護保険事業計画策定委員会条例	113
2 計画の策定経過.....	115
3 第8期介護保険事業計画パブリックコメント.....	115

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

介護保険制度は、創設から20年が経ち、本市における要介護認定者は令和2（2020）年7月末現在、約2,500人に達しています。介護サービス提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして社会に定着してきています。

我が国では、総人口が減少に転じるなか、高齢者人口は今後も増加が予測され、高齢化の進行は避けられない状況です。本市では、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年には、高齢化率36.4%、ともに介護保険制度を支える第2号被保険者（40歳～64歳）1人当たりの第1号被保険者（65歳以上）は1.13人、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年には、高齢化率43.1%、第2号被保険者1人当たりの第1号被保険者は1.41人になると見込まれています。（93ページ人口推計参照）

介護保険制度においては、この令和7（2025）年と令和22（2040）年を見据え、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。

また、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能としていくために、「若い世代からの生活習慣の改善と高齢者を支える地域体制の確立」を基本方針として、介護サービスの基盤整備や介護予防の推進を図るとともに、在宅サービス等の充実・強化等の対策を展開してきました。

今後、令和7（2025）年、さらに令和22（2040）年を見据えると介護ニーズの高い75歳以上の人口が急速に増加することが見込まれます。

さらに、高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加も見込まれるなど、介護サービスの需要が増加することが予測されます。

また、介護人材不足の状況はますます厳しくなり、令和7（2025）年以降は現役世代の減少が顕著となり、高齢者介護を支える人材確保が大きな課題となります。

これらを踏まえ、市民一人ひとりが生涯にわたって真に幸福を享受できる高齢化社会を築き上げていくためには、「市民が住み慣れた地域で誇りをもって住み続けられる地域社会」、「人生を実り豊かに過ごせる地域社会」、「成熟化に向かう中で活力を持ちつづけられる地域社会」をつくっていくことが必要です。高齢者を社会的弱者としてではなく、自らも高齢社会を支える一員として、就労や様々な社会参加の条件整備等や、その潜在能力を社会に活かす仕組みづくりを進めることが重要です。そのためには、高齢者を含めすべての世代が持てる力を出し合い、ともに支え合う地域社会の形成が求められています。

このような高齢者を取り巻く状況から、地域の事情を具体的に反映した目指すべき姿を明らかにするため、「阿賀野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定しました。

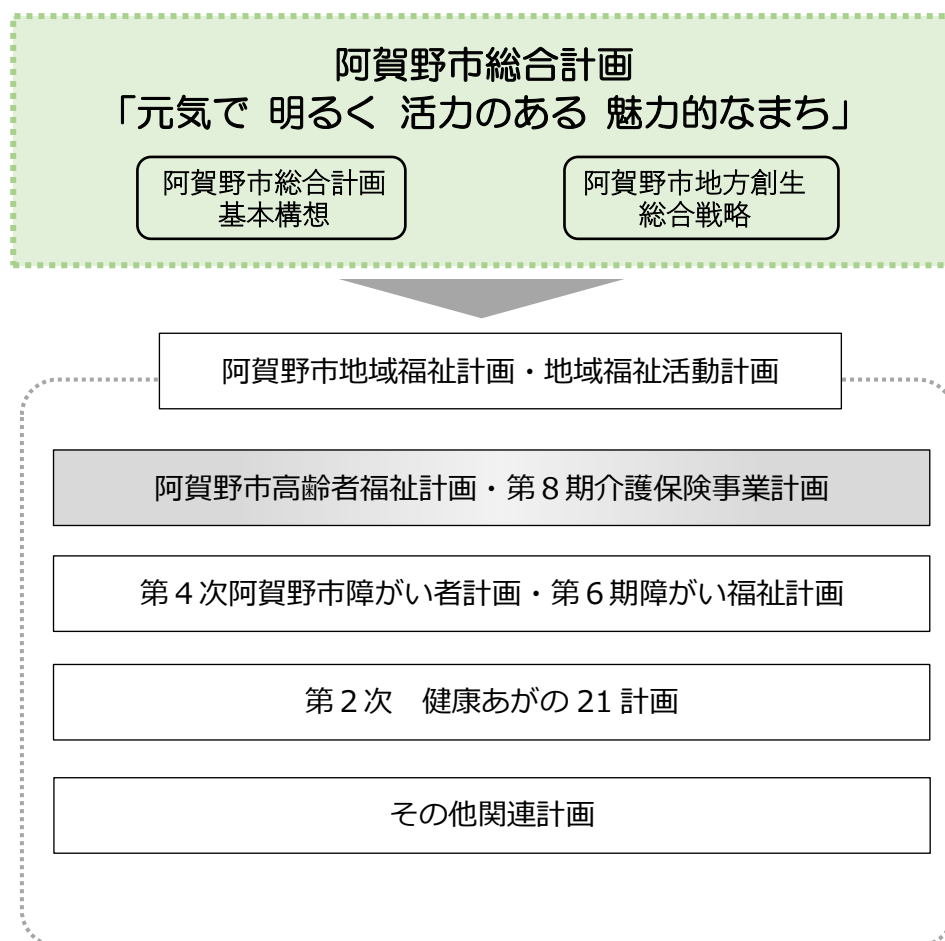
2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に規定された市町村老人福祉計画である「阿賀野市高齢者福祉計画」と介護保険法第117条に規定された市町村介護保険事業計画である「阿賀野市介護保険事業計画」を一体的に策定したものであり、阿賀野市（以下、本市）における高齢者保健福祉施策の総合的指針として位置づけられるものです。

なお、市町村老人保健計画については、老人保健法の改称・改正に伴い平成20（2008）年3月末で策定義務はなくなり、これに関連した事業は健康増進法や高齢者の医療の確保に関する法律に移管されましたが、本計画では健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律に係る高齢者保健事業についても記載しています。

また、本計画は「阿賀野市総合計画」で掲げる政策推進、行政改革（行政経営）、健全財政の3側面を包含した計画の7つの政策のうち、「高齢者や障がい者福祉の充実」のひとつとしてすべての市民が住み慣れた地域で元気に過ごせるため、保健福祉分野における阿賀野市地域福祉計画・地域福祉活動計画、第4次阿賀野市障がい者計画・第6期障がい福祉計画、並びに関連計画との調和を図り策定したものです。

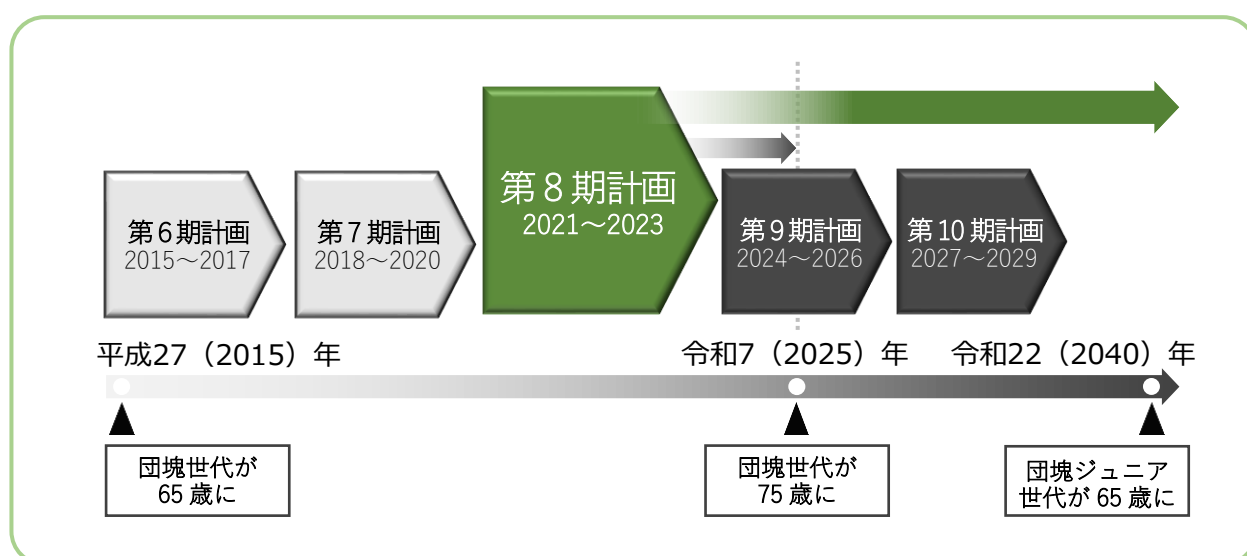
計画の位置づけ



3 計画期間

本計画は、令和3（2021）年度を初年度とし、令和5（2023）年度までの3年間を計画期間とします。また、本計画は地域包括ケアシステム及び地域共生社会の推進のため、令和7（2025）年及び令和22（2040）年までの中長期的な本市の高齢者の生活を支援するイメージで策定しています。

また、高齢化のピークを迎えるまでに、高齢者が安心して暮らせる「地域包括ケアシステム」の取組の深化・推進を目指す時期となります。



4 計画の策定体制

本計画は、庁内関係各課の連携により策定し、福祉・保健・医療分野の専門家、並びに学識経験者で構成する阿賀野市高齢者福祉計画及び阿賀野市介護保険事業計画策定委員会で検討したほか、県との内容調整を行いました。地域包括ケアシステムの構築にあたっては、庁内関係各課から構成される検討会を立ち上げ、ケア会議の意見・要望を踏まえて地域の実情を勘案しながら検討を行いました。

また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、介護保険サービス事業所調査、パブリックコメントなどを通じ、幅広く市民の要望・意見を反映しています。

第2章 高齢者を取り巻く現状

1 高齢者人口等

(1) 人口の推移

本市の令和2年9月30日の住民基本台帳人口は41,451人となっています。このうち高齢者数は13,976人で総人口に占める割合は33.7%となっており、後期高齢者数は6,938人で後期高齢化率は16.7%となっています。人口は減少し続けている一方で、高齢者人口は増加しています。

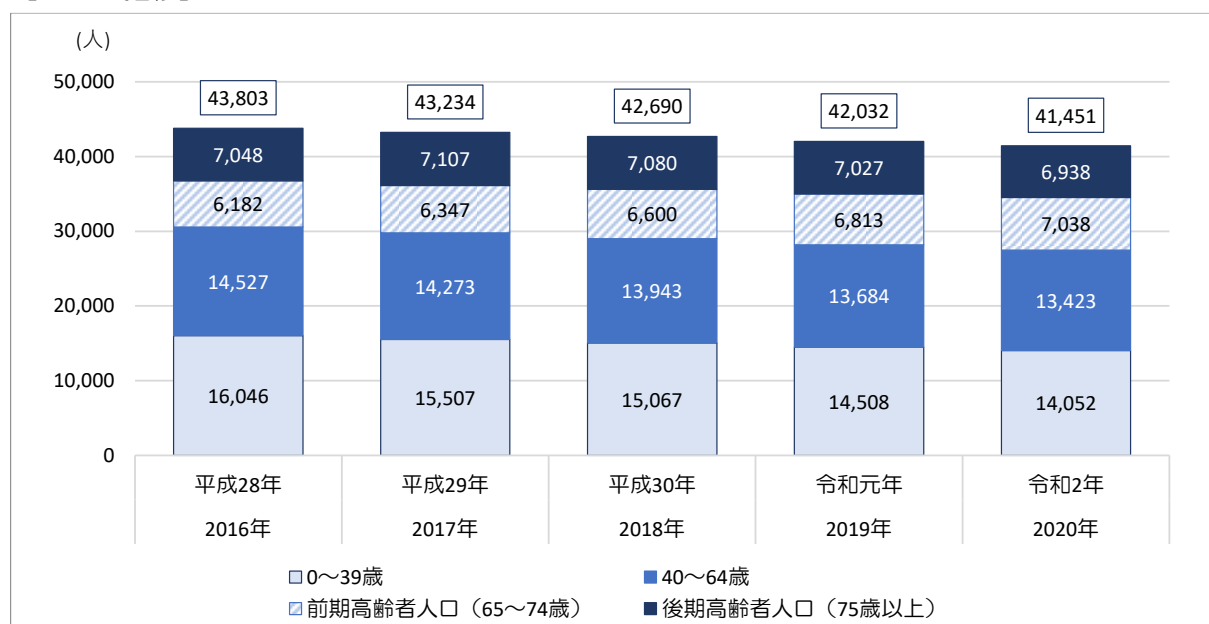
(単位：人、%)

（単位：人、％）

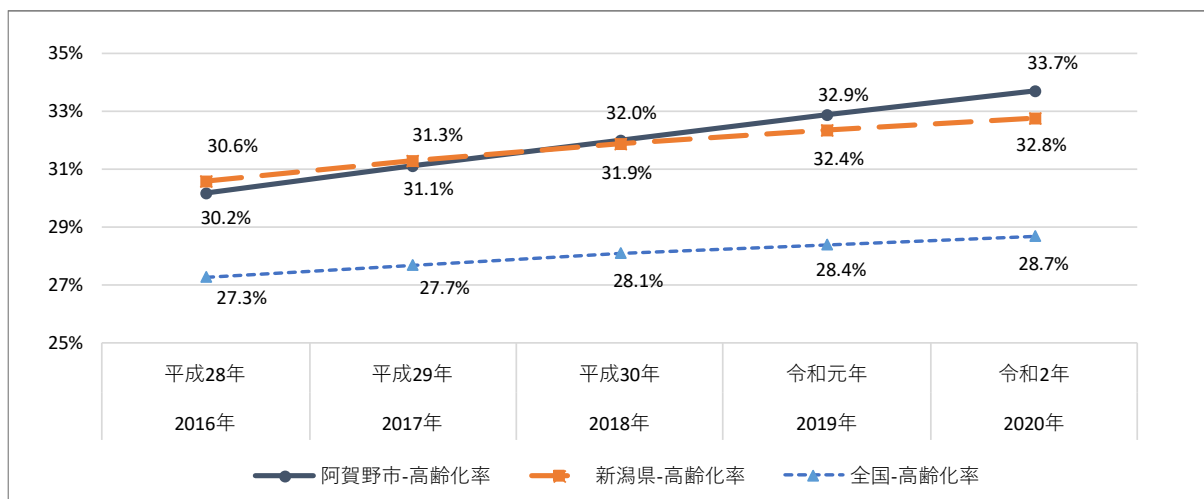
区 分		平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
総人口		43,803	43,234	42,690	42,032	41,451
0～39 歳		16,046	15,507	15,067	14,508	14,052
40～64 歳		14,527	14,273	13,943	13,684	13,423
65 歳以上		13,230	13,454	13,680	13,840	13,976
前期高齢者		6,182	6,347	6,600	6,813	7,038
後期高齢者		7,048	7,107	7,080	7,027	6,938
高齢化率	阿賀野市	30.2	31.1	32.0	32.9	33.7
	新潟県	30.6	31.3	31.9	32.4	32.8
	全 国	27.3	27.7	28.1	28.4	28.7

資料：住民基本台帳（各年9月30日）
新潟県の高齢化率は高齢者の現況
全国の高齢化率は内閣府高齢社会白書

【人口の推移】



【高齢化率の推移（阿賀野市、新潟県、全国）】



(2) 高齢者の世帯

高齢者世帯は、総人口が減少するなか増加を続け、結果として核家族や単身世帯が増えることになっています。令和2（2020）年の65歳以上の高齢者のいる世帯は7,428世帯で、一般世帯の51.0%と半数を超える数になっています。また、高齢者の単身世帯は1,868世帯、高齢者夫婦世帯は1,379世帯で増加傾向となっています。

【阿賀野市の高齢者世帯の状況】

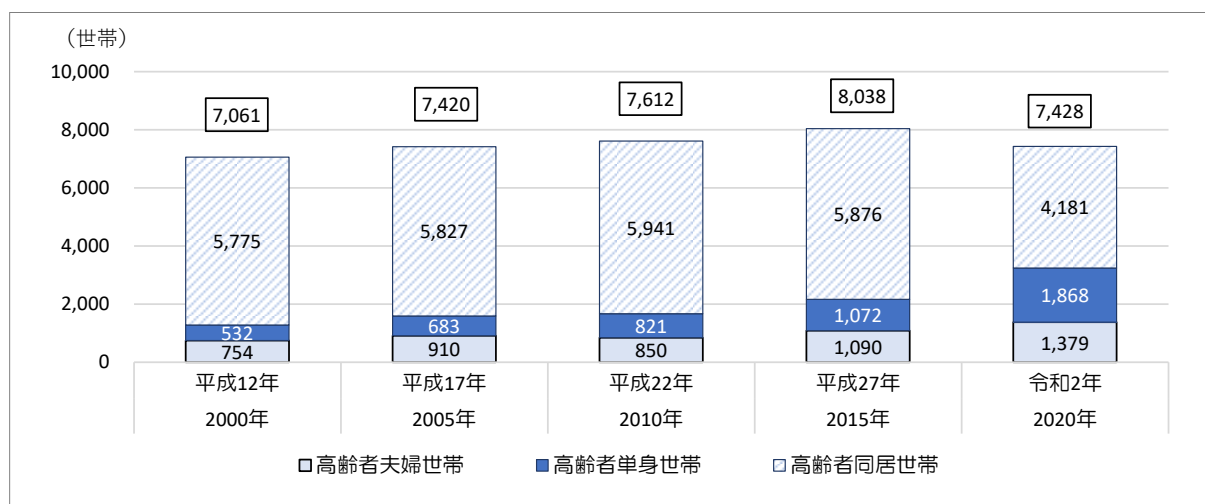
(単位：世帯、%)

区 分	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
一般世帯数 A	12,624	12,837	13,140	13,362	14,564
高齢者同居世帯 B	5,775	5,827	5,941	5,876	4,181
比率 B/A	45.7	45.4	45.2	44.0	28.7
高齢者単身世帯 C	532	683	821	1,072	1,868
比率 C/A	4.2	5.3	6.2	8.0	12.8
高齢者夫婦世帯 D	754	910	850	1,090	1,379
比率 D/A	6.0	7.1	6.5	8.2	9.5

資料：平成12（2000）～平成27（2015）年は国勢調査
令和2（2020）年は住民基本台帳（9月30日）

市内施設(特別養護老人ホーム・介護医療院・ケアハウス・特定入所者生活介護)に住所を定める者を除く

【阿賀野市の高齢者世帯の状況】



(3) 要支援・要介護認定者の推移

本市の要支援・要介護認定者数は、平成28年から令和2年をみると、減少傾向となっており、主に平成27年の制度改正が影響しているものと考えられます。認定率も減少しており、令和元年の認定率は17.9%となっています。

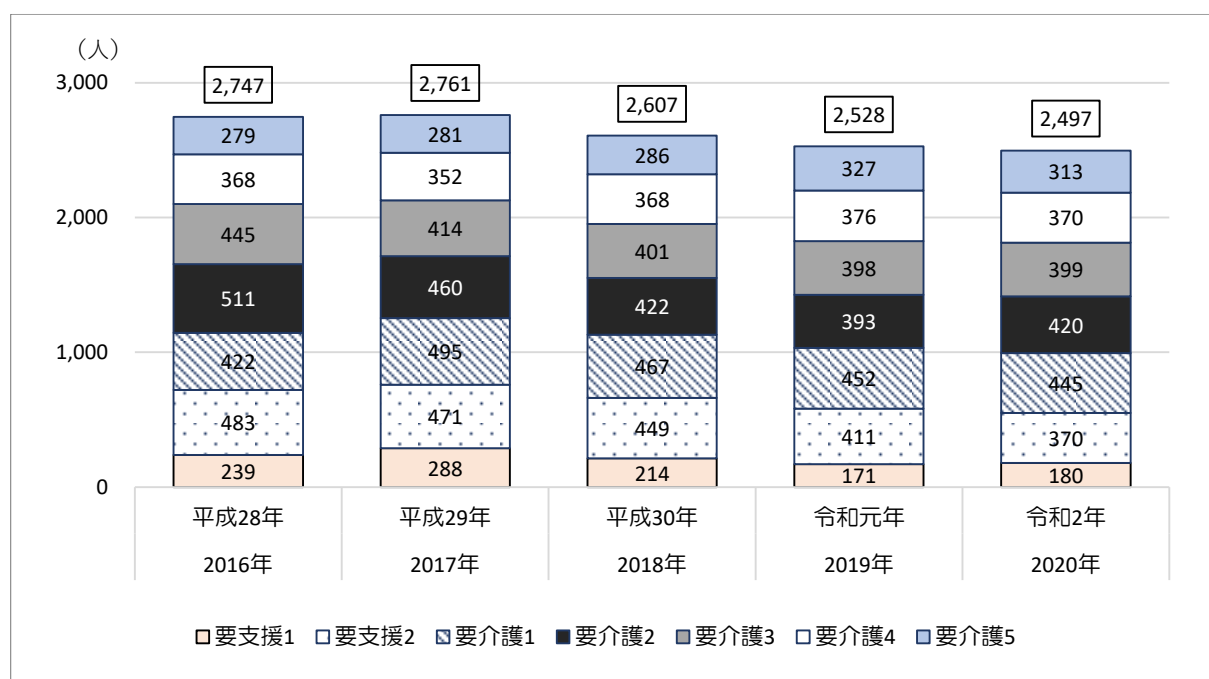
[要支援・要介護認定者数（総数）の推移]

(単位：人)

区分	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
高齢者数(第1号被保険者数)	13,194	13,404	13,618	13,786	13,918
認定者数	2,747	2,761	2,607	2,528	2,497
第1号被保険者	2,679	2,695	2,543	2,465	2,437
第2号被保険者	68	66	64	63	60
認定率	20.3%	20.1%	18.7%	17.9%	17.5%
要支援1	239	288	214	171	180
要支援2	483	471	449	411	370
要介護1	422	495	467	452	445
要介護2	511	460	422	393	420
要介護3	445	414	401	398	399
要介護4	368	352	368	376	370
要介護5	279	281	286	327	313

資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月月報値）

[要支援・要介護認定者数（総数）の推移]



2 アンケート調査の結果

高齢者福祉、介護保険サービス、生活支援サービス等の充実を図るため、市民の意向や生活状態を把握し、本計画に反映させることを目的として、アンケート調査を実施しました。

また、介護サービスを提供するため介護サービス事業所調査を行いました。

区 分	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査	介護サービス事業所調査
調査期間	令和2年1月	平成30年12月～令和元年12月	令和2年10月
調査方法	郵送による配布・回収	アンケート調査 (認定調査員による聞き取り)	アンケート調査 (メール配布・回収)
調査対象者	令和元年12月1日時点において、市内在住で要介護認定を受けていない65歳以上の市民から無作為抽出した3,000人	在宅で生活している要支援・要介護認定者	市内にある事業所
配布件数	3,000件	682件	50事業所
回収数（回収率）	2,238件（74.6%）	682件（100%）	34事業所（68.0%）
有効回答数	2,237件	682件	34事業所

（1）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

1. 社会参加を支援するために必要なサービスは何か？

①地域活動への参加の状況

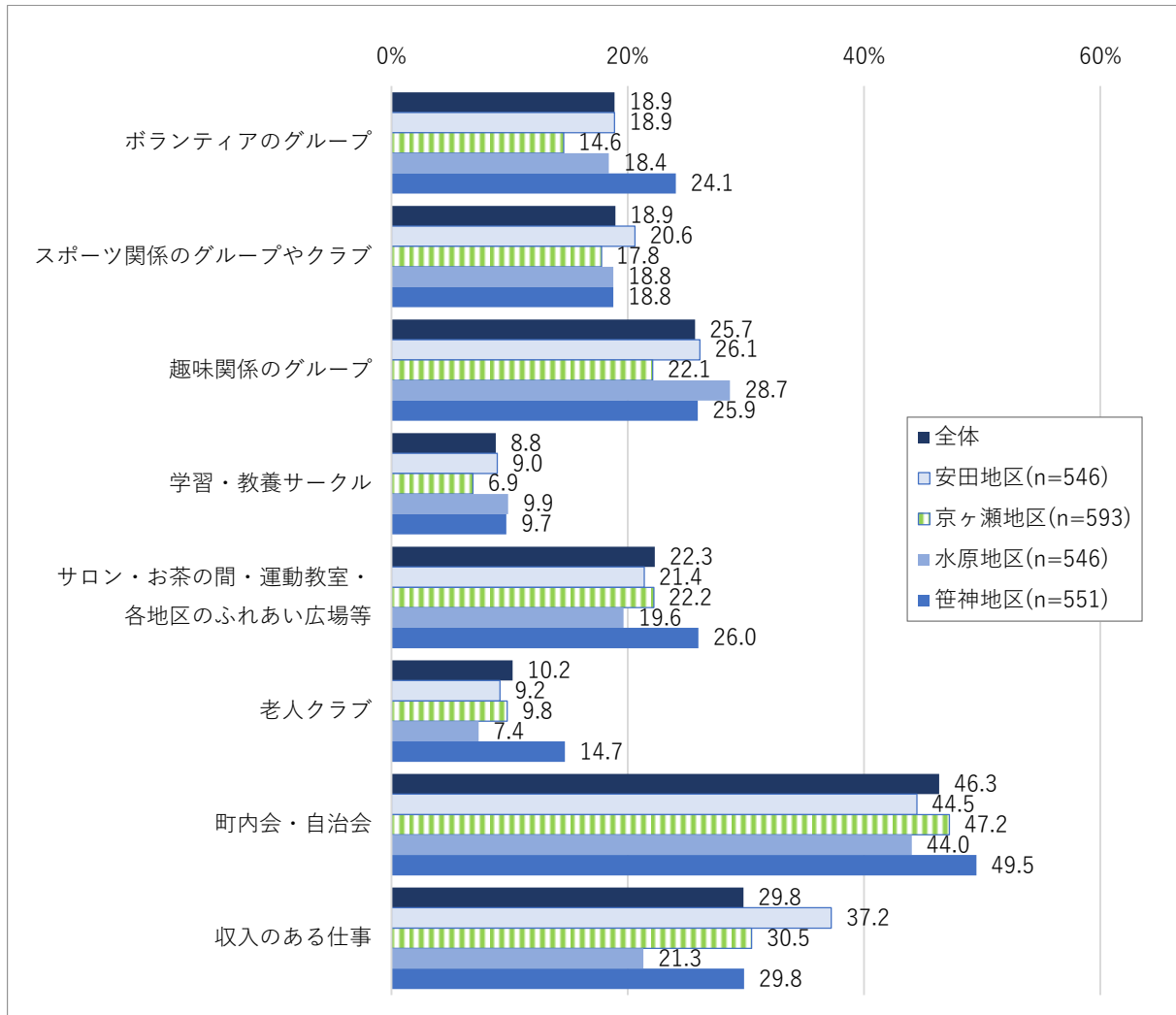
地域活動へ参加している割合を日常生活圏域別に比較すると、安田地区は、「スポーツ関係のグループやクラブ」、「収入のある仕事」では割合が最も高くなっており、「趣味関係のグループ」も高い傾向にあります。

京ヶ瀬地区は、「町内会・自治会」、「収入のある仕事」について割合が高くなっていますが、その他では参加割合が低い傾向にあり、「ボランティアのグループ」、「スポーツ関係のグループやクラブ」、「趣味関係のグループ」、「学習・教養サークル」では最も低くなっています。

水原地区は、「趣味関係のグループ」、「学習・教養サークル」では割合が最も高くなっています。一方で、「サロン・お茶の間・運動教室・各地区のふれあい広場等」、「老人クラブ」、「町内会・自治会」、「収入のある仕事」では割合が最も低くなっています。

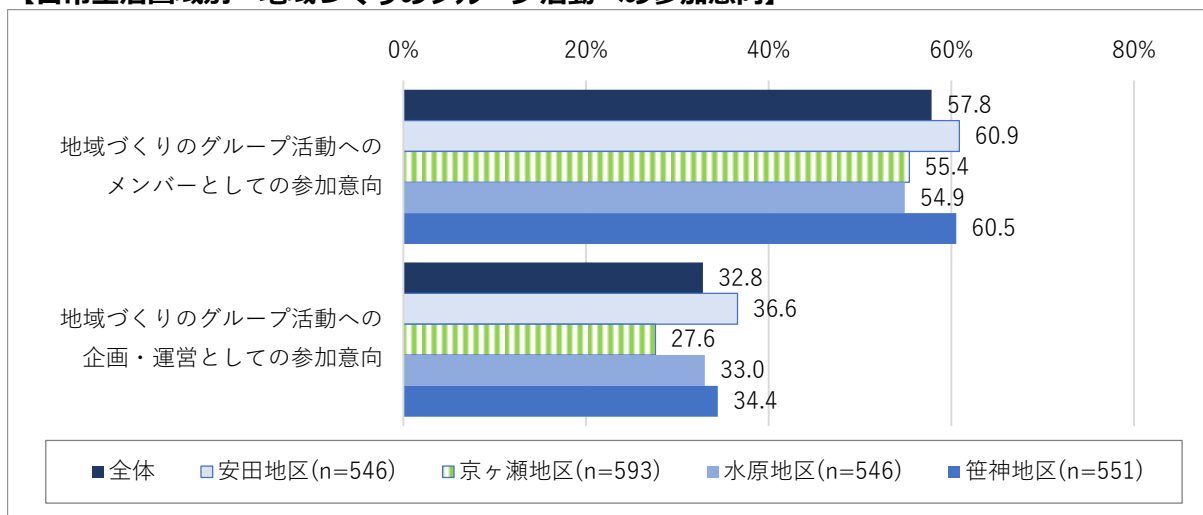
笹神地区は、すべての活動について参加割合が高い傾向にあり、「ボランティアのグループ」、「サロン・お茶の間・運動教室・各地区のふれあい広場等」、「老人クラブ」、「町内会・自治会」では割合が最も高くなっています。

【日常生活圏域別・地域づくり活動への参加頻度】



地域づくりのグループ活動への参加意向について、日常生活圏域別に比較すると、「メンバーとしての参加意向」、「企画運営としての参加意向」とともに安田地区で割合が最も高くなっており、次いで笹神地区となっています。「メンバーとしての参加意向」が最も低いのは水原地区で、「企画・運営としての参加意向」が最も低いのは京ヶ瀬地区となっています。

【日常生活圏域別・地域づくりのグループ活動への参加意向】



(2) 在宅介護実態調査

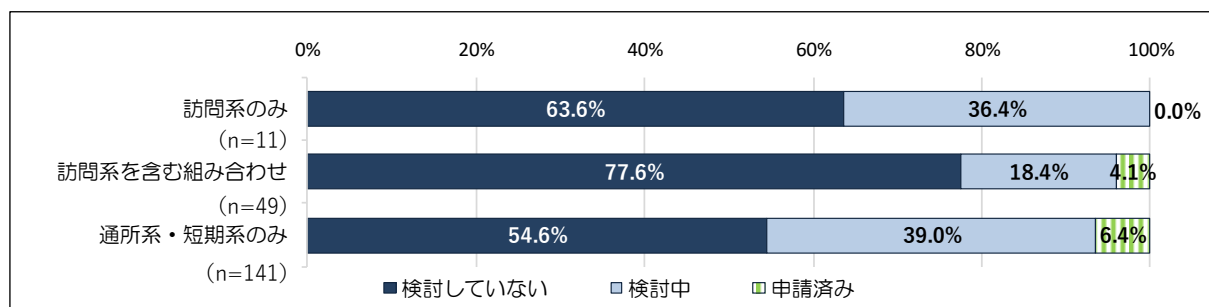
1. 在宅生活の維持が難しくなっている人の生活改善のために必要な支援・サービスは何か？

① 在宅生活の継続が可能と考えている人はどのようなサービスを利用しているのか

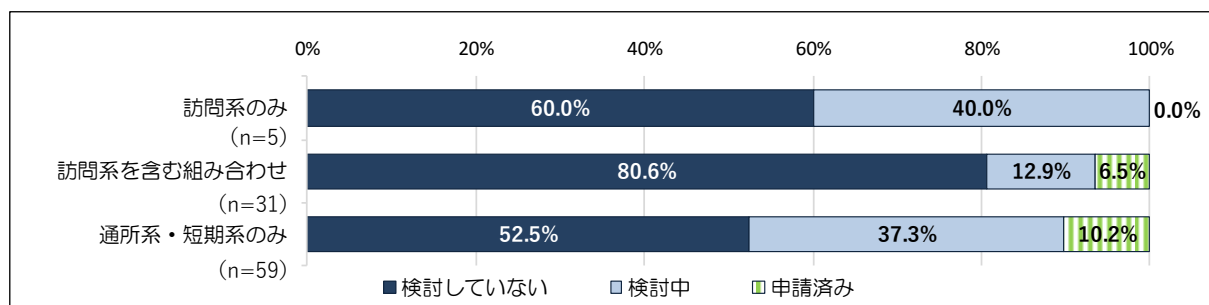
「サービス利用の組み合わせ」と「施設等検討の状況」の関係をみると、「検討していない」の割合が最も高いのは「訪問系を含む組み合わせ」となっています。「通所系・短期系のみ」では、「申請済み」と「検討中」の合計の割合が高い傾向にあります。

このことから、在宅限界点の向上のためには、「通所系・短期系」のみでなく、「訪問系」を組み合わせた利用を推進していくことが効果的となるケースもあると考えられます。

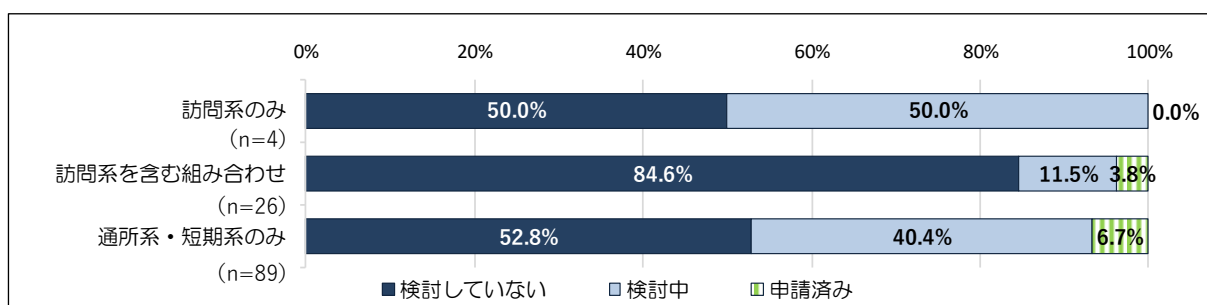
【サービス利用の組み合わせと施設等検討の状況（要介護3以上）】



【サービス利用の組み合わせと施設等検討の状況（要介護4以上）】



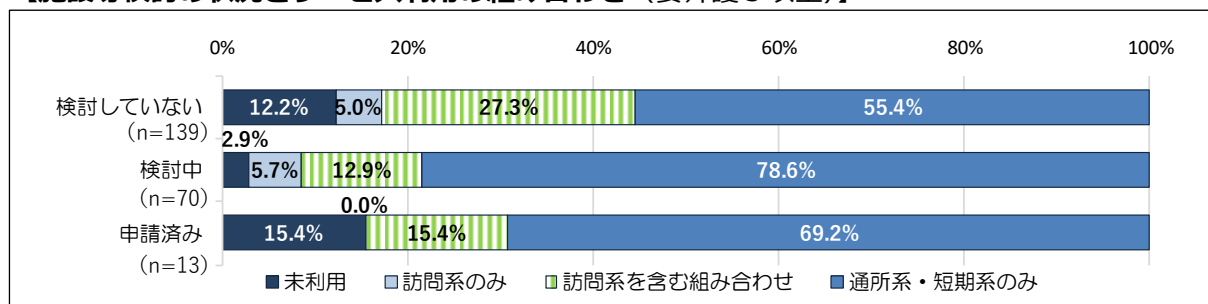
【サービス利用の組み合わせと施設等検討の状況（認知症自立度Ⅲ以上）】



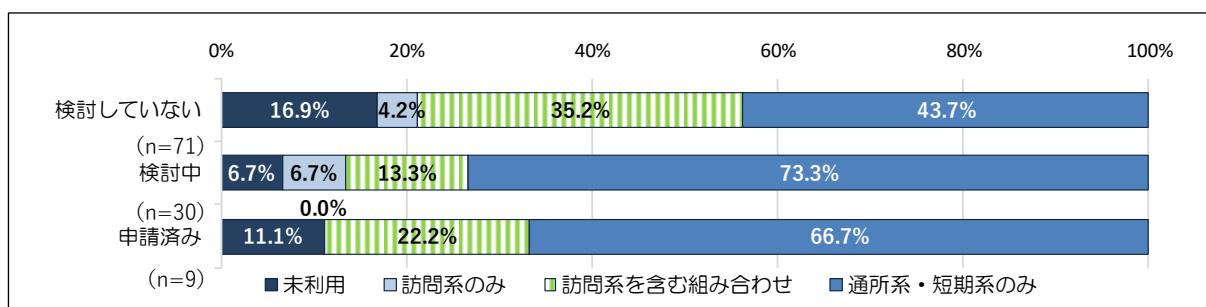
「施設等検討の状況」と「サービス利用の組み合わせ」の関係をみると、「検討していない」では「訪問系を含む組み合わせ」の割合が高く、「検討中」では「通所系・短期系のみ」の割合が高くなっています。一方で「申請済み」では「訪問系のみ」の利用は0.0%で、「検討中」より「未利用」の割合が高くなっています。

「申請済み」は該当者数が少ないため、傾向を見ることは難しいですが、施設入所を検討する必要があるような、より介護者の負担が大きいケースでは、「通所系・短期系のみ」の利用が多くなっている、または「通所系・短期系のみ」の利用では、介護者の負担が大きく施設入所を検討する必要があると考えられます。

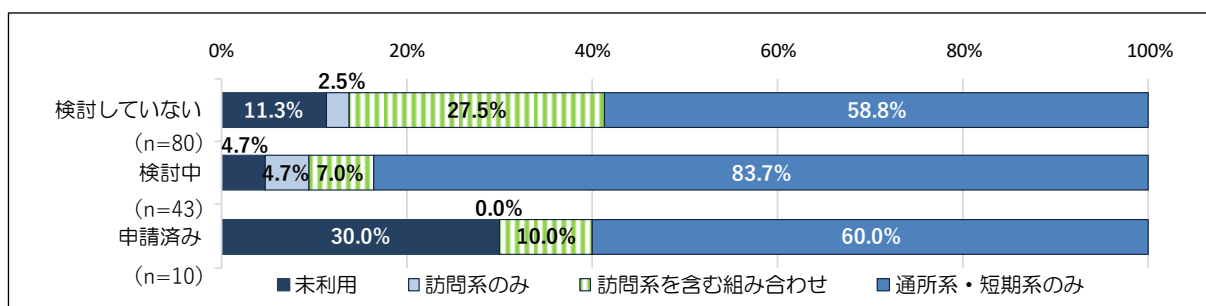
【施設等検討の状況とサービス利用の組み合わせ（要介護3以上）】



【施設等検討の状況とサービス利用の組み合わせ（要介護4以上）】



【施設等検討の状況とサービス利用の組み合わせ（認知症自立度Ⅲ以上）】



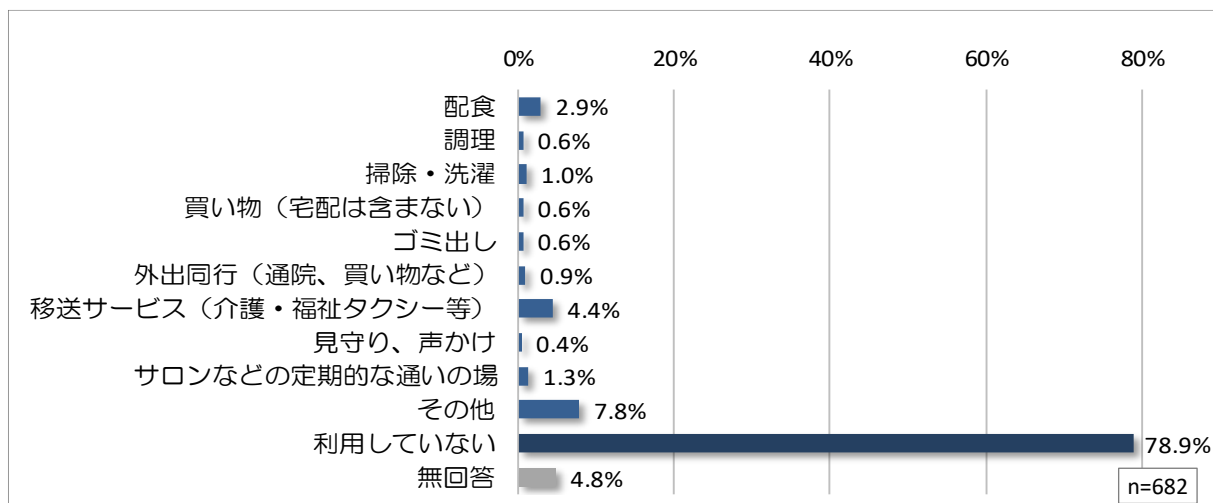
② 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは何か

保険外の支援・サービスの利用状況は低く、「移送サービス」が4.4%、「配食」が2.9%、「その他」が7.8%となっていますが、「利用していない」が78.9%となっています。「その他」の具体的なサービスで多くあがっていたのは「介護手当」、「オムツ券」でした。

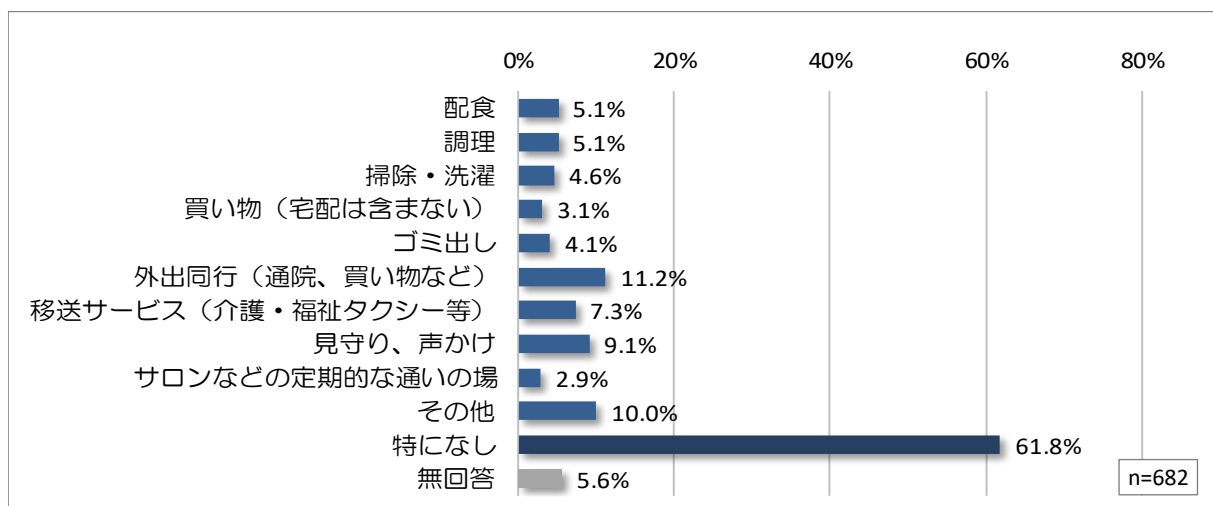
在宅支援の継続に必要と感じる支援・サービスでは「特になし」は61.8%となっており、支援・サービスが必要だと感じながらも未利用となっている介護者が20%近くいることになります。必要と感じるサービスは「外出同行」が11.2%と最も高く、次いで「見守り、声かけ」が9.1%となっています。また、「その他」が10.0%となっていますが、具体的なサービスとして多くあがっていたのは「除雪・雪降ろし」でした。

「外出同行」や「移送サービス」などの外出支援に係る支援は、買い物や定期的な通いの場など、他のサービスの利用や社会参加にも大きく関わってきます。また、今後、高齢化の進展とともに、移動手段が限られる人口の増加が予測されることもあり、とても重要な課題といえます。

【保険外の支援・サービスの利用状況】



【在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス】



【保険外の支援・サービスの利用状況・在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス】

「サロンなどの定期的な通いの場」の割合は 2.9%となっています。

割合が最も高いのは「外出同行」で 11.2%となっています。一方で実際にサービスを利用している割合は低くなっています。

サービスを利用していない理由の把握及び現状の課題を明らかにし、既存の移送サービスなどの外出支援について、担当課と連携しながら、要介護者の利用を想定した場合の問題・課題の把握や、改善の可能性等について検討を進める必要があります。

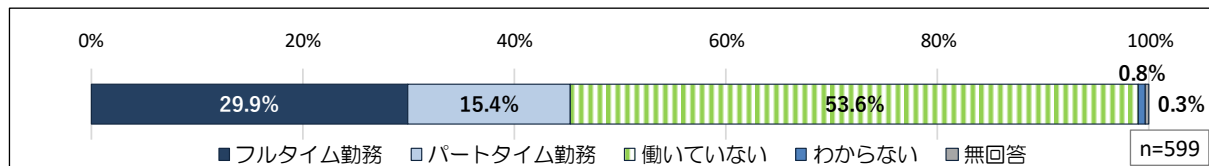
また、比較的要介護度が軽度な方のニーズが高いことを踏まえ、ボランティアや民間事業者を対象とした、要介護者への支援・サービス提供に係る研修会を積極的に開催し、人材の育成を進めていくことも重要だと考えられます。

2. 家族等介護者が就労を継続していくために必要な機能を持つ支援・サービスは何か？

① 家族等介護者の就労状況と就労継続見込み

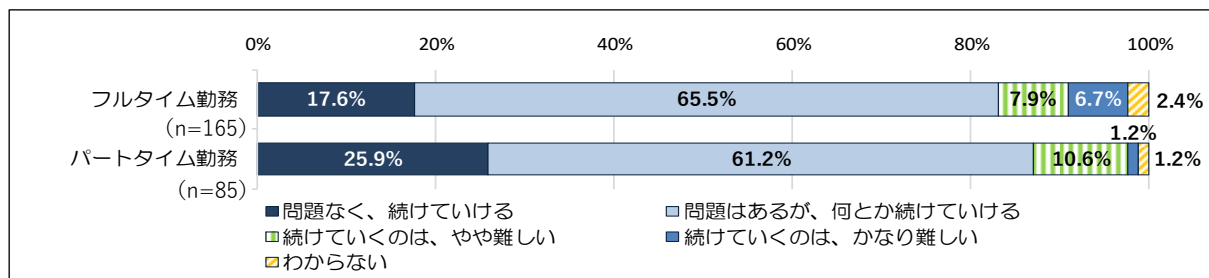
主な介護者の就労状況は「働いていない」が 53.6%と最も高くなっています。「フルタイム勤務」は 29.9%、「パートタイム勤務」は 15.4%となっています。

【主な介護者の就労状況】

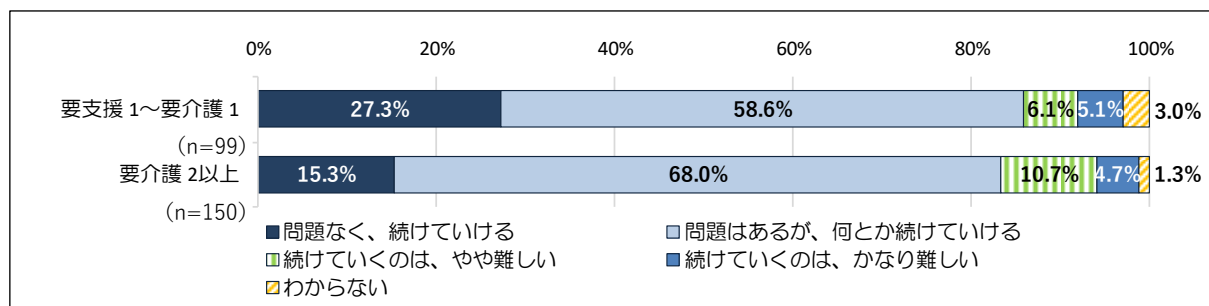


就労している介護者の今後の就労継続見込みをみると、「問題なく、続けていける」割合は「パートタイム勤務」の方が高く、25.9%となっています。「問題なく、続けていける」と「問題はあるが、何とか続けていける」を合わせた継続可能とする割合も「パートタイム勤務」の方が高くなっています。「フルタイム勤務」では「続けていくのは、かなり難しい」が 6.7%となっています。フルタイム勤務・パートタイム勤務ともに要介護者の重度化に伴い「問題なく、続けていける」割合が低くなっています。

【就労状況別・就労継続見込み】



【要介護度別・就労継続見込み（フルタイム勤務+パートタイム勤務）】



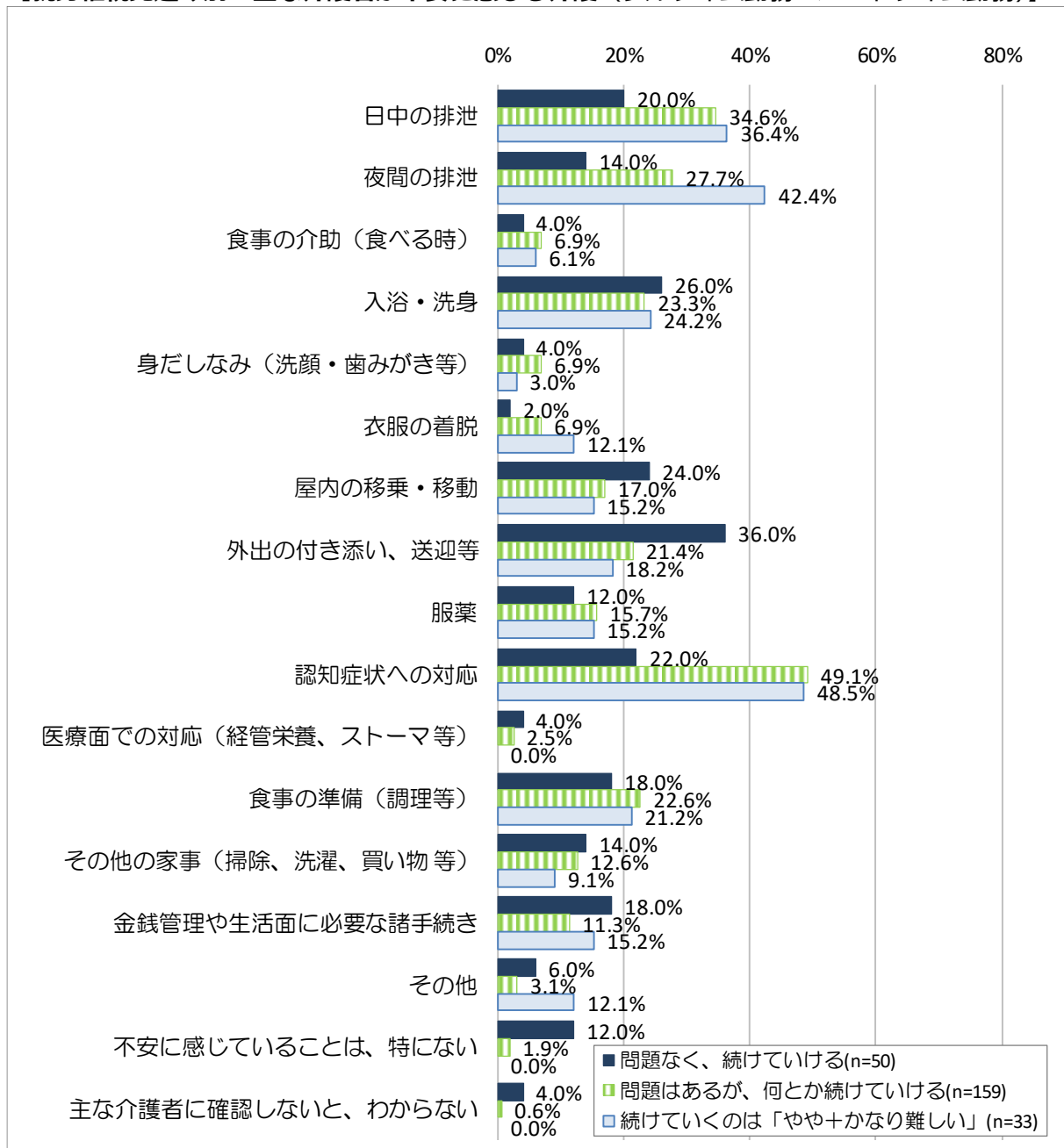
② 主な介護者が不安に感じている介護

就労している主な介護者が不安に感じる介護については、「認知症状への対応」が最も高くなっています。

就労継続見込み別にみると、就労の継続が困難と考えている人では「認知症状への対応」、「夜間の排泄」の割合が高くなっています。また、問題なく続けていけると考えている人では「認知症状への対応」の割合が低くなっています。

これらのことから、在宅介護をしながら就労継続していくことの可否の判断に、要介護者の認知症状が大きく関わっている可能性が考えられます。

【就労継続見込み別・主な介護者が不安に感じる介護（フルタイム勤務+パートタイム勤務）】



3. 医療ニーズのある要介護者が在宅生活を継続していくのに必要な支援・サービスは何か？

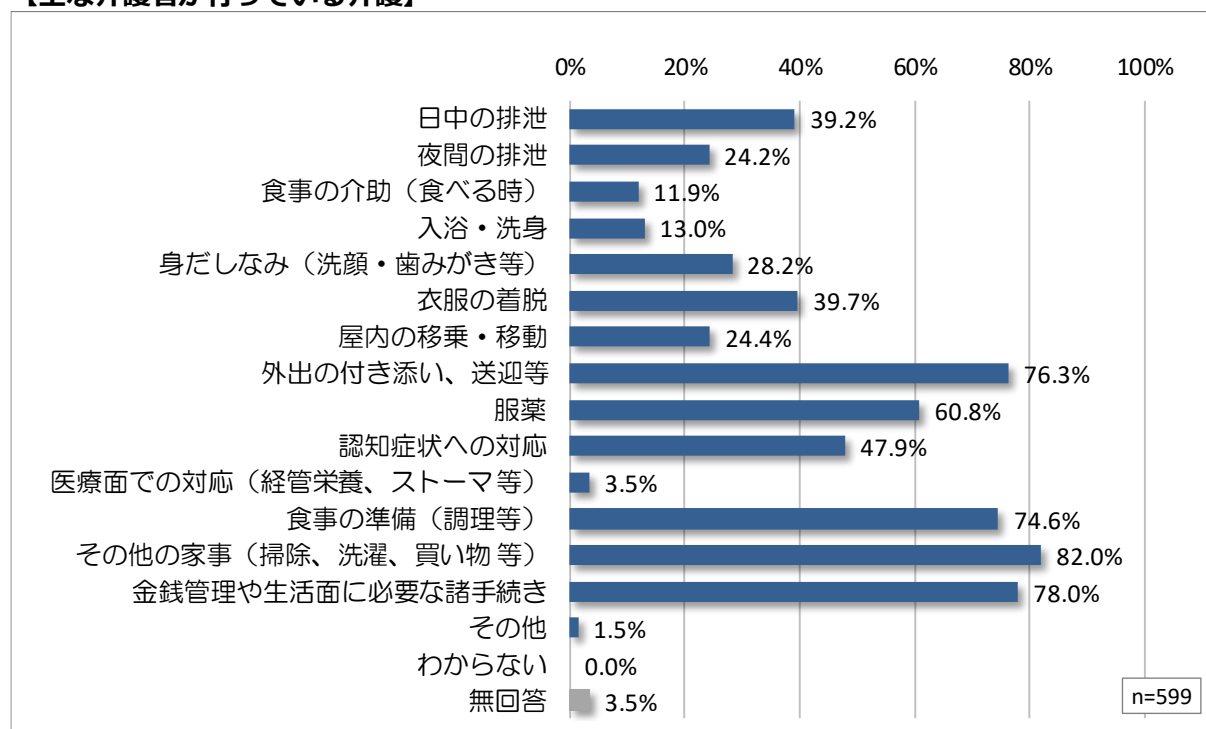
①医療ニーズのある要介護者の状況

主な介護者が「医療面での対応（経管栄養、ストーマ等）」を行っている割合は 3.5%となっています。全国の人口 5 万人以下の市町村の平均 8.4%（平成 29 年）より少ない状況です。

しかし、新潟県の地域医療構想「2025 年の在宅医療等で対応が必要な医療需要」等からも将来的に医療ニーズのある要介護者は増加していくと考えられます。そのようなニーズに対して、いかに適切なサービス提供体制を確保していくかが重要な課題となります。

在宅医療の担い手の確保や地域における医療と介護の一体的なサービス提供に向けて、多職種の連携強化・地域住民への普及啓発を推進し、地域包括ケアシステムの深化に取り組むことが重要であると考えられます。

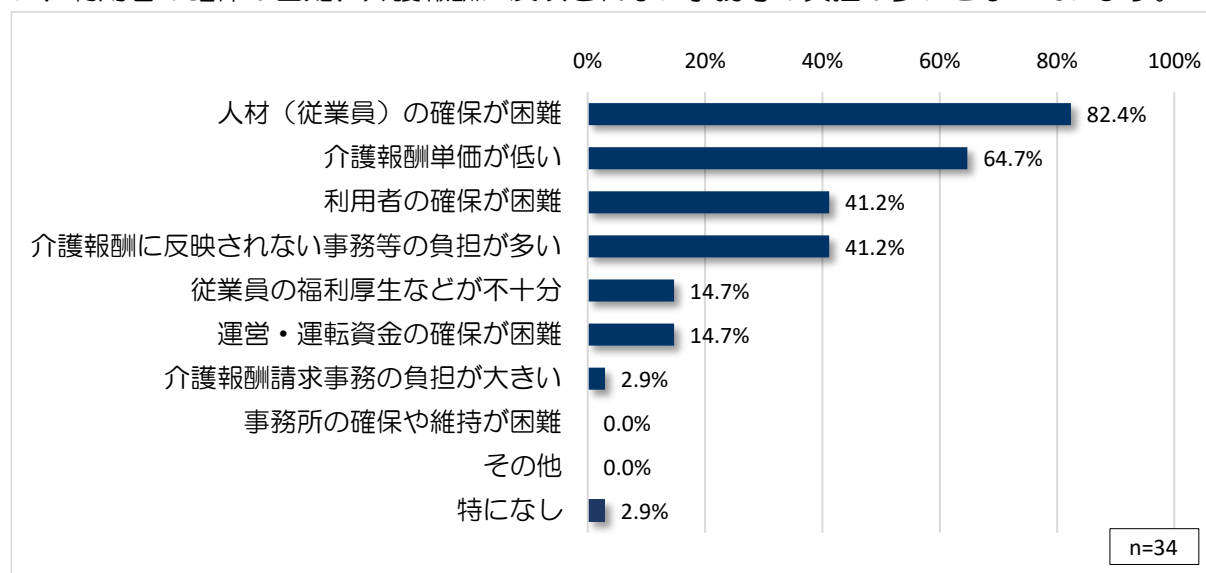
【主な介護者が行っている介護】



(3) 介護サービス事業所調査

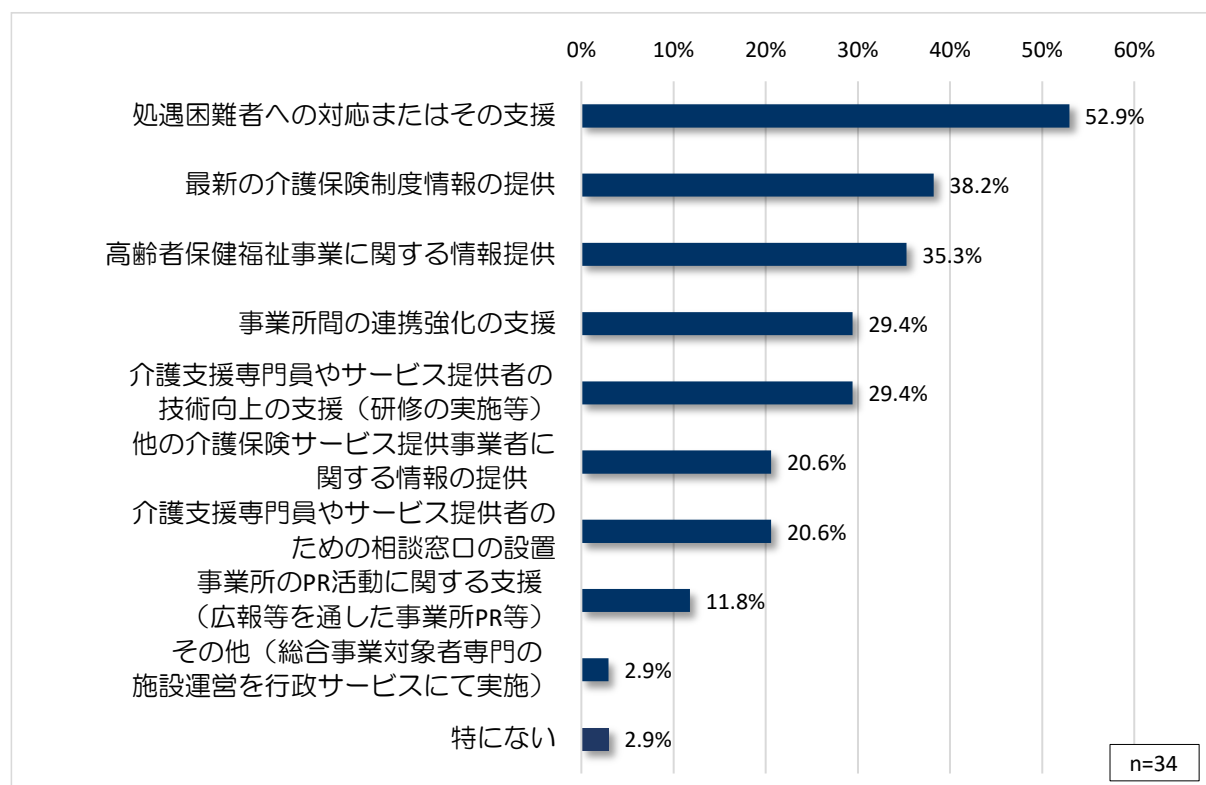
1. 介護保険サービス事業を行う上での問題点や課題

人材（従業員）の確保が困難が 82.4%と最も高くなっています。次いで介護報酬単価が低い、利用者の確保が困難、介護報酬に反映されない事務等の負担が多いとなっています。



2. 介護保険サービス事業を行う上で、行政に支援等をしてほしいこと

処遇困難者への対応またはその支援が 52.9%と最も高くなっています。次いで最新の介護保険制度情報の提供、高齢者保健福祉に関する情報提供となっています。



（４）日常生活圏域別の地域分析

1. 日常生活圏域の設定

介護保険制度では、住民が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域における介護サービス等の提供について計画的な整備を行うために「日常生活圏域」を定めることとなっています。

本市では、地域の地理的条件、人口規模、交通事情その他社会的条件などを勘案して、日常生活圏域は、第7期と同様に旧町村の安田・京ヶ瀬・水原・笹神地区とします。

図表 日常生活圏域別のエリア



2. 人口と要支援・要介護認定等の状況

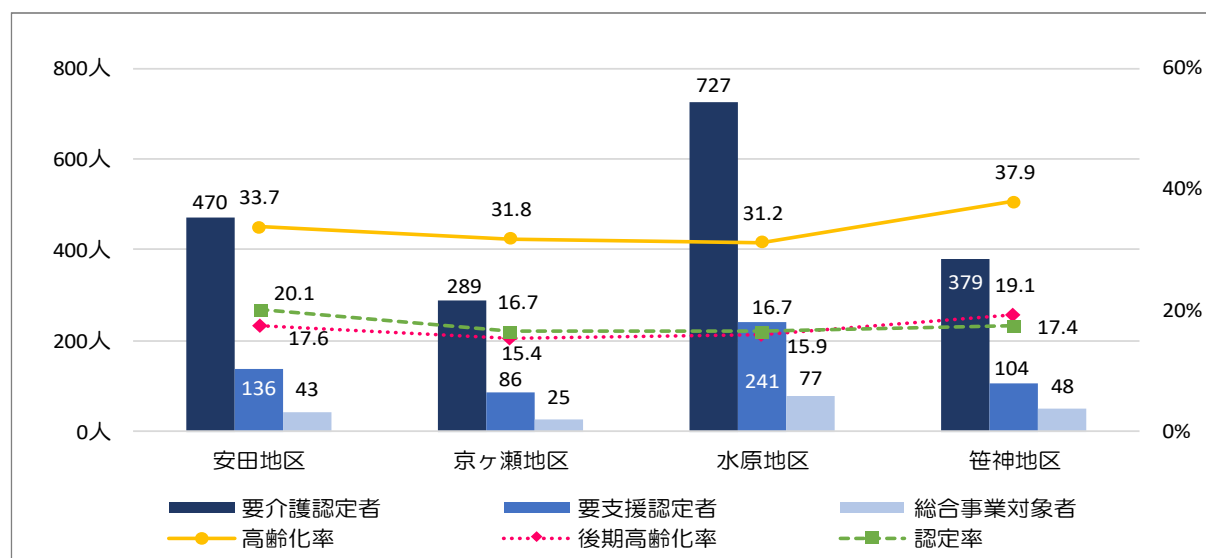
【人口と要支援・要介護認定等の状況】

区分	人口（人）	高齢者人口（人）	高齢化率（%）	後期高齢者人口（人）	後期高齢化率（%）	認定者（人）	認定率（%）
阿賀野市	41,900	13,838	33.0	7,004	16.7	2,432	17.6
安田地区	8,919	3,009	33.7	1,566	17.6	606	20.1
京ヶ瀬地区	7,079	2,250	31.8	1,090	15.4	375	16.7
水原地区	18,591	5,806	31.2	2,950	15.9	968	16.7
笹神地区	7,311	2,773	37.9	1,398	19.1	483	17.4

区分	要支援認定者（人）	要介護認定者（人）	重度認定者			総合事業対象者（人）
			要介護3～5（人）	認定者に占める割合（%）	認定率（%）	
阿賀野市	567	1,865	1,026	55.0	7.4	193
安田地区	136	470	277	58.9	9.2	43
京ヶ瀬地区	86	289	159	55.0	7.1	25
水原地区	241	727	400	55.0	6.9	77
笹神地区	104	379	190	50.1	6.9	48

資料：住民基本台帳（令和元年12月末現在）

※認定者数関係については、住所地特例者は除いています。（4地区のいずれにも当てはまらないため）



3. リスク該当者の状況

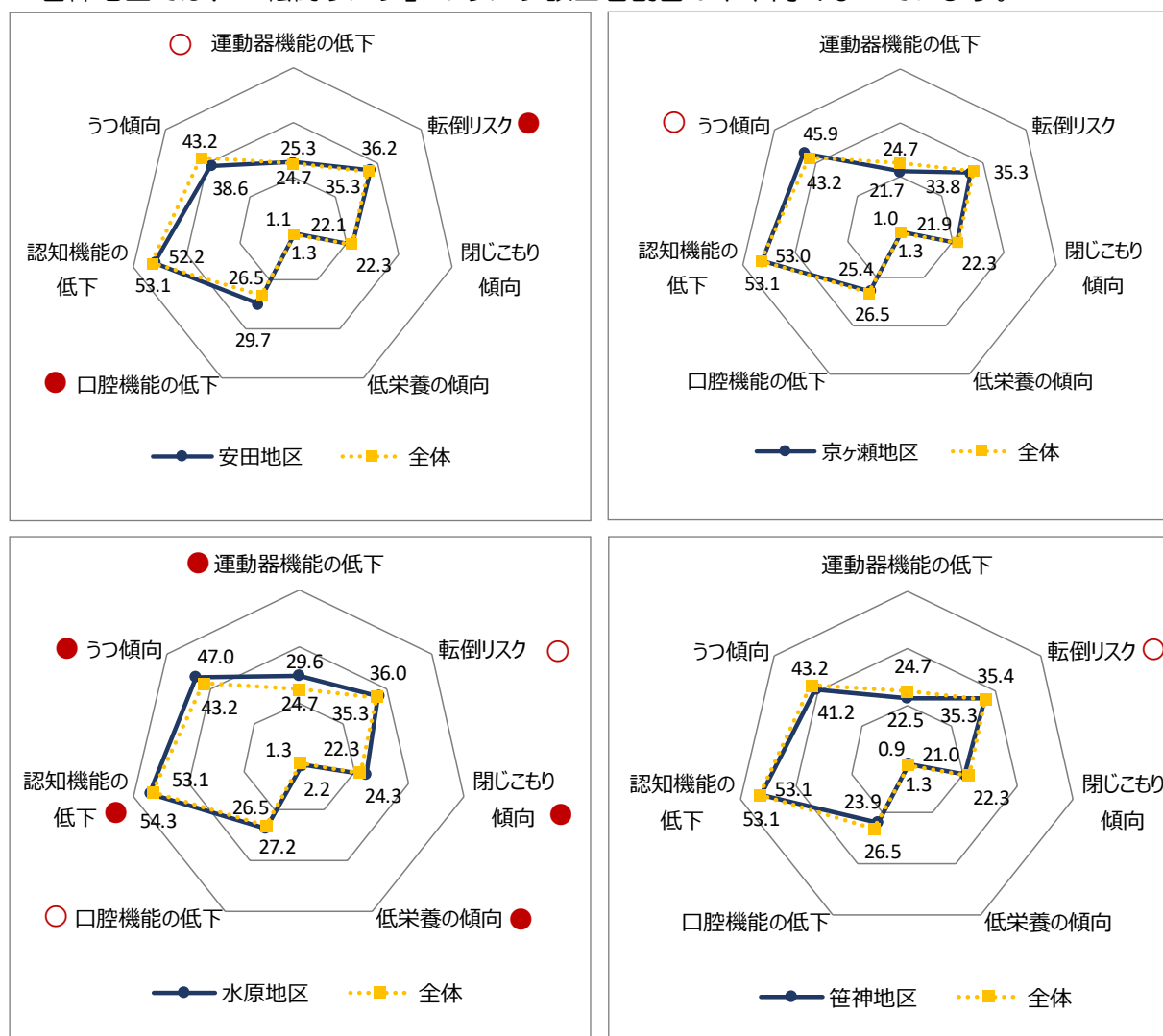
日常生活圏域別のリスク該当者の割合を、全体の割合と比較しました。無回答による判定不能を除いているため、評価項目別の分析結果と数値が異なります。全体の割合より高い項目は○、4圏域の中で最も割合の高い項目は●で示しています。

安田地区では、「転倒リスク」と「口腔機能の低下」でリスク該当者割合が最も高くなっています。

京ヶ瀬地区では、「うつ傾向」でリスク該当者割合が高くなっています。

水原地区では、すべての項目で全体のリスク該当者割合を上回っており、「運動機能の低下」、「閉じこもり傾向」、「低栄養の傾向」、「認知機能の低下」、「うつ傾向」の5項目でリスク該当者割合が最も高くなっています。水原地区の調査対象者の年齢が他の地区より高齢だったことが影響していると考えられます。

笹神地区では、「転倒リスク」のリスク該当者割合がやや高くなっています。



3 介護保険サービスの現状

居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス全体で各年度利用者が増加傾向となっていますが、給付費全体では概ね計画通りとなって推移しています。

(1) 介護保険サービスの利用実績（人数・給付費）

①居宅サービス

【居宅サービス事業量の実績（令和2年度は見込み）】

（単位：人/月、千円/年）

区分			計画	実績	計画比
① 訪問介護	人数	平成30年度	209	198	94.7%
		令和元年度	210	186	88.6%
		令和2年度	211	176	83.4%
	給付費	平成30年度	137,850	121,153	87.9%
		令和元年度	138,622	116,263	83.9%
		令和2年度	139,342	116,271	83.4%
② 訪問入浴介護	人数	平成30年度	17	12	70.6%
		令和元年度	17	12	70.6%
		令和2年度	17	12	70.6%
	給付費	平成30年度	13,687	8,268	60.4%
		令和元年度	13,693	9,135	66.7%
		令和2年度	13,693	8,248	60.2%
③ 訪問看護	人数	平成30年度	109	90	82.6%
		令和元年度	110	95	86.4%
		令和2年度	111	102	91.9%
	給付費	平成30年度	38,151	32,641	85.6%
		令和元年度	38,480	32,305	84.0%
		令和2年度	38,747	33,735	87.1%
④ 訪問リハビリテーション	人数	平成30年度	2	11	550.0%
		令和元年度	2	16	800.0%
		令和2年度	2	23	1150.0%
	給付費	平成30年度	508	3,953	778.1%
		令和元年度	509	5,446	1069.9%
		令和2年度	509	8,329	1636.3%

【居宅サービス事業量の実績（令和2年度は見込み）】

（単位：人/月、千円/年）

区分			計画	実績	計画比
⑤ 居宅療養管理指導	人数	平成30年度	44	32	72.7%
		令和元年度	45	33	73.3%
		令和2年度	46	32	69.6%
	給付費	平成30年度	3,305	3,195	96.7%
		令和元年度	3,385	3,743	110.6%
		令和2年度	3,462	4,055	117.1%
⑥ 通所介護	人数	平成30年度	675	624	92.4%
		令和元年度	678	596	87.9%
		令和2年度	681	578	84.9%
	給付費	平成30年度	648,432	588,956	90.8%
		令和元年度	651,534	576,589	88.5%
		令和2年度	654,345	571,779	87.4%
⑦ 通所リハビリテーション	人数	平成30年度	61	63	103.3%
		令和元年度	61	66	108.2%
		令和2年度	61	66	108.2%
	給付費	平成30年度	53,862	48,926	90.8%
		令和元年度	53,886	46,725	86.7%
		令和2年度	53,886	46,722	86.7%
⑧ 短期入所生活介護	人数	平成30年度	319	305	95.6%
		令和元年度	320	327	102.2%
		令和2年度	321	308	96.0%
	給付費	平成30年度	343,767	354,738	103.2%
		令和元年度	344,843	393,413	114.1%
		令和2年度	345,765	381,647	110.4%
⑨ 短期入所療養介護 （老健）	人数	平成30年度	2	2	100.0%
		令和元年度	2	3	150.0%
		令和2年度	2	4	200.0%
	給付費	平成30年度	1,429	1,853	129.7%
		令和元年度	1,430	5,945	415.8%
		令和2年度	1,430	4,774	333.8%

【居宅サービス事業量の実績（令和2年度は見込み）】

（単位：人/月、千円/年）

区分			計画	実績	計画比
⑩ 短期入所療養介護 （病院等）	人数	平成30年度	12	9	75.0%
		令和元年度	12	5	41.7%
		令和2年度	12	0	—
	給付費	平成30年度	18,637	15,067	80.8%
		令和元年度	18,646	8,617	46.2%
		令和2年度	18,646	0	—
⑪ 短期入所療養介護 （介護医療院）	人数	平成30年度	0	0	—
		令和元年度	0	1	—
		令和2年度	0	1	—
	給付費	平成30年度	0	0	—
		令和元年度	0	127	—
		令和2年度	0	152	—
⑫ 特定施設入居者生活介護	人数	平成30年度	47	42	89.4%
		令和元年度	47	45	95.7%
		令和2年度	47	46	97.9%
	給付費	平成30年度	100,693	91,904	91.3%
		令和元年度	100,738	98,931	98.2%
		令和2年度	100,738	104,245	103.5%
⑬ 福祉用具貸与	人数	平成30年度	600	544	90.7%
		令和元年度	600	545	90.8%
		令和2年度	600	531	88.5%
	給付費	平成30年度	92,219	84,303	91.4%
		令和元年度	92,219	85,840	93.1%
		令和2年度	92,219	85,808	93.0%
⑭ 特定福祉用具購入費	人数	平成30年度	10	9	90.0%
		令和元年度	10	7	70.0%
		令和2年度	10	9	90.0%
	給付費	平成30年度	3,035	3,021	99.6%
		令和元年度	3,035	2,537	83.6%
		令和2年度	3,035	3,069	101.1%

【居宅サービス事業量の実績（令和2年度は見込み）】

（単位：人/月、千円/年）

区分			計画	実績	計画比
⑮ 住宅改修費	人数	平成30年度	7	6	85.7%
		令和元年度	7	7	100.0%
		令和2年度	7	5	71.4%
	給付費	平成30年度	8,852	7,147	80.7%
		令和元年度	8,852	8,151	92.1%
		令和2年度	8,852	6,422	72.5%
⑯ 居宅介護支援	人数	平成30年度	1021	965	94.5%
		令和元年度	1026	961	93.7%
		令和2年度	1031	933	90.5%
	給付費	平成30年度	173,842	164,621	94.7%
		令和元年度	174,820	166,636	95.3%
		令和2年度	175,719	161,433	91.9%

②地域密着型サービス

【地域密着型サービス事業量の実績（令和2年度は見込み）】

（単位：人/月、千円/年）

区分			計画	実績	計画比
① 小規模多機能型居宅介護	人数	平成30年度	25	25	100.0%
		令和元年度	25	27	108.0%
		令和2年度	26	27	103.8%
	給付費	平成30年度	58,128	58,021	99.8%
		令和元年度	58,154	63,432	109.1%
		令和2年度	59,745	68,955	115.4%
② 認知症対応型共同生活介護	人数	平成30年度	87	84	96.6%
		令和元年度	87	84	96.6%
		令和2年度	87	88	101.1%
	給付費	平成30年度	248,400	244,266	98.3%
		令和元年度	248,511	246,250	99.1%
		令和2年度	248,511	263,861	106.2%
③ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	平成30年度	82	78	95.1%
		令和元年度	82	77	93.9%
		令和2年度	82	78	95.1%
	給付費	平成30年度	253,247	256,388	101.2%
		令和元年度	253,360	259,183	102.3%
		令和2年度	253,360	272,862	107.7%
④ 地域密着型通所介護	人数	平成30年度	140	110	78.6%
		令和元年度	140	131	93.6%
		令和2年度	140	139	99.3%
	給付費	平成30年度	107,887	91,565	84.9%
		令和元年度	107,935	96,005	88.9%
		令和2年度	107,935	100,963	93.5%

③介護保険施設サービス

【介護保険施設サービス事業量の実績（令和2年度は見込み）】

（単位：人/月、千円/年）

区分			計画	実績	計画比
① 介護老人福祉施設	人数	平成30年度	446	425	95.3%
		令和元年度	446	430	96.4%
		令和2年度	446	446	100.0%
	給付費	平成30年度	1,274,884	1,282,705	100.6%
		令和元年度	1,275,455	1,328,471	104.2%
		令和2年度	1,275,455	1,405,392	110.2%
② 介護老人保健施設	人数	平成30年度	123	100	81.3%
		令和元年度	125	114	91.2%
		令和2年度	127	124	97.6%
	給付費	平成30年度	372,254	307,429	82.6%
		令和元年度	377,865	348,304	92.2%
		令和2年度	383,310	389,648	101.7%
③ 介護療養型医療施設	人数	平成30年度	26	36	138.5%
		令和元年度	26	31	119.2%
		令和2年度	26	1	3.8%
	給付費	平成30年度	89,489	128,575	143.7%
		令和元年度	89,529	116,829	130.5%
		令和2年度	89,529	4,859	5.4%
④ 介護医療院	人数	平成30年度			
		令和元年度	0	8	0.0%
		令和2年度	0	50	0.0%
	給付費	平成30年度			
		令和元年度	0	29,786	—
		令和2年度	0	199,964	—

④介護予防サービス

【介護予防サービス事業量の実績（令和2年度は見込み）】

（単位：人/月、千円/年）

区分			計画	実績	計画比
① 介護予防訪問看護	人数	平成30年度	26	24	92.3%
		令和元年度	26	23	88.5%
		令和2年度	26	16	61.5%
	給付費	平成30年度	5,729	7,593	132.5%
		令和元年度	5,732	6,690	116.7%
		令和2年度	5,732	4,244	74.0%
② 介護予防訪問リハビリテーション	人数	平成30年度	1	6	600.0%
		令和元年度	1	9	900.0%
		令和2年度	1	9	900.0%
	給付費	平成30年度	316	2,069	654.7%
		令和元年度	316	2,761	873.6%
		令和2年度	316	3,018	955.1%
③ 介護予防居宅療養管理指導	人数	平成30年度	11	10	90.9%
		令和元年度	12	9	75.0%
		令和2年度	13	8	61.5%
	給付費	平成30年度	796	921	115.8%
		令和元年度	850	654	77.0%
		令和2年度	903	480	53.2%
④ 介護予防通所リハビリテーション	人数	平成30年度	27	29	107.4%
		令和元年度	28	26	92.9%
		令和2年度	29	21	72.4%
	給付費	平成30年度	10,416	12,824	123.1%
		令和元年度	10,865	11,200	103.1%
		令和2年度	11,309	9,412	83.2%
⑤ 介護予防短期入所生活介護	人数	平成30年度	20	19	95.0%
		令和元年度	20	25	125.0%
		令和2年度	20	28	140.0%
	給付費	平成30年度	7,609	10,066	132.3%
		令和元年度	7,612	12,650	166.2%
		令和2年度	7,612	13,558	178.1%

【介護予防サービス事業量の実績（令和2年度は見込み）】

（単位：人/月、千円/年）

区分			計画	実績	計画比
⑥ 介護予防 短期入所療養介護（老健）	人数	平成30年度	1	0.3	30.0%
		令和元年度	1	0	0.0%
		令和2年度	1	0	0.0%
	給付費	平成30年度	495	22	4.5%
		令和元年度	495	0	0.0%
		令和2年度	495	0	0.0%
⑦ 介護予防 短期入所療養介護(病院等)	人数	平成30年度	0	0.1	－
		令和元年度	0	0	－
		令和2年度	0	0	－
	給付費	平成30年度	0	80	－
		令和元年度	0	0	－
		令和2年度	0	0	－
⑧ 介護予防特定施設 入居者生活介護	人数	平成30年度	15	19	126.7%
		令和元年度	16	17	106.3%
		令和2年度	17	17	100.0%
	給付費	平成30年度	13,777	18,145	131.7%
		令和元年度	14,908	16,209	108.7%
		令和2年度	15,592	15,863	101.7%
⑨ 介護予防福祉用具貸与	人数	平成30年度	243	239	98.4%
		令和元年度	263	244	92.8%
		令和2年度	283	233	82.3%
	給付費	平成30年度	14,337	15,003	104.6%
		令和元年度	15,515	15,483	99.8%
		令和2年度	16,694	15,436	92.5%
⑩ 介護予防特定 福祉用具購入費	人数	平成30年度	4	5	125.0%
		令和元年度	4	4	100.0%
		令和2年度	4	4	100.0%
	給付費	平成30年度	1,031	1,236	119.8%
		令和元年度	1,031	1,128	109.4%
		令和2年度	1,031	1,197	116.1%

【介護予防サービス事業量の実績（令和2年度は見込み）】

（単位：人/月、千円/年）

区分			計画	実績	計画比
⑪ 介護予防住宅改修	人数	平成30年度	4	5	125.0%
		令和元年度	4	4	100.0%
		令和2年度	4	4	100.0%
	給付費	平成30年度	5,237	5,395	103.0%
		令和元年度	5,237	4,832	92.3%
		令和2年度	5,237	4,196	80.1%
⑫ 介護予防支援	人数	平成30年度	398	274	68.8%
		令和元年度	406	287	70.7%
		令和2年度	414	268	64.7%
	給付費	平成30年度	21,438	14,602	68.1%
		令和元年度	21,879	15,208	69.5%
		令和2年度	22,310	14,124	63.3%

（2）第7期計画期間の総給付及び第1号被保険者一人あたりの給付費

【総給付費の実績（令和2年度は見込み）】

（単位：人、円）

区分		計画	実績	対計画比
第1号被保険者数	平成30年度	13,666	13,618	99.6%
	令和元年度	13,826	13,786	99.7%
	令和2年度	13,931	13,907	99.8%
総給付	平成30年度	4,128,274,000	3,994,625,384	96.8%
	令和元年度	4,128,274,000	4,141,588,833	100.3%
	令和2年度	4,160,924,000	4,330,951,410	104.1%

資料：第1号被保険者数（介護保険事業状況報告各年9月月報値）

総給付（介護保険事業状況報告各年年報値、令和2年度は将来推計総括表）

【給付費全体から1人あたりの費用（令和2年度は見込み）】

（単位：円）

区分		計画	実績	対計画比
第1号被保険者 1人あたり給付費	平成30年度	302,084	293,334	97.1%
	令和元年度	299,760	300,420	100.2%
	令和2年度	298,681	311,422	104.3%

4 保健・福祉事業の現況

(1) 保健・医療・福祉の基盤現況

高齢者を支える保健・福祉の基盤として、保健センター（4か所）、老人福祉センター（1か所）、地域包括支援センター阿賀野（市役所）・地域包括支援センター笹神（笹神支所）2か所を設置し、安田地区並びに京ヶ瀬各地区の支所内に総合相談窓口を開設しております。

また、集会場やコミュニティセンター、集落センターなど、各集落にある施設を活用した介護予防事業を積極的に展開し、高齢者の健康増進を図るとともに、支援が必要な人を支えています。

各種事業にあたっては、医療機関や関係機関と協力して必要な専門職の確保に努めながら実施しています。

【主な保健・医療・福祉施設の状況】

区 分	水原地区	安田地区	京ヶ瀬地区	笹神地区
保健・福祉施設	水原保健センター 介護保険関係事業所 障がい者関係事業所	介護保険関係事業所 障がい者関係事業所	京ヶ瀬保健センター 介護保険関係事業所 障がい者関係事業所	笹神保健センター 介護保険関係事業所 障がい者関係事業所
老人福祉センター	—	—	保健福祉センター「京和荘」	—
医療機関	あがの市民病院 民間医療機関	阿賀野病院 民間医療機関	民間医療機関	民間医療機関
地域包括支援センター	地域包括支援センター阿賀野	総合相談窓口	総合相談窓口	地域包括支援センター笹神
介護施設	特別養護老人ホーム白鳥荘 特別養護老人ホームシンパシー 介護老人保健施設五頭の里 あがの市民病院 介護医療院	特別養護老人ホームやすだの里 特別養護老人ホームあがの八雲苑 特別養護老人ホームかがやき苑 介護老人保健施設阿賀の庄	特別養護老人ホームコスモスの里	特別養護老人ホームはぐろの里

資料：高齢福祉課（令和2年10月1日現在）

本市では、一般市民を対象に健全な生活習慣の確立と身体機能の回復と維持を目指す保健事業と、高齢者の在宅支援に向けた各種の福祉サービスを関係機関と連携し、実施してきました。

福祉分野においては、介護保険事業では地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業をはじめ一般介護予防事業や包括的支援事業・任意事業などに取り込んでいます。

保健分野においては、健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律の施行により、事業内容が大きく変化してきています。フレイル*予防などの生活習慣病予防対策と健康寿命を延ばすための健康づくり事業が、より一層重要になっています。

【健康増進事業の実施状況】

種 別	項 目	実績 令和元年度（2019年度）
健康診査	一般健康診査	3,592人 (75歳以上 868人)
	一般健康診査結果指導会	387人
	成人歯科検診	189人
がん検診	肺がん検診	4,343人 (65歳以上 3,096人)
	胃がん検診	1,822人 (65歳以上 1,071人)
	大腸がん検診	3,556人 (65歳以上 2,266人)
	子宮頸がん検診	1,054人 (65歳以上 297人)
	乳がん検診	1,201人 (65歳以上 344人)
	前立腺がん検診	716人 (65歳以上 520人)
機能訓練	実施回数	0回
	参加人数	0人

資料：健康推進課

【施設サービスの実施状況】

種 別	項 目	実績 令和元年度（2019年度）
養護老人ホーム	利用者人数	10人
ケアハウス	利用者人数	74人

資料：高齢福祉課

*：フレイルとは、加齢に伴い運動機能や認知機能など心身の活力が低下している状態をいいます。健康な状態と要介護状態の中間で、適切な介入により生活機能の維持・向上を図ることが可能な状態。虚弱。

【在宅福祉サービス・地域支援事業の実施状況】

種 別	項 目	実績 令和元年度 (2019年度)
生活支援事業	配食サービス 利用世帯数	136世帯
	提供食数	5,585食
	玄関先除雪事業 自治会補助件数 (暖冬により保険料のみ補助)	3件
	老人世帯等雪降ろし事業 対象世帯数 (暖冬により申請なし)	0世帯
	緊急通報装置貸与事業	140人
	高齢者訪問理美容サービス	32人
負担の軽減	介護サービス利用者助成金支給事業 助成実人数	363人
	重度心身障害者介護手当支給事業 助成実人数	193人
介護予防・日常生活 総合支援事業	(1) 介護予防・生活支援サービス事業 ア、通所型 C (短期集中予防サービス) めきめきモリモリ若返り講座 利用者延人数	298人
	イ、訪問型サービス C (短期集中予防サービス) 元気ワンアップ出前講習 利用者延人数	36人
	(2) 一般介護予防事業 ア、介護予防把握事業 基本チェックリスト実施者人数	1,151人
	イ、介護予防普及啓発事業 ・介護予防講演会 参加者延人数 ・介護予防教室・元気づくり教室 参加者延人数 ・水中運動教室	86人 115人 18,860人
	ウ、地域介護予防活動支援事業 ・元気づくりサポーター継続研修 実施回数 参加者延べ人数 ・地区活動組織活動支援事業 実施回数 参加者延べ人数 ・地域リハビリテーション活動支援事業 実施回数 参加者延べ人数 ・民生委員協議会定例会 実施回数 参加者延べ人数	3回 41人 39回 456人 20回 240人 4回 94人

種 別		項 目	実績 令和元年度 (2019 年度)
包括的支援事業		(1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業 利用者人数	481人
		(2) 総合相談支援事業 相談延実数	3,039件
		(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業 介護支援専門員研修会・連絡会議 開催回数 参加延人数	7 回 154人
		(4) 認知症市民講演会 開催回数 参加延人数	1 回 147人
		(5) 認知症サポーター養成講座 講座実施回数 認知症サポーター養成延人数	14回 3,707人
		(6) 認知症カフェ開催 開催回数 参加延人数	19回 326人
任意 事業	家族介護 支援事業	ア、家族介護支援教室（介護者のつどい） 実施回数 延参加者人数	4 回 36人
		イ、家族介護継続支援事業 （紙おむつ購入費等助成） 実人数	521人
	その他事業	ア、成年後見制度利用支援事業 助成件数	3 件
		イ、地域自立生活支援事業 （一人暮らし高齢者の救急搬送） 通報件数	75件
他の事業		高齢者住宅改造費助成事業 総回数	3回
		老人クラブ クラブ数	25クラブ
		敬老会事業	6,434人
		シルバー人材センター 受注件数	2,048件
		シルバー人材センター 会員数	370人

資料：高齢福祉課ほか関係機関

5 地域ケア会議からみた高齢者の課題

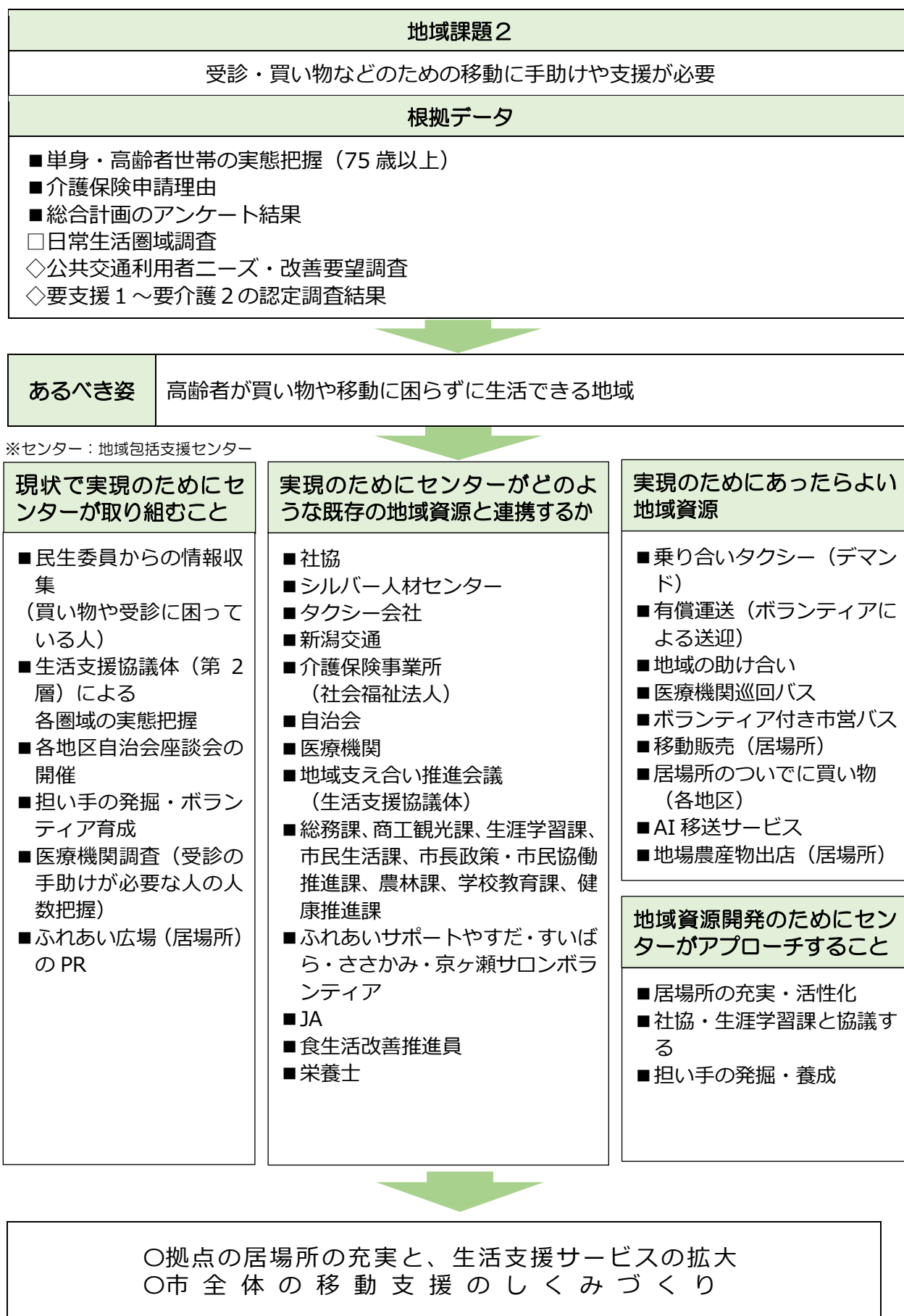
地域課題1	
市民が介護予防に対する知識を得る機会が少ない。	
根拠データ	
■ 要支援認定者人数の状況 ■ 新大医学部健康講座の参加状況 ■ 水中運動参加者継続年数割合 ■ 水中運動と要介護認定の関係 ■ シルバパス利用状況 ■ 塾のコンビニ「健康塾」参加者人数	■ チェックリスト回収率 ■ ニーズ調査結果 ■ ラジオ体操参加人数 ■ 市内の各種講座・教室・総合型クラブの参加者人数 ■ サロン数

あるべき姿	介護予防の必要性がわかり、介護予防に自ら取り組み、自立した高齢者が増える地域
-------	--

※センター：地域包括支援センター

現状で実現のためにセンターが取り組むこと	実現のためにセンターがどのような既存の地域資源と連携するか	実現のためにあったらよい地域資源
■ 対象者把握 ■ 要支援・事業対象者の自立支援、介護予防、地域ケア個別会議 ■ 介護予防普及啓発事業 ■ 地域リハビリテーション活動支援事業（CM と同行してアセスメントなど） ■ 訪問 C・通所 C ■ ふれあい広場でのリハビリ ■ 元気づくりサポーターの養成 ■ 認知症サポーター養成 ■ 歩いて行ける集まりの場をつくる（元気づくり教室・介護予防教室）	■ 既存のサロン ■ 新潟大学整形外科 ■ 自治会 ■ 介護保険事業所 ■ 医療機関 ■ エリアドゥ ■ 協議体（地域支え合い推進会議） ■ 庁内連携（健康推進課、生涯学習課、市長政策・市民協働課、社会福祉課、市民生活課、税務課、消防、水道等） ■ 地区組織（健康推進員、食生活改善推進員、運動普及推進員、民生委員児童委員協議会、サロンボランティア、体育指導員、元気づくりサポーター）	■ いつでも誰でも行ける居場所 ■ ワンコインで利用できる運動指導、カーブス ■ 地域で行けるフィットネス機器のある場所、けんこつ体操の機会を増やす ■ 教室に参加する送迎、居場所・サロン送迎 ■ ボランティア送迎バス
		地域資源開発のためにセンターがアプローチすること ■ 社会福祉協議会、庁内連携、社会福祉法人、シルバー人材センター、介護保険事業所、自治会と、連携して実態を把握する。 ■ 把握した上で、協働で地域資源を創り上げる。 ■ 行きやすい場所の創り上げ ■ 訪問するサービス

- 参加機会の少ない対象者を把握（70 歳チェックリスト郵送）し、介護予防事業につなげる。
- 市民向け講演会の開催や地域での啓発活動、自立支援型地域ケア個別会議を実施し、介護予防に自ら取り組む人を増やす。



6 第8期計画における課題の整理

第7期計画では、市総合計画のまちづくりの目標「元気で 明るく 活力のある 魅力的なまち」を実現するため、高齢者がいつまでも健康でいきいきと豊かな生活が送れるよう、7つの柱と、「住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送っています」をあるべき姿として掲げ、施策を推進してきました。

第8期計画を策定するにあたり行った、第7期計画の施策・事業の評価及び高齢者を取り巻く状況やアンケート調査結果から、第8期計画における課題を整理しました。

課題1 高齢化率の上昇と高齢者人口の増加

少子高齢化の進行と、若年層の人口流出により、総人口は減少している一方で、高齢者人口は増加傾向にあります。そのため、高齢者の一人暮らしや、高齢者のみ世帯の割合が増加しています。

総人口の減少や高齢化率の上昇は、高齢者施策により改善できるものではありませんが、地域の状況に応じた施策の展開が重要となります。

高齢になっても、介護や支援を必要とせず、ボランティア等の地域づくり活動に参加することのできる人の割合を増やすため、高齢者の健康づくりと社会参加に積極的に取り組み、介護予防と健康寿命の延伸を推進する必要があります。

課題2 地域での助け合いや見守りの強化

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で、「病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人」が「いない」と回答した人は5.3%で、「近隣の人」の3.1%を上回っています。

また、在宅介護実態調査で、「在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス」として、「見守り、声かけ」が9.1%となっており、「外出同行」の11.2%に次いで高くなっています。

高齢になっても安心して生活していくためには、地域の住民同士の助け合いや見守りの強化が必要です。

課題3 外出のための移動手段の確保

高齢者による運転操作ミスが原因の交通事故が増加していることもあり、免許返納数は増加しています。しかし、都市部と違い、公共交通機関の数が少なく、自家用車が主要な移動手段となっている本市では、身近に自動車に乗せてくれる人がいない場合、外出のための移動手段の確保が困難になります。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査でも、「外出を控えている理由」として「移動手段がない」が20.2%となっています。

通院や買い物だけでなく、地域活動に参加するためにも移動手段が必要となるため、さらなる高齢化社会に向けて、外出にかかる支援の充実が必要になります。

課題4 生活支援ボランティアの確保

阿賀野型地域包括ケアシステムの担い手としての生活支援ボランティア活動の拠点として、「ふれあい広場やすだ」、「ふれあい広場ささかみ」、「ふれあい広場すいばら」、「京ヶ瀬サロン」を開所しました。

地域共生社会の実現に向けて、地域における住民主体の生活支援の活性化はとても重要です。ボランティアを育成するとともにその活動を積極的に支援し、介護予防・日常生活総合支援事業における住民主体による支援につなげていく必要があります。

課題5 認知症高齢者とその家族に対する支援体制の構築

国の推計によると、2025年には高齢者の5人に1人は認知症になると見込まれています。今後、認知症は誰でもなり得るものであり、また、地域で生活する認知症高齢者も増えるため、市民にとって、より身近なものとなります。

市民が認知症を理解し、認知症高齢者が、その意思を尊重され、住みなれた地域で安心して暮らし続けられるための取組が必要です。また、正しい知識と理解に基づく認知症予防の普及啓発を行うとともに、認知症高齢者の介護者の不安やストレスに対する支援体制の充実が必要となります。

課題6 災害・感染症対策の強化

近年の自然災害の発生状況をうけ、これまで以上に災害への備えが重要となっています。関係機関と連携した取組の強化が必要です。

また、新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止のため、衛生管理や感染防止策の徹底と市民への周知が必要です。

第7期計画の事業評価で、令和2年度事業については、新型コロナウイルスの感染予防のために中止を余儀なくされたものが多くありました。重症化しやすいとされる高齢者自身も外出を控える傾向にあります。

コロナ禍においても、フレイルの進行や心身の機能低下を防ぐための市民への啓発及び事業等の見直しを行いながら、効果的な対策を実施する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本方針

本計画では、市総合計画のまちづくりの目標「元気で明るく 活力のある 魅力的なまち」を実現するため、高齢者のあるべき姿を掲げ、「阿賀野市における令和7（2025）年、令和22（2040）年を見据えた施策」を示します。

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据え、あるべき姿「住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送っています」を掲げ、地域共生社会の実現に向け、施策を進めていきます。

また、令和2（2020）年1月に報告された新型コロナウイルスの影響は、今後、中長期的に及ぶと思われます。そのため、高齢者のフレイルが進み、健康への影響が危惧されています。

新しい生活様式に対応した高齢者のフレイル予防や社会的孤立への対応など、地域社会全体で意識の共有を図ります。

なお、本計画が「阿賀野市総合計画」で掲げる「元気で 明るく 活力のある 魅力的なまち」を実現するため、7つの政策のうちの福祉分野として「高齢者や障がい者福祉の充実」を設定します。

これは、介護等の支援が必要な状況となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、「①医療・②介護・③介護予防・④生活支援・⑤住まい」が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現を掲げる国の基本指針とも同じ方向性にあるものです。

2 計画の基本施策

基本施策Ⅰ 健康寿命の延伸に向けた健康づくり

壮年期からの生活習慣病の予防対策を基本として、健康寿命を延ばし、長く心身ともに健やかに暮らせる健康増進対策や保健対策を強化します。また、介護予防の視点から要支援・要介護状態にならないための健康づくりを推進し、要支援・要介護状態になっても、自立支援や介護予防・重度化防止に取り組めるよう、介護予防の充実やリハビリテーション専門職等と連携を図ります。また、高齢者の低栄養防止、口腔機能向上などのフレイル予防を推進します。

基本施策Ⅱ だれもが社会参加したくなる地域づくり

壮年期の市民や高齢者の、地域での活動の場を持ち、積極的に社会参加や学習・健康づくり活動、ボランティア活動などの参加機会を提供するとともに、就労できる環境を整備するなど、生きがいを高める多様な社会参加を支援します。

また、高齢者自らが地域社会の様々な担い手となることで、高齢者自身の健康づくりにつながるよう支援します。

基本施策Ⅲ 地域ニーズに対応した高齢者福祉サービス体制

市民生活が多様化する中で、個人の選択や生活観を尊重する社会の実現に向け、福祉サービスについても、一人暮らしの高齢者等の保健衛生や経済的負担の軽減、介護による離職を防止するため、各種福祉サービスをそれぞれの特性にあわせて選択できる幅広い高齢者支援福祉サービスの充実に努めます。

基本施策Ⅳ 安全かつ安心して暮らせる地域づくり

高齢者が介護を要する状態になっても、その人らしい生活を自分の意志で送ることができるように本人及び介護者家族を地域社会全体で支える体制を強化していきます。

また、高齢者が地域で生活するにあたって安心して生活できるように、災害対策・防犯対策・感染症対策など、安全で安心な地域づくりを推進します。

基本施策Ⅴ 阿賀野型地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が安心して地域で生活を送るためには、公的なサービスの充実とより身近な存在である地域住民の支え合いが必要となります。地域の住民一人ひとりが共助の担い手として高齢者へのきめ細かな支援や見守りに取り組むとともに、相談や地域ケア等のサポート体制を強化します。また、高齢者の生活の基盤を確保するため、ユニバーサルデザイン（年齢や身体能力に関わらずすべての人に適合するデザイン）に配慮した地域づくりや生活環境の改善に努め、居住継続の支援を行います。

基本施策Ⅵ 持続可能な介護保険事業の運営

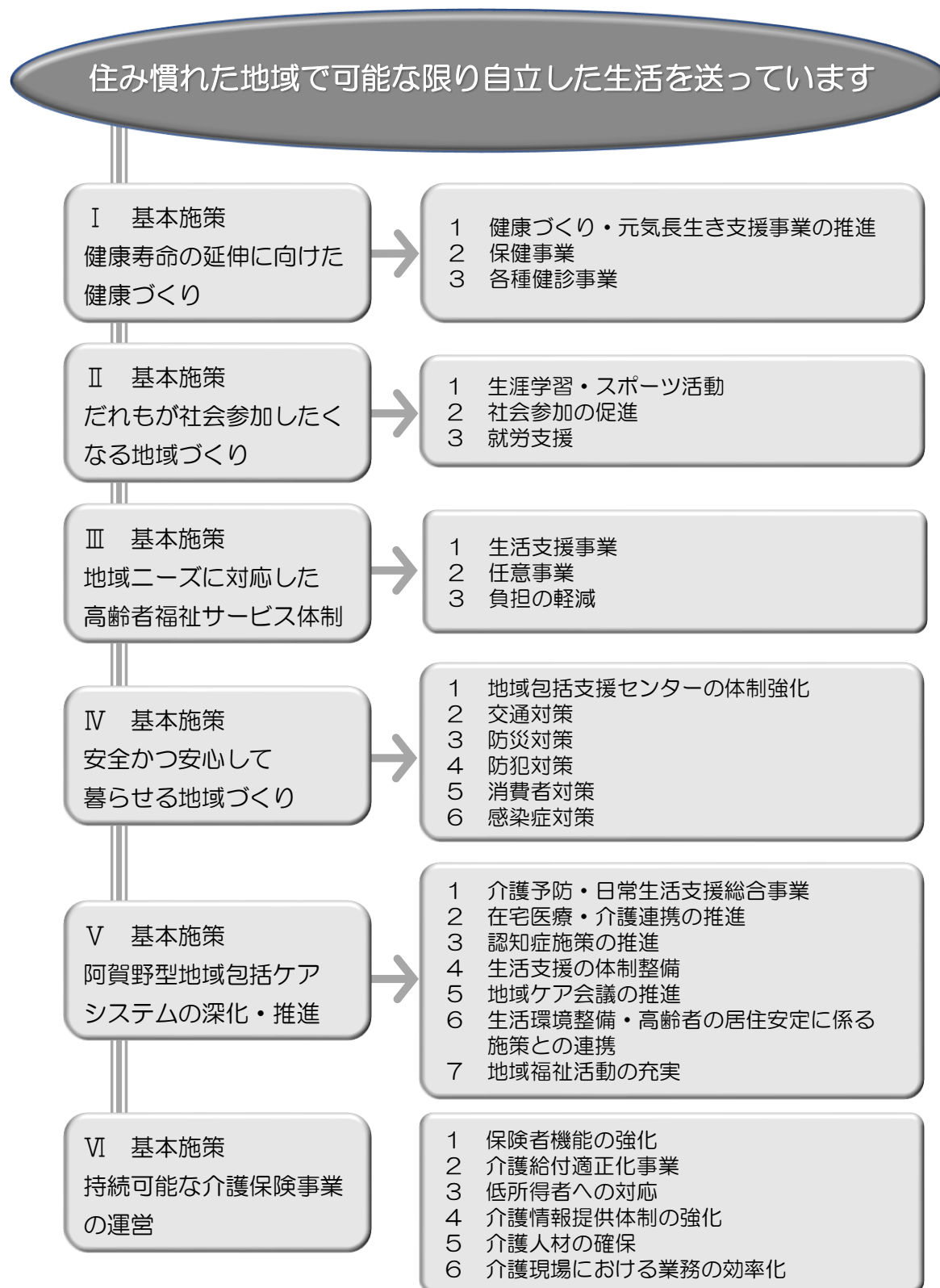
介護保険事業については、要支援や要介護の適正な認定に努め、給付の適正化事業の推進を図るとともに、事業者との連携により、利用者がより満足できるサービスの充実・確保に努めるとともに、介護人材の確保・育成と同時に業務改善や文書量削減、ICTの活用などの業務の効率化を促進します。

また、地域包括支援センターを核とする地域支援事業などの充実により介護予防事業の強化を図ります。

3 施策の体系

本計画では、市総合計画のまちづくりの目標「元気で 明るく 活力のある 魅力的なまち」を実現するため、高齢者がいつまでも健康でいきいきと豊かな生活が送られるよう、今後3年間、次の施策を展開していきます。

【 あ る べ き 姿 】



第4章 保健福祉事業の展開

基本施策Ⅰ 健康寿命の延伸に向けた健康づくり

「健康な65歳」から「活動的な85歳」を目指して、平成20（2008）年4月からメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導が行われています。

高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らし続けるには、高齢期の特性を踏まえた健康づくりが必要です。高齢者一人ひとりが健康づくりや介護予防などに主体的に取り組むことができるよう、支援を一層推進します。

平成28（2016）年3月に改訂した「第2次健康あがの21計画」をはじめ保健事業を推進する諸計画に基づき、高齢者の心身の健康づくりを推進します。

基本施策Ⅰの主要事業

事業区分	事業名	実施方針	担当課
1 健康づくり・ 元気長生き支援事業の推進	元気長生き応援隊事業	継続	健康推進課
2 保健事業	健康手帳の交付	継続	健康推進課
	健康教育	継続	
	健康相談	継続	
	訪問事業	継続	
	運動等各種教室	継続	
3 各種健診事業	一般健康診査	継続	健康推進課
	特定健康診査・特定保健指導の実施	継続	
	後期高齢者健康診査	継続	
	健康診査結果説明会	継続	
	各種がん検診	継続	
	成人歯科健診	継続	
	歯周病節目検診	新規	
	後期高齢者歯科健診	新規	

1 健康づくり・元気長生き支援事業の推進

「第2次健康あがの21計画」の計画的な実施により、高齢者及び市民の疾病予防、心身の健康づくりを進め、健康寿命の延伸を図ります。

（1）元気長生き応援隊事業

運動習慣を持つ市民の増加を目的として、「けんこつ体操」や「シャキ！いき！健康法」、ラジオ体操やノルディックウォーキングなどの運動指導者で構成される「元気長生き応援隊」が地域や企業等に出向き、健康づくりに欠かせない運動や体操を指導・紹介します。

地域のサークル団体や企業等からの依頼を受けて開催しており、新規の団体も増えています。

応援隊員の充足・資質向上を図り、取組を継続していきます。

2 保健事業

市民の健康づくりのため、健康増進法や高齢者の医療の確保に関する法律等に関わる事業について継続してその推進を図ります。

（1）健康手帳の交付

特定健康診査・特定保健指導等の機会を活用して健康手帳の配布に努めるとともに、市民に活用してもらえるように利用方法等の周知に努めます。

（2）健康教育

生活習慣病は、日頃の生活習慣の積み重ねで発症します。

市の疾病統計、医療費統計、介護保険統計等により把握した健康問題について、市民と情報共有を図り、生活習慣病予防や健康づくりに対する意識の向上を目的で、対象者の状況に応じた健康教育を開催していきます。必要に応じて、夜間や休日にも開催します。

（3）健康相談

保健指導など各種保健事業の場を活用しながら健康相談を行います。

新型コロナウイルスの感染予防のために外出を控える方が多い中、気軽に相談できる体制の整備に取り組みます。

（４）訪問事業

特定健康診査の実施にあわせ、各種の検査値から慢性腎臓病など疾病の発症リスクが高い市民を対象に家庭訪問を実施し、受診勧奨と生活習慣の改善指導を行います。

また、栄養指導や口腔衛生指導の充実を図ります。

（５）運動等各種教室

地区の公民館などを会場に、運動に関する指導者または保健師、運動普及員などがリーダーとなり、地域の中高齢者を対象に有酸素運動やストレッチ体操や脳トレーニングなどを行い健康の維持・増進を図ります。また、ハイリスクの方を対象とした予防教室なども実施します。

新型コロナウイルス感染症対策を図るとともに、自宅できる運動の普及活動を推進します。

3 各種健診事業

高齢者の医療の確保に関する法律や健康増進法、がん対策基本法に基づき実施する高齢者及び一般市民の健康維持のための健康診査は、引き続き重要な施策です。市民に対する周知や受診しやすい体制の整備を図り、受診率の向上に取り組めます。

（１）一般健康診査

39歳以下の市民を対象とする一般健康診査を集団健診として実施します。就労や子育てが生活の中心となっている若い世代に対し、生活習慣病のリスクについての正しい理解と自身の健康を管理することの重要性を周知・啓発し、健康づくりの意識づけを進めます。

（２）特定健康診査・特定保健指導の実施

高齢者の医療の確保に関する法律の施行に基づいて実施される特定健康診査については、40歳から74歳までの市民を対象に積極的な受診勧奨を進めながら、計画的な実施に努めています。

また、特定健診の受診率は年々上昇していますが、受診率の向上が急務です。今後も受けやすい環境整備に努め、特定健診とがん検診を同時に行う総合健診方式の検討、休日健診や早朝健診、施設検診の検討などを行い、高齢者が受診しやすい環境づくりに努め、生活習慣病の予防や早期発見のために、適切な生活習慣の改善を促す支援が重要となるため、結果説明会や特定保健指導をきめ細やかに行っていきます。

特定健康診査等の実績（見込み）と計画

区分		実績		見込み	計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
特定健康診査 受診率（％）	計画	45.0	50.0	60.0	45.0	50.0	60.0
	実績	42.7	43.0	44.0			
特定保健指導 実施率（％）	計画	56.0	58.0	60.0	58.0	59.0	60.0
	実績	56.7	56.1	57.0			

（３）後期高齢者健康診査

75歳以上の高齢者を対象とした健康診査は、新潟県後期高齢者医療広域連合から、本市が委託を受けて実施しています。

新型コロナウイルス感染症対策を徹底していきます。

（４）健康診査結果説明会

特定健康診査や一般市民を対象とした一般健診の受診者に対し、結果説明会を実施し、生活習慣の見直しなどの動機づけを行います。

(5) 各種がん検診

がん検診について、若い世代からの受診勧奨に努め、受診者の拡大を図ります。

検診の実施によりがんの早期発見、早期治療に結びつけます。

各種がん検診の実績（見込み）と計画

区分		実績		見込み	計画		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
胸部レントゲン	実施回数 (回)	27	27	26	28	28	28
	受診者数 (人)	4,291	4,343	4,400	4,450	4,500	4,550
	受診率 (%)	15.5	15.8	15.9	16.0	16.1	16.2
胃がん 検診	実施回数 (回)	27	27	29	28	28	28
	受診者数 (人)	1,870	1,822	1,850	1,900	1,950	2,000
	受診率 (%)	6.8	6.6	6.7	6.8	6.9	7.0
大腸がん 検診	実施回数 (回)	32	32	32	33	33	33
	受診者数 (人)	3,473	3,556	3,600	3,650	3,700	3,750
	受診率 (%)	12.6	12.9	13.0	13.1	13.2	13.3
子宮がん 検診	実施回数 (回)	18	15	15	15	15	15
	受診者数 (人)	1,041	1,054	1,100	1,150	1,200	1,250
	受診率 (%)	5.5	5.7	5.8	5.9	6.0	6.1
乳がん 検診	実施回数 (回)	15	15	15	15	15	15
	受診者数 (人)	1,279	1,201	1,250	1,300	1,350	1,400
	受診率 (%)	8.7	8.2	8.3	8.4	8.5	8.6
前立腺 がん検診	実施回数 (回)	27	27	26	28	28	28
	受診者数 (人)	703	716	720	730	740	750
	受診率 (%)	7.0	7.1	7.2	7.3	7.4	7.5

(6) 成人歯科健診

集団健診の場で 19 歳以上の市民を対象に歯科健診を実施し、高齢期になっても歯を失わないよう、歯や口腔の健康について啓発活動を行います。

高齢期に向けて、定期的な歯科医院の受診や、歯間部清掃用具を用いた口腔ケアのできる市民の増加を図ります。

(7) 歯周病節目検診

10 年に 1 度の節目に歯と口腔の健康について見直すきっかけとなるよう、40 歳、50 歳、60 歳、70 歳を対象に歯科健診を実施し、高齢期になっても歯を失わないよう、歯や口腔の健康について啓発活動を行います。

(8) 後期高齢者歯科健診

76 歳と 80 歳の高齢者を対象とした健康診査は、新潟県後期高齢者医療広域連合から、本市が委託を受けて実施しています。健康診査と合わせて、口腔機能低下等の疾病を予防するため、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックする歯科健診を実施していきます。

基本施策Ⅱ だれもが社会参加したくなる地域づくり

高齢者の社会参加は、生きがい、健康維持、孤立防止等につながるとともに、ボランティア活動や NPO 活動等を通じた活動は、福祉に厚みを加えるなど地域社会に貢献し、世代間、世代内の人々の交流を深めて世代間交流や相互扶助の意識を醸成するものであることから、地域共生社会の実現にもつながります。そのため、高齢者等の地域住民の力を活かしながら事業を推進することが必要となります。

高齢者が長年培った知識や経験を生かして、地域社会で活躍できるよう、事業の推進や社会参加活動などを充実します。

高齢者が、働く意欲や地域での活動の場を持ち、積極的に社会参加や学習・健康づくり活動、さらにはボランティア活動などに参加することができる機会が提供され、活力ある地域社会が形成されるよう取り組んでいきます。

基本施策Ⅱの主要事業

事業区分	事業名	実施方針	担当課・機関
1 生涯学習・スポーツ活動	運動教室	継続	健康推進課
	スポーツ・レクリエーション活動	継続	生涯学習課
	高齢者学級・女性学級	継続	
2 社会参加の促進	ボランティア等への参加促進	継続	社会福祉協議会
	老人クラブへの支援	継続	高齢福祉課 社会福祉協議会
	老人福祉センター	継続	高齢福祉課
	地域行政ポイント（まちづくりポイント）	継続	市長政策・市民協働課
3 就労支援	シルバー人材センターの利用促進	継続	シルバー人材センター

1 生涯学習・スポーツ活動

(1) 運動教室

各地域において運動教室を開催し、市民の健康づくりを支援します。

指導員や、レクリエーションが行えるサポーターの確保・育成を進めるほか、運動種目の拡充に努めます。

また、教室の修了者が、継続して主体的に運動を行うことができる体制づくりを支援します。

(2) スポーツ・レクリエーション活動

健康増進や健康維持のため、65歳以上の方のトレーニングルーム、ランニングコースの使用料を無料化するとともに、ノルディックウォーキングなど高齢者向けのスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

(3) 高齢者学級・女性学級

健康や一般教養などの学習活動を通じて仲間づくりを推進し、高齢者や女性の積極的な社会参加を促すとともに、社会保障の知識を得るための教室・講座などを提供するなど、老後を迎える準備を支援します。

会員数は減少傾向ですが、健康・仲間づくり・生きがい・社会参加といった観点から集団活動は重要であるため、参加者の主体性を図りつつ事業を推進します。

高齢者学級・女性学級の実績（見込み）と計画

区分	実績		見込み	計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
講座等実施回数 (回)	21	21	14	21	21	21
受講者数(人)	448	461	313	450	450	450

2 社会参加の促進

(1) ボランティア等への参加促進

高齢になっても、社会の中で役割を持って活躍してもらえよう、ボランティアや NPO などとの連携により、高齢者の参加を促進します。

広報等を通じた情報提供を進めるほか、社会参加事業の関係機関による共同開催等により、参加機会の充実を図ります。

(2) 老人クラブへの支援

「高齢者の仲間づくりを通じた生きがいと健康づくり」を推進するため、老人クラブと老人クラブ連合会の運営費について補助を実施します。

生活環境の変化やニーズの多様化等により、会員数、クラブ数ともに年々減少が続いています。

老人クラブ活動の効果により地域づくりや地域福祉の増進を図ることが期待できるため、継続して支援します。

(3) 老人福祉センター

高齢者の健康増進と教養の向上、レクリエーションの場の提供を目的とした施設です。

市内には京ヶ瀬地区の「保健福祉センター京和荘」があり、高齢者を中心に市民の交流の場として利用されています。

(4) 地域行政ポイント（まちづくりポイント）

地域ポイントカード事業として、あがのポイントカード（APO カード）を配布しています。市が指定するボランティア活動や健康増進・介護予防などの活動に参加した方に、市内のあがのポイント加盟店での買い物などにご利用できるポイントを付与することにより、市民の積極的な社会参加を促進します。

3 就労支援

(1) シルバー人材センターの利用促進

就労を通じた健康維持、社会貢献等による生きがいの創出のため、シルバー人材センターの経営の安定化と組織の強化を図るとともに、就労の確保に努めます。

定年が65歳に延長されたこともあり、登録者数はほぼ横ばいで推移しています。

「就業事故ゼロ・交通事故ゼロ」を目標とした適正就業の再点検を実施し、また、シルバー派遣事業についても積極的に取り組み、会員の就業確保、就業率の向上に努めます。

シルバー人材センターの登録者数の実績（見込み）と計画

区分	実績		見込み	計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
登録者数（人）	372	370	376	385	400	415

基本施策Ⅲ 地域ニーズに対応した高齢者福祉サービス体制

社会情勢や技術革新等による生活環境の変化、また少子高齢化の進行などにより、高齢者を取り巻く環境は変化し、ニーズは多様化しつつあります。また、地域によって高齢化の状況が大きく異なるため、将来的な福祉サービスのニーズの変動を見据えながら、必要とされる福祉サービスの提供体制のあり方を検討していく必要があります。

だれもが支え、支えられる地域共生社会の実現を目指しながら、地域における将来的な支援ニーズの変更に対応し、地域の状況にあった適正な福祉サービスが提供できるよう、多様なサービス提供体制の確立に取り組みます。

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、常時介護が必要な方を介護する介護者などが、住み慣れた地域において安心して暮らし続けていくことができるように、生活の質を向上させるため福祉事業の充実を図ります。また、地域全体で高齢者を支えるためのサービス提供体制の強化を図ります。

基本施策Ⅲの主要事業

事業区分	事業名	実施方針	担当課
1 生活支援事業	配食サービス事業	継続	社会福祉協議会
	高齢者世帯等雪降ろし費用扶助事業	継続	高齢福祉課
	緊急通報装置貸与事業	継続	
	高齢者訪問理美容サービス	継続	
2 任意事業	家族介護支援事業	継続	地域包括支援センター
	家族介護継続支援事業	継続	高齢福祉課
	地域自立生活支援事業	継続	地域包括支援センター
3 負担の軽減	介護サービス利用者負担助成金支給事業	継続	高齢福祉課
	重度心身障害者介護手当支給事業	継続	

1 生活支援事業

(1) 配食サービス事業

75歳以上の一人暮らし高齢者及び80歳以上の高齢者世帯を対象として配食サービスを行います。

配食サービスは一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯でニーズが高いため、民生委員やボランティアとの連携を強化し、事業を継続します。

配食サービス事業の実績（見込み）と計画

区分	実績		見込み	計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用世帯数（世帯）	119	136	120	120	123	123

(2) 高齢者世帯等雪降ろし費用扶助事業

高齢者世帯、母子世帯、身体障がい者世帯等で自力では雪降ろしができない住民税非課税世帯を対象に雪降ろし費用を扶助し、雪害防止と福祉増進を図ります。

降雪状況により利用件数にばらつきがありますが、民生委員と地域の業者からの協力により雪降ろしが必要になった場合に対応できる体制を構築しています。

申請から助成までの手続きの簡略化を図り、事業を継続します。

高齢者世帯等雪降ろし費用扶助事業の実績（見込み）と計画

区分	実績		見込み	計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
助成件数（件）	0	0	50	50	50	50

(3) 緊急通報装置貸与事業

緊急時の対応が困難な一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等に対して、緊急時に救急搬送等の対応をするための緊急通報装置を貸与することにより、緊急時の不安を解消し、急病、災害時等に迅速かつ適切な対応を図ります。

ケアマネジャーや包括支援センター、民生委員等経由で申請が行われています。一人暮らしの高齢者等が増加している中、事業の周知を図り、サービス利用者の増加を目指します。

緊急通報装置貸与事業の実績（見込み）と計画

区分	実績		見込み	計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
貸与件数（件）	146	140	140	140	140	140

(4) 高齢者訪問理美容サービス

在宅の寝たきり等の高齢者を対象に、自宅や市内のデイサービス・ショートステイの利用先に理容師または美容師が訪問して散髪等のサービスを受ける際の費用を助成し、在宅での衛生保持と経済的負担の軽減を図ります。

高齢者訪問理美容サービスの実績（見込み）と計画

区分	実績		見込み	計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
認定者数（人）	5	32	35	35	35	35

2 任意事業

高齢者が住み慣れた地域において安心してその人らしい生活を継続して行くことができるようにするため、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行います。

(1) 家族介護支援事業

在宅で介護している方を対象に介護者のつどいを開催し、適切な介護知識・技術の取得、情報の交換を行い、在宅介護を円滑に継続することができるよう支援を行います。

(2) 家族介護継続支援事業

介護にあたる家族の経済的負担の軽減を図るため、在宅で常時紙おむつ等を必要としている高齢者で一定の要件を満たす者に対して、紙おむつ等の購入にかかる費用の一部助成を行います。

紙おむつ等購入費助成事業の実績（見込み）

区分	実績		見込み
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
助成者数（人）	481	464	470

(3) 地域自立生活支援事業

救急時に、より迅速・適切な救急活動を可能とするため、65歳以上の一人暮らし高齢者や高齢世帯等を対象に救急医療情報キット（保管容器）を配布します。

また、毎年度一人暮らし高齢者リストを更新し、名簿の情報を消防と共有することで、一人暮らし高齢者が救急搬送された場合には、消防本部からの連絡により、適宜、医療・介護等の支援を行います。

高齢者の地域における自立した生活を継続できるように、迅速な医療と介護等の支援に努めます。

3 負担の軽減

(1) 介護サービス利用者負担助成金支給事業

要介護認定または要支援認定を受けている市民税非課税世帯者を対象に、介護保険の居宅サービス費にかかる自己負担額の一部を助成し、低所得者等の経済的負担の軽減を図ります。

居宅介護支援事業所等にサービスの周知を図ったため、助成人数は増加傾向にあります。

介護サービス利用者負担助成金支給事業の実績（見込み）

区分	実績		見込み
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
助成人数（人）	222	363	400

(2) 重度心身障害者介護手当支給事業

寝たきりまたは認知症、重度心身障害者等を介護している保護者を対象に、長期にわたる介護への経済的・精神的負担の軽減を図ります。

重度心身障害者介護手当支給事業の実績（見込み）

区分	実績		見込み
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
助成人数（人）	203	193	185

基本施策Ⅳ 安全かつ安心して暮らせる地域づくり

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、介護・福祉・医療・健康など様々な面から総合的に支える地域包括支援センターを設置しています。

日常生活における不安や困り事など、様々な相談に対応し、適切なサポートにつなげるとともに、高齢者の尊厳や自立した生活を地域で見守り、支えていくネットワークづくりを推進します。

また、市民の生活の基盤となる安全を確保するため、災害時の安全に配慮した地域づくりを目指すとともに、交通安全、防災、防犯対策、感染症対策などを進めます。

基本施策Ⅳの主要事業

事業区分	事業名	実施方針	担当課
1 地域包括支援センターの体制強化	運営の機能強化	継続	地域包括支援センター
	総合相談支援事業	継続	
	権利擁護事業	継続	
	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	継続	
2 交通対策	公共交通対策	継続	総務課
	道路環境の整備	継続	建設課
	交通安全対策	継続	総務課
3 防災対策	避難支援対策	継続	危機管理課 健康推進課 社会福祉課 高齢福祉課
	福祉避難所の開設	継続	危機管理課 高齢福祉課
	市民への防災啓発	継続	危機管理課
	介護事業所等への防災啓発	継続	高齢福祉課
4 防犯対策	防犯世帯訪問啓発事業	継続	総務課
	防犯講話	継続	
5 消費者対策		継続	市民生活課
6 感染症対策		継続	健康推進課 高齢福祉課

1 地域包括支援センターの体制強化

地域包括支援センターについては、市の直営で、水原地区・京ヶ瀬地区を担当する「地域包括支援センター阿賀野」と、安田地区・笹神地区を担当する「地域包括支援センター笹神」の2つを設置しています。

「地域包括支援センター阿賀野」は、阿賀野市役所本所に設置し、相談窓口を京ヶ瀬支所内にも設けています。また、「地域包括支援センター笹神」は、笹神支所内に設置し、相談窓口を安田支所内にも設けています。

職員は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員他を配置しています。

相談業務や地区事業は、地域担当制で対応し、他の事業は両包括支援センターが協働で実施する体制で対応しています。

地域包括ケアシステムの構築に向け、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職のチームアプローチによる質の高いサービスの提供が求められており、今後も体制の強化を図ります。

（1）運営の機能強化

地域包括支援センターの運営は、現状と課題を適切に把握するとともに、業務量に応じた適切な人員配置、センター間や担当課との業務の役割分担の明確化と連携強化、効果的な運営の継続という観点から複合的に機能強化を図ります。また、継続的に安定した事業実施につなげるため、運営協議会が定期的な点検を行い、運営に対して適切な評価を行います。

今後も、在宅医療・介護連携の推進・認知症施策の充実、介護予防・生活支援サービスの基盤整備が重要であることから、これらの事業を効果的に推進するため、関係機関等との連携体制をさらに深めます。

① 専門職員の配置

厚生労働省から示されている職員の配置基準に沿って、保健師、社会福祉士と主任介護支援専門員を配置するとともに、高齢化の進展に伴う相談件数の増加、困難事例等の状況を勘案し、地域包括支援センターの専門職が地域ケア会議及び地域への訪問や実態把握、地域包括ケアシステムの構築等の活動を十分に行えるよう、業務量に応じて適切に人員を配置します。地域の課題や目標を共有し、各地域包括支援センターが連携した効果的な取組が実施できるとともに、必要なサービスを提供できるよう地域包括支援センターの機能強化に努めます。

今後も、介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的なサポートを行います。

＜専門職員配置数＞

□地域包括支援センター阿賀野：保健師 4 人・社会福祉士 2 人・主任介護支援専門員 1 人・
介護支援専門員 2 人・看護師 1 人・理学療法士 1 人
□地域包括支援センター笹神：保健師 2 人・社会福祉士 1 人・主任介護支援専門員 2 人・
社会福祉主事 2 人（令和 2 年 4 月 1 日現在）

② 地域・事業者との連携

地域の高齢者の状況を的確に把握し、適切なサービス提供を図るため、サービス提供事業所や関係機関等の他に、地域の自治会や民生委員等との連携を強化します。

在宅生活の支援が必要な高齢者の相談に応じ、サービス提供事業所や関係機関等の他に、自治会や民生委員等、地域との連携を図り必要なサポートを行います。

(2) 総合相談支援事業

高齢者が住み慣れた地域においてだれもが安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげるなどの支援を行います。

高齢化が進む中、特に一人暮らしの高齢者、高齢者のみ世帯からの相談が多くなっています。また、認知症に関する相談も増加しています。

高齢者の相談窓口として地域包括支援センターについて周知を図るとともに、多様化する相談に対応し、関係機関とのネットワークを活用し、制度の垣根を超えて横断的かつ多面的に支援します。

総合相談支援事業の実績（見込み）

区分	実績		見込み
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
相談件数（人）	2,548	3,039	3,500

(3) 権利擁護事業

高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。

① 高齢者虐待防止

高齢者虐待については、高齢者虐待防止法に基づき、虐待を受けている高齢者及び養護者への支援を行います。

近年は警察からの相談が増加傾向にあります。介入の結果、虐待とは別な問題を抱えているケースもあり、関係機関と連携した対応が必要です。また、介護者の介護負担増や孤立により、恒常化し対応困難なケースもあり、早期発見・早期介入が求められます。認知症高齢者の増加に伴う、高齢者虐待の増加が懸念されるため、市民に対して、相談窓口の周知を行うとともに、介護を一人で抱え込まず、介護の大変さを共感できる場の充実を図ります。また、介護従事者・福祉専門職を対象に、高齢者虐待の知識や早期発見のポイントの普及啓発研修会を実施します。

高齢者虐待防止の実績（見込み）

区分	実績	
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
相談件数（件）	17	22

高齢者虐待防止の計画

区分	計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
研修会参加延べ人数（人）	25	25	25

② 成年後見制度

成年後見制度については、利用促進法の制定を踏まえ、地域包括支援センターを中核機関として、地域連携ネットワークの構築に取り組みます。

認知症等により判断能力が低下し福祉サービスの利用手続きや金銭管理等に困難を抱える高齢者に対して申し立て支援を行い、成年後見を活用し、住み慣れた地域で安心安全に生活し続けることができるように支援します。

認知症高齢者の増加により、成年後見制度へのニーズは今後さらに高まることが予測されます。手続きや制度内容が複雑なイメージが強いため、利用に至らないことがないよう、福祉専門職のスキルアップ研修を実施し、福祉専門職がしっかり申立支援できる体制を整備します。

また、単身高齢世帯の増加による第三者後見ニーズの把握に基づいた、法人後見の推進に取り組みます。

成年後見制度利用支援事業の実績（見込み）と計画

区分	実績		見込み	計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数（人）	0	3	1	4	4	4

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、多職種相互の協働等により個々の高齢者の状況や変化に応じて支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや支援困難事例の指導・助言など介護支援専門員に対する支援等を行います。

①介護支援専門員のネットワーク形成・資質向上・相談対応

介護支援専門員が日常的な業務を円滑に進められるように、関係機関との連携や介護支援専門員相互のネットワーク形成、資質向上のための支援や研修会等を開催します。

複数の問題を抱えていたり、家族支援が必要なケースなど、支援が長期化する事例が増加しているため、そのような支援困難事例への対応力の向上に努めるとともに、相談窓口としての機能を担っていきます。

2 交通対策

(1) 公共交通対策

通院や買い物など特に高齢者の利便性に配慮した市営バスの運行に取り組みます。

(2) 道路環境の整備

高齢者の自立した日常生活を支援するために、歩道の整備や道路交通安全施設の改善などを図り、歩きやすい道路整備に取り組みます。

(3) 交通安全対策

交通安全施設や標識の整備、交通安全協会等と連携した交通安全運動を展開し、高齢者の交通事故の撲滅を目指します。

① 交通安全講話

事故が多い道路横断時の注意事項や加齢による運転技能の低下などによって生じる危険を避けるため、より安全性の高い運転（補償運転*）の方法を学んでもらう交通安全教室を開催します。

交通安全講話の実績（見込み）と計画

区分	実績		見込み	計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施件数（件）	4	7	10	10	10	10

② 高齢者交通安全世帯訪問啓発事業

75歳以上の高齢者宅を訪問して、交通安全の呼びかけや事故防止の啓発を行います。

令和2年度は新型コロナウイルスの感染防止のため活動は中止しています。安全で有効な活動方法についての検討が必要です。

高齢者交通安全世帯訪問啓発事業の実績（見込み）と計画

区分	実績		見込み	計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施件数（件）	276	258	0	400	400	400

*：補償運転とは、加齢に伴う運転技能の低下などによって生じる危険を避けるため、「夜間や雨の日の運転を控える」、「スピードを出さない」など、より安全性の高い方法で運転することです。

③ 高齢者運転免許証自主返納者支援事業

高齢ドライバーの交通事故防止のため、自主的な運転免許証返納者への支援を行います。
支援内容は以下のとおりです。

- ・市営バス利用料の免除（無期限）
- ・市内タクシー利用券 5 千円分交付（有効期間 2 年間）
- ・市内タクシー運賃の 1 割引き（市内タクシー事業者の独自支援、無期限）

高齢者運転免許証自主返納者支援事業の実績（見込み）と計画

区分	実績		見込み	計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施件数（件）	120	163	125	140	140	140

3 防災対策

(1) 避難支援対策

災害発生時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等（以下、避難行動要支援者）に対して、適切に避難の支援を行うことができるようにするための体制整備を図ります。

そのため、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援を行うための「避難行動要支援者名簿」を作成します。作成した名簿は毎年更新し、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、自治会や民生委員、消防本部等の避難支援等に携わる関係者に提供します。多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達、安否確認、避難誘導等の避難支援体制の整備、避難訓練の実施などに努めます。

併せて、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援の方法を定めた「個別計画」、高齢者施設や障がい者施設等の要配慮者利用施設における「避難確保計画」の作成を促進します。

(2) 福祉避難所の開設

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等であって一般の避難所での生活が困難と考えられる者については、関係機関等と連携を図りながら福祉避難所を開設して支援を行います。

避難所が開設された場合は、避難所に避難している配慮が必要な高齢者の状況を把握し、以下の措置を講じます。

- ① 入院等医療を提供する必要がある場合は病院へ搬送します。
- ② 一般の避難所では生活を継続していくことが困難と思われる場合は、本人・家族等への説明を行い福祉避難所に誘導します。
- ③ 重度の要介護状態で福祉避難所等での対応が困難な場合は、短期入所サービスの利用や介護保険施設への入所を斡旋します。
- ④ 今まで受けていた介護サービス事業者による継続的な介護サービスが難しい場合には、他の事業者によるサービスが継続できるように斡旋します。
- ⑤ 避難所生活の長期化や生活環境の変化への対応として、生活機能の低下等が防止できるような生活不活発病対策を実施します。

(3) 市民への防災啓発

自治会等で、平常時から防災対策についての知識の普及・啓発活動を、関係機関等と連携して行います。

(4) 介護事業所等への防災啓発

事業所指導等において、防災マニュアルの作成や避難訓練の実施等について点検を行います。また、災害対策に必要な情報提供を行います。

4 防犯対策

地域における防犯意識の向上を目指して、自治会や老人クラブなどを通じた情報提供や啓発活動を進めます。

(1) 防犯世帯訪問啓発事業

高齢者を狙った特殊詐欺などの被害防止を図るため、世帯訪問を実施して防犯啓発に取り組みます。

(2) 防犯講話

老人クラブ単位等で、犯罪の発生状況や特殊詐欺への注意を促す講話会を開催します。

5 消費者対策

高齢者を消費者トラブルから守るためには周囲の方の「気づき」「見守り」が大変重要です。そのため、自治会、老人クラブ、地域のサロン等で消費者トラブルに関する知識の普及啓発活動を関係機関と連携して行います。

また、認知症高齢者は被害にあいやすいため、成年後見制度を活用した未然の防止策や万が一被害にあってしまった時の相談窓口について周知し、早期発見、早期解決、拡大を防止する事に努めます。

6 感染症対策

新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策に努めます。

感染拡大防止のため、市民や介護事業所等に対し、衛生管理や感染防止策を周知します。

また、外出が困難となった高齢者に対して、フレイルの進行や心身の機能低下を防ぐための啓発及び支援に努めます。

基本施策Ⅴ 阿賀野型地域包括ケアシステムの深化・推進

第6期計画・第7期計画から、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの各サービスを地域で一体的に提供して、高齢者を支える仕組みとして、本市の実情に応じた阿賀野型地域包括ケアシステムの構築とその深化・推進に取り組んできました。

高齢者が安心して地域で生活を送るためには、公的なサービス提供だけではなく、より身近な存在である地域住民の助け合いが必要となります。住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合うことにより、市民一人ひとりが、生活における楽しみや生きがいを見出し、様々な困難を抱えた場合でも、孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる地域共生社会の実現が求められています。

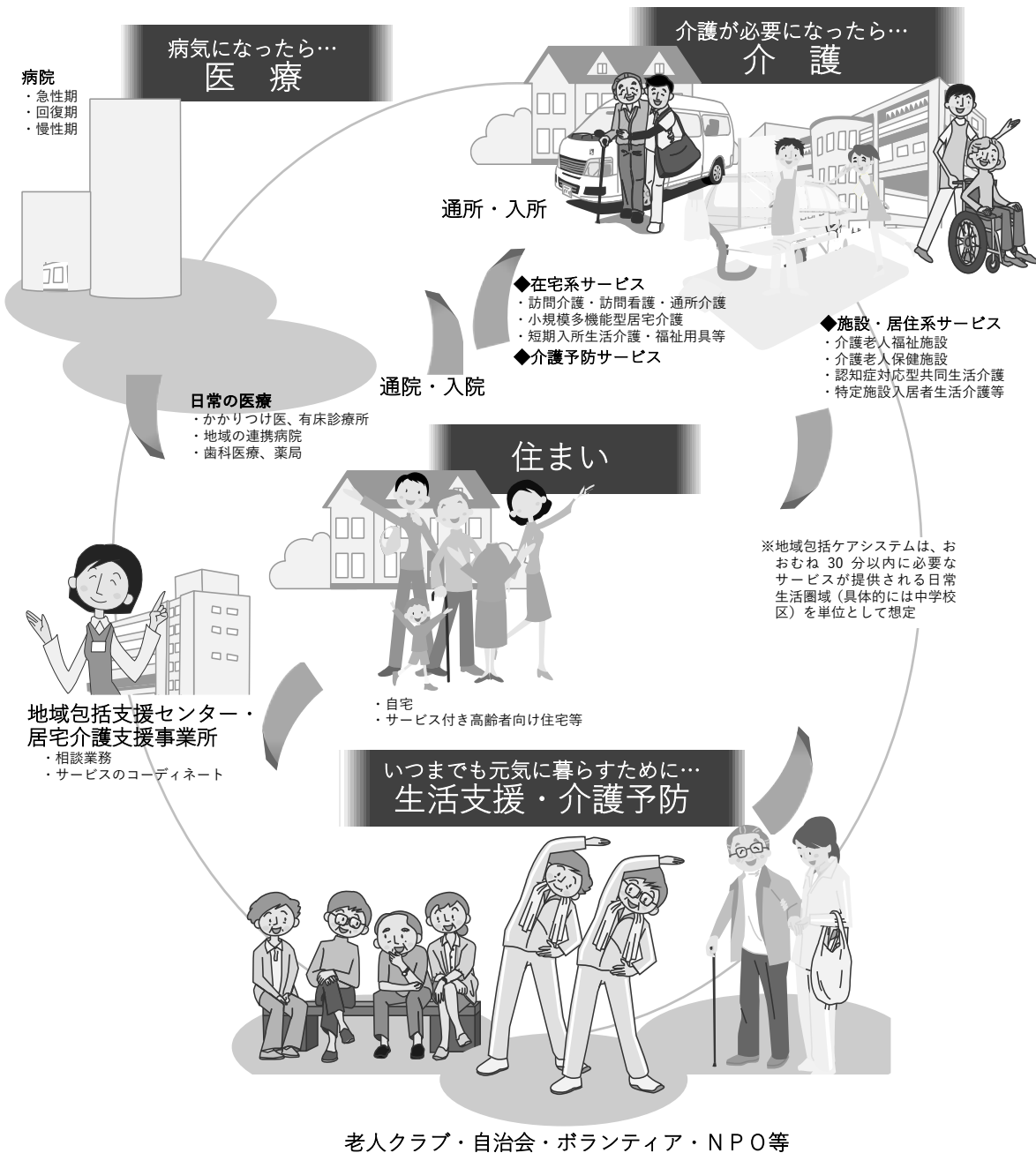
地域包括ケアシステムにおいて、市民が自主的に参加し、ふれあいを共感しながら、取り組むことができるNPOやボランティアといった活動は、市民がともに支え合う地域共生社会を実現するうえで重要な役割を持っています。支援を必要とする高齢者が、生活の場である身近な地域において、公的サービスだけでなく住民同士の助け合いによる重層的な支援を受けながら生活することができるよう、市民による福祉活動に対して必要な支援や基盤づくりを行い、阿賀野型地域包括ケアシステムの確立を目指します。

また、これらの活動を進めるためには、高齢者が心身ともに健やかに暮らしていることが大変重要です。基本施策Ⅰとも連動し、自らの特性をふまえた健康づくりや介護予防などに主体的に取り組むことができるよう、各種の事業を実施します。

基本施策Ⅴの主要事業

事業区分	事業名	実施方針	担当課
1 介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	継続	地域包括支援センター
	一般介護予防事業	継続	健康推進課 地域包括支援センター
2 在宅医療・介護連携の推進		継続	地域包括支援センター
3 認知症施策の推進		継続	地域包括支援センター
4 生活支援の体制整備		継続	地域包括支援センター
5 地域ケア会議の推進		継続	地域包括支援センター
6 生活環境整備・高齢者の居住安定に係る施策との連携	高齢者生活環境整備	継続	高齢福祉課 建設課
	公共施設のバリアフリー化	継続	関係各課 高齢福祉課
	住替え希望者への情報提供	継続	高齢福祉課
	安心できる住まいの確保	継続	
7 地域福祉活動の充実	地域福祉体制の整備	継続	高齢福祉課
	地域包括ケアシステムを支える人材確保と資質向上		

阿賀野型地域包括ケアシステムの姿



1 介護予防・日常生活支援総合事業

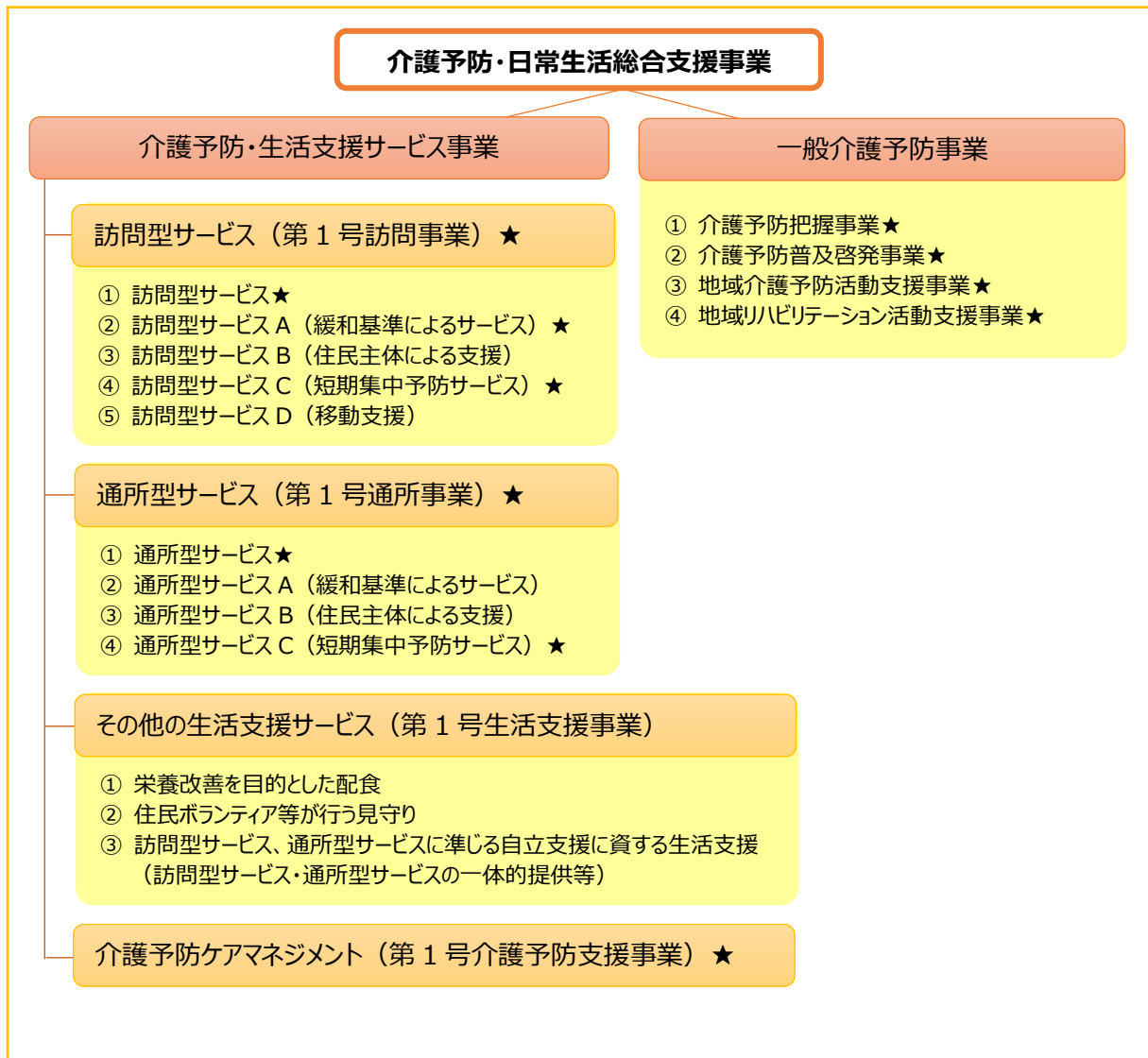
介護予防・日常生活支援総合事業は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」からなります。

市町村が中心となって、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指します。

● 阿賀野市のコンセプト ●

いつまでも住み慣れた地域でいきいきと生活できることを目指して

- 介護予防の充実を図り元気高齢者を増やします。
- 支え合いの輪を広げ誰もが安心して生活できる地域づくりを目指します。



★のサービス・事業は阿賀野市で実施しています。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

1. 訪問型サービス

基本チェックリスト※で事業対象者と判断された方や要支援認定を受けた方に対し、住み慣れた地域で、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、その状態の改善・悪化防止に向け自宅等へ訪問して実施するサービスです。

訪問型サービス、訪問型サービス A、訪問型サービス C で構成しています。現在、訪問型サービス B 及び訪問型サービス D については、運営主体がないことなどから設定をしていませんが、状況に応じ、今後検討していきます。

訪問型サービスは、6 か所の事業所で実施しています。

訪問型サービス A は、1 か所の事業所で実施しています。

訪問型サービス C は、短期集中予防サービスとして週 1 回、原則 3 か月 12 回看護師等が自宅に訪問し相談・指導・機能訓練等をするサービスで、市直営で実施しています。

訪問型サービス 延べ利用者数の実績（見込み）と計画

区分	実績		見込み	計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問型サービス (人)	1,075	1,115	1,055	1,200	1,200	1,200
訪問型サービス A (人)	24	23	12	30	30	30
訪問型サービス C (人)	48	36	65	144	144	144

2. 通所型サービス

基本チェックリストで事業対象者と判断された方や要支援認定を受けた方に対し、住み慣れた地域で、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、その状態の改善・悪化防止に向け施設等へ通って実施するサービスです。

通所型サービス、通所型サービス C で構成しています。現在、通所型サービス B は、運営主体がないことなどから設定をしていませんが、状況に応じ、今後検討をしていきます。

通所型サービスは、14 か所の事業所で実施しています。

通所型サービス C は、短期集中予防として週 1 回、3 か月 12 回を 1 クールとし、年間 3 クールを委託で実施しています。

今後は、住民主体の通いの場や拠点の居場所、自主的サークル活動など、通所型サービス終了後も継続して介護予防に取り組める支援方法について検討していきます。

※：基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための 25 項目からなる質問表です。

通所型サービス 延べ利用者数の実績（見込み）と計画

区分	実績		見込み	計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
通所型サービス (人)	3,540	3,788	3,545	3,800	4,000	4,000
通所型サービスC (人)	239	298	240	720	1,020	1,440

3. その他生活支援サービス

その他の生活支援サービスは、地域における自立した日常生活の支援のための事業で、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われるものです。社会福祉協議会や生活支援体制整備事業と連携を図りながら、サービス提供の構築を目指します。

4. 介護予防ケアマネジメント事業

事業対象者・要支援者が、その心身の状況、置かれている環境やその他の状況に応じて介護予防サービス、日常生活支援サービス等の適切な利用を行うことができるよう、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを実施します。

介護予防ケアマネジメントには、ケアマネジメント A（介護予防支援と同様に介護予防・支援計画表の作成、サービス担当者会議の開催、モニタリングの実施）とケアマネジメント B（簡易プラン作成、サービス担当者会議、モニタリングの簡略化）があります。

将来的な高齢化率の上昇を考えると、ケアマネジメント A の作成件数は増加すると見込まれます。さらなる介護予防、自立支援の取組のための体制整備が必要です。

どのような状況でも「介護予防」に重点をおいた適切な計画のもとサービスが利用できるよう努めます。

介護予防ケアマネジメント事業の実績（見込み）と計画

区分	実績		見込み	計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
事業対象者・要支援 認定者のサービス利 用（ケアマネジメント A）割合（%）	59.0	69.4	61.2	65.0	65.0	65.0
訪問型サービスC・通 所型サービスCのケア マネジメントB 作成件数（件）	30	32	65	70	95	130

(2) 一般介護予防事業

地域に住む65歳以上のすべての高齢者を対象に、地域の実情に合わせて効果的・効率的な介護予防の取組を推進していきます。

1. 介護予防把握事業

要介護状態等となる恐れの高い虚弱な状態にあると認められる65歳以上の方を早期に把握し、介護予防の支援を踏まえたアプローチを行い、心身機能の改善のみならず活動の改善や社会参加を促し生活行為の自立へとつなげていきます。そのためのツールとして、「基本チェックリスト」等を活用した調査を実施します。

令和元年度から、あがの市民病院に設置された「健康寿命延伸・運動器疾患医学講座」と連携し、支援が必要な方を早期に把握して介護予防を勧めるため、年度内に70歳に到達する方を対象として基本チェックリストの郵送回収を実施しました。回収率は82%で、そのうちフレイル状態であると判定された割合は約21%となっています。このことから、フレイル状態であることを自覚していない高齢者が一定数いると考えられます。

今後も、基本チェックリスト郵送回収と結果の分析を進めるとともに、相談時等にハイリスク該当者を確実に把握します。

介護予防ケアマネジメント事業の実績（見込み）と計画

区分	実績		見込み	計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
70歳到達者基本 チェックリスト回収数 (件)		618	900	700	—	—
フレイル判定割合 (%)		20.7%	20.0%	20.0%	—	—
地域や窓口での基 本チェックリスト実施 数(件)		533	500	500	500	500
ハイリスク該当者割 合(%)		82.9%	84.0%	85.0%	85.0%	85.0%

2. 介護予防普及啓発事業

介護予防に関する基本的な知識の普及ならびに啓発を行うため、講演会や地域での教室、水中運動教室、お茶の間やサロンに出向いての講話などを実施します。

水中運動は単に心身機能の向上を図るだけでなく、教室に通うことで他者との交流が生まれるため、社会的フレイルの予防に対しても効果的です。

今後は、介護予防に無関心な高齢者に対して周知・啓発を図るとともに、身近な地域で開催するなど高齢者が参加しやすい環境をつくります。

介護予防普及啓発事業の実績（見込み）

区分	実績		見込み
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
実施回数（回）	1,161	1,156	900
参加延べ人数（人）	22,643	19,061	15,000

■実施回数：水中運動教室、介護予防講演会、介護予防教室、元気づくり教室、市内4地区で介入了したサロン等の実施回数の合計

■参加延べ人数：行政経営システムの介護予防普及啓発事業の対象指標A

介護予防普及啓発事業の計画

区分	計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施回数（回）	1,000	1,100	1,200
参加延べ人数（人）	17,000	19,000	20,000

① 水中運動の普及

水中での特性を生かした水中運動を、白鳥荘内のプール等を利用し普及させることで、運動器の機能低下の防止や社会交流機会の創出等、介護予防に取り組みます。

継続している参加者の要介護認定率が低いという結果が出ており、インストラクターの確保や資質向上、施設の稼働率確保に努め、介護予防を推進します。

水中運動教室の実績（見込み）と計画

区分	実績		見込み	計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
教室数（教室）	24	24	22	25	26	26
参加者数（人）	467	456	400	485	525	630

3. 地域介護予防活動支援事業

① 地域活動組織の支援

介護予防に関する地域活動組織の育成と自主活動が継続できるように支援を行います。

介護予防の取組を推進するにあたり、住民主体の通いの場である地域のサロンや、拠点の居場所といった地域活動組織の役割が今まで以上に重要となり、地域における認知症高齢者や虚弱高齢者の支援策の一つになっています。また、既存の地域活動組織のほか、新たな介護予防に関する地域活動組織の育成を図ります。

② 元気づくりサポーター支援

介護予防や認知症の知識や技術も兼ね備えた地域で活動できるボランティア（元気づくりサポーター等）の養成と支援を行います。

平成30年度からは、介護予防の活動のボランティアとしてだけではなく、支え合いの仕組みづくりの担い手を養成する目的も兼ねた養成講座を開催するとともに、継続研修を実施しています。

拠点の居場所や地域のサロン、認知症カフェなど多様な分野でボランティアが必要であるため、従来の養成講座に加え、活動実践できるボランティア育成のための分野別研修を実施し、活動の活性化を図っていきます。

元気づくりサポーター支援の実績（見込み）と計画

区分	実績		見込み	計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
研修受講者数累計 (人)	30	19	27	33	48	48

4. 地域リハビリテーション活動支援事業

住民運営の通いの場（サロン）などを中心に、リハビリテーション専門職が関わり、介護予防、認知症予防、生活行為向上、自立支援に資する視点などからのアドバイスや運動等を行い、参加者の介護予防に対する意識向上を図ります。

また、介護支援専門員が行うアセスメントやケアプランの立案、介護サービス事業所で提供されるサービスへの個別専門的な視点からのアドバイス、また自宅内における生活動作上のアドバイスが行えるような体制の構築にも取り組みます。

地域リハビリテーション活動支援事業の実績（見込み）

区分	実績		見込み
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
実施回数（回）	28	22	27
参加延べ人数（人）	346	260	230

地域リハビリテーション活動支援事業の計画

区分	計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
リハビリテーション専門職の地域内での活動回数（回）	30	30	30
対象者の変化を感じる事ができた専門職等の割合（％）	50	55	60

2 在宅医療・介護連携の推進

令和2年に行った介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、回答者の半数以上が自分の最期は自宅で迎えたいと答えています。

急速な高齢化の進展に伴い、認知症高齢者や医療的ニーズが高い要介護高齢者の増加が見込まれます。また、本市においては高齢者の一人暮らしや夫婦のみの世帯が増加しており、高齢者の尊厳を保持し、その能力に応じて自立した日常生活を営めるようにするためには、高齢者一人ひとりの状態に応じた最適な医療と介護を継続的、包括的に提供できる体制を確立していく必要があります。

年齢が上がるにつれて、慢性疾患を含めた複数の疾患や、身体能力や判断能力の低下等によるフレイル状態などのリスクが高まります。そのような状態になっても、できる限り自宅等の住み慣れた場所で、自分らしい生活を続けるためには、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応及び看取りなどの様々な場面で在宅医療と介護が連携して支えていくサービスや体制を構築していく必要があります。

このため、阿賀野市では、サービスを利用する市民の視点に立って、急性期の医療から在宅医療・介護までの一連のサービスを切れ目なく提供するために、地元医師会、あがの市民病院との連携を深めるとともに二次医療圏内の医療機関との連携構築に努め、医療と介護が包括的かつ継続的に提供できる体制を構築していきます。

在宅医療・介護連携については、次の（ア）～（カ）のプロセスで推進します。

（ア）地域の医療・介護の資源の把握

入退院支援や日常の療養支援の場面で、地域の在宅医療・介護連携の現状を把握し、地域の医療・介護関係者が紹介先や協力依頼先を適切に選択、連絡できるよう連携に必要な情報を提供します。

「阿賀野市医療・介護社会資源リスト」を作成し、関係機関に配布していましたが、令和2年度から、しばた地域医療介護連携センターに事業を委託しており、センターのホームページを通して最新情報を提供します。

（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、対応策等を検討します。

ロジックモデルを活用するとともに、地域包括支援センター阿賀野、笹神とあがの市民病院と個別地域ケア会議を実施し、地域の課題抽出を行っています。

今後も、あがの市民病院と連携し、支援のための情報を共有して課題と対応策の検討を継続するとともに、事業を委託しているしばた地域医療介護連携センターとも他市町の動向も踏まえて課題抽出と対応策の検討を行っていきます。

（ウ）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制

切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けて、必要な取組を検討していきます。

事業の委託先であるしばた地域医療介護連携センターとともに、郡市医師会や他市町との広域連携を含め、市内の医療・介護サービス提供者の現状を踏まえ、知恵と工夫を凝らし、それぞれの立場や役割を補完する体制を整備し、切れ目のない在宅医療と在宅介護サービスの提供に努めます。

（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援

市民の在宅療養を支えるために、要介護者等の状態の変化に応じて医療・介護関係者間で、速やかな情報共有が行われるよう、情報共有ツールを整備していきます。

（オ）在宅医療・介護関係者に関する相談支援

相談窓口をあがの市民病院、地域医療・連携センターに設置し、在宅医療・介護連携に関する相談の受付対応を行います。また、必要に応じて、退院時には医療関係者と介護関係者の連携調整や利用者・患者または家族の要望を踏まえた医療・介護サービスの支援を行います。

（カ）医療・介護関係者の研修

入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応及び看取りなどの様々な場面で医療と介護の円滑な連携を実現するために、事業所間や他職種と顔の見える関係づくりを行いながら、地域の課題解決につながる内容の研修会を開催していきます。

また、自立支援ケア実践委員会の活動では、リハビリティティブ・ケア・アプローチ^{*}による自立を支援するケアの取組を参考に、「その人がその人らしく生きていく」ために必要な支援を行えるような、質の高いケアの提供を目指してきました。現在、自立支援ケア実践委員会の活動は各施設の取組へ移行していますが、取組が円滑に進むよう、関係職員の情報交換などによるスキルアップと市民への意識啓発を図ります。

^{*}：リハビリティティブ・ケア・アプローチとは、リハビリ効果を促進するケアの日常的展開。その人に残存する肉体的、精神的、社会的機能を可能な限り活用できるよう高齢者や障がい者などハンディを持つ人を分け隔てることなく、日常生活の中でともに助け合っていくのが自然な社会のあり方であるとする考え方。

(キ) 地域住民への普及啓発

市民が在宅医療や介護について理解を深め、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けていくための情報提供や、必要なサービスの選択と意思決定の支援を行います。

市民向け講演会の開催や広報、ホームページ、チラシ等による情報発信を通して、エンディングノートの活用など、充実した最期の過ごし方や迎え方について意思を表出することができる市民の増加を目指します。

(ク) 関係市町の連携

圏域の市町や郡市医師会等と連携し、広域的な課題について協議し、必要な取組についての検討を行います。

3 認知症施策の推進

新規要介護認定者の原因疾患の第1位は認知症です。国の推計によると、2025年には高齢者の5人に1人は認知症になると見込まれており、本市においても同様に増加していくものと考えられます。今後、認知症は誰でもなり得るものであり、市民にとって、より身近なものとなります。そのような社会に備え、認知症高齢者の意思が尊重され、住み慣れた環境で安心して暮らし続けることができる地域づくりのため、認知症施策推進大綱等を踏まえ、「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策の充実に向け、認知症地域支援推進員を中心として企画立案し、全体で取り組みます。

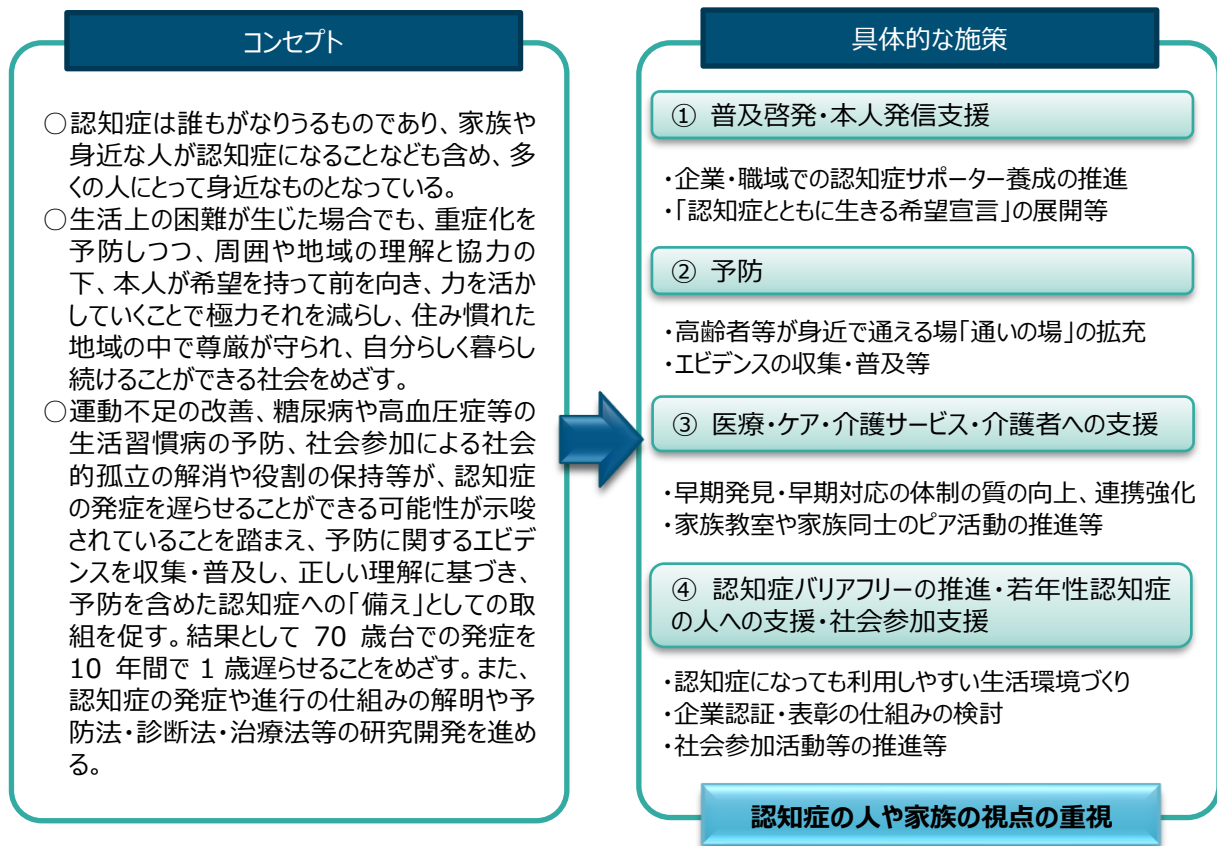
今後は、以下の目標に向けて各施策を展開していきます。

- ・認知症の人とともに地域で暮らす意識の醸成（共生）
- ・正しい知識と理解に基づく認知症予防の普及啓発（予防）

認知症施策推進大綱（概要）（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）

【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進



対象期間：2025（令和7）年まで

■ 認知症初期集中支援事業の推進

認知症の疑いのある方や家族に対し、サポート医とチーム員が「認知症初期集中支援チーム」となり、初期支援を集中的に行い、早期受診、診断、治療につなげます。

市民に対する早期受診・診断の重要性を啓発するとともに事業周知を図ります。支援事例の積み上げを行い、ケースの選定基準の明確化を図ります。また、事業メリットの情報発信を福祉専門職向けに行います。

■ 認知症サポーターの養成

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る応援者として「認知症サポーター」を養成します。

地域で暮らす認知症高齢者との共生に備え、若い世代への認知症理解を深めることを目的として、職域や学校での養成講座を実施していきます。また、より充実した知識や技術の習得のためのステップアップ研修を実施します。

認知症サポーター養成講座の実績（見込み）と計画

区分	実績		見込み	計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施回数（回）	9	14	9	10	10	10
認知症サポーター延べ人数（人）	3,403	3,707	3,900	4,100	4,300	4,500

■ 認知症カフェの充実

認知症高齢者やその家族、支援者、地域の方々が気軽に集まり、認知症に関する悩みなどを共有し、相談や情報交換を行う場を開催し、認知症への理解を深める支援を行います。

市内のカフェ実施の事業所と連携し、市民に広く周知され認知症カフェが気軽に集える場となるよう、新型コロナウイルス感染症対策と運営内容の充実を図ります。

認知症カフェの実績（見込み）と計画

区分	実績		見込み	計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
開催回数（回）	18	19	5	15	15	15
参加延べ人数（人）	160	180	90	160	160	160

■ 認知症に対する理解

認知症に対する偏見をなくし、認知症高齢者とともに安心して暮らせる社会の構築を目的に市民講演会を開催します。認知症をより身近なものにとらえられるように、本人や家族の体験談等を盛り込み企画実施します。認知症サポーター養成講座を実施し、認知症への理解を深める取組を継続します。

■ 相談窓口等の周知

相談窓口や早期受診のポイント・利用サービスなど、市民の道しるべとなるよう「認知症あんしんガイド」を作成しています。今後は、本人や家族の声を反映した内容で改訂を計画しています。

■ 認知症の予防

正しい知識と理解に基づく認知症予防の普及啓発に取り組みます。市民講演会や認知症サポーター養成講座の開催、認知症あんしんガイドや介護予防体操動画を活用しながら推進します。

■ 認知症高齢者等見守り事業の普及啓発

「見守り対象者」が、行き先がわからなくなった時や知らない場所で保護されたときなどに、捜索や身元の特定のための手掛かりにするため、登録申請者へ「反射ステッカー」を交付し、警察や消防などの関係機関と登録者情報を共有します。

リスクの高い人・必要な人が確実に登録につながることを目指し事業周知を強化します。また、困っている高齢者に市民がやさしく声をかけ、地域で見守り、認知症になっても安心して外出でき安全に暮らせる地域づくりに取り組みます。

見守り対象者登録者の実績（見込み）と計画

区分	実績		見込み	計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
見守り対象者登録者 数（人）	17	26	25	35	40	40

4 生活支援の体制整備

地域包括ケアシステムでは、医療や介護の専門的なサービスに加えて、家事動作等の低下に伴う日常生活上の困りごとや外出に対する多様な支援が求められています。

今後、このような支援が特に必要となる一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の割合が大きく占めていくことを踏まえ、元気な高齢者や地域住民等の力を活用した生活支援サービスの充実が重要となってきます。

この生活支援サービス体制整備にあたっては、元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、協同組合、民間企業、地縁組織、シルバー人材センターなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築するために、高齢者を支える「地域の支え合い体制づくり」を推進していきます。

地域包括ケアシステム構築のため、互助を基本とした新たな生活支援サービスが創出されるよう、生活支援コーディネーターと地域支え合い推進会議（生活支援協議体）を設置し、互いに両輪となって取組を推進していきます。

支え合いの地域づくりの市民啓発のため、市民フォーラムや自治会座談会を継続して開催していくことや各地区の拠点の居場所の充実のため、新たな担い手の確保、また、移送サービス、生活支援サービスについて、市全体の仕組みを構築します。

生活支援体制整備の実績（見込み）と計画

区分	実績		見込み	計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
生活支援コーディネーターの配置（人）	2	1	1	2	2	2
生活支援サービスの数	11	13	16	17	18	19

ふれあい広場の参加状況

地区	名称	会場	曜日	延べ利用者数	開所日
安田	ふれあい広場「やすだ」	ふれあい広場「やすだ」 (旧介護センターあゆみ)	月曜日、水曜日	1,741 人	平成 30 年 11 月
水原	ふれあい広場「すいばら」	瓢湖憩いの家	木曜日	194 人	令和元年 10 月
笹神	ふれあい広場「ささかみ」	笹神保健センター	木曜日	252 人	令和元年 10 月
京ヶ瀬	京ヶ瀬サロン	京和荘	第 1・3 火曜日	50 人	令和元年 11 月

(令和2年3月末現在)

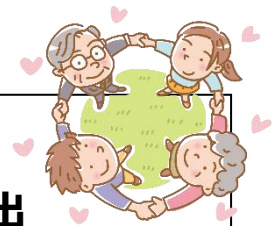
●地域の住民やボランティア、各種団体等による生活支援体制（中学校区単位）



地域支え合い推進員と生活支援コーディネーターの役割

○高齢者の困りごとアンケート
○事例検討
○自治会座談会などから課題の抽出

●不足するサービスの創出
●担い手の養成
●活動する場の確保
●ネットワークの構築



5 地域ケア会議の推進

地域ケア会議は、個別会議の積み重ねと地域包括支援センター業務全般から、日常生活圏域の地域課題の把握を行うことにより、その解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげ、地域包括ケアシステムの実現を推進するものです。会議体系と地域課題の把握の手法等の充実に努めます。

地域ケア会議の協議の積み重ねにより、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域課題を解決するための社会基盤の整備・開発とネットワークの構築を行い、より強固な地域包括ケアシステムの確立を目指します。

●個別地域ケア会議

在宅での生活に非常に困難を抱えているケースの課題・目標・具体策・地域課題を検証し、その解決策を検討する。

◆毎年、各地域包括支援センターで、それぞれ適宜開催

●あがの市民病院連携センターと各地域包括支援センターが協働で行う地域ケア個別会議

医療と介護が連携するケースの課題・目標・具体策・地域課題を検討する。

◆年間定例開催（各地域包括支援センターとあがの市民病院の地域医療・連携センターが主催・運営）

●介護予防のための地域ケア個別会議

要支援、事業対象者の介護予防、自立支援を目的とし、QOL*の向上が図られるよう、多職種からの専門的な助言を得ながら、課題・目標・具体策・地域課題を検討する。

◆年間定例開催

●圏域別地域ケア会議

日常生活圏域（水原・京ヶ瀬・安田・笹神地区）における地域課題の把握と抽出を行う。

◆各地域包括支援センターで年1～2回開催

●市の地域ケア会議

地域課題の抽出と対応策について検討し、優先する地域課題を選定し、地域包括ケア推進会議にあげる施策提言をまとめる。

◆年1～2回開催

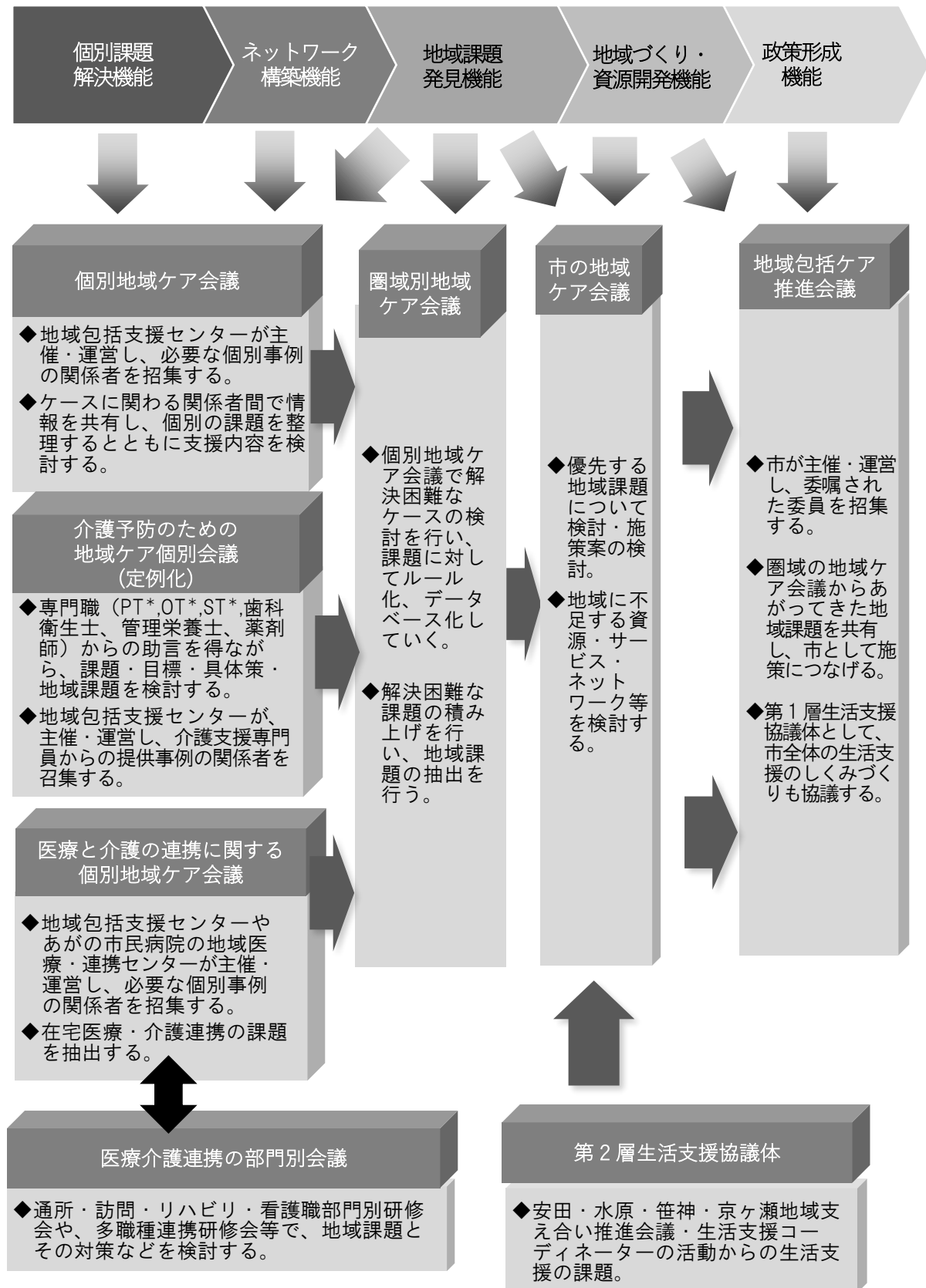
●地域包括ケア推進会議

地域ケア会議の上位会議として、市の地域課題等の解決に必要な資源開発や地域づくりの方向性等を協議し、介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげ、地域包括ケアシステムの実現を目指す。

◆年1回開催

*：QOL…Quality of Life ・ 生活の質

図表 地域ケア会議の機能と位置づけ



*：PT…理学療法士 ・ OT…作業療法士 ・ ST…言語聴覚士

6 生活環境整備・高齢者の居住安定に係る施策との連携

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加するなか、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、安全で快適な住まいの提供と住宅のバリアフリー化など住居環境の整備を図ることが必要となります。介護保険における段差の解消や手すりの設置などを行う住宅改修や各種生活支援サービスが適切に提供されるよう、地域包括支援センターが中核となり各関係機関等と連携して、安全で快適な生活ができるような住居環境の整備に取り組めます。

また、生活面に困難を抱える高齢者に対しては、住まいの確保だけでなく、困難の解決や必要な支援・サービスの提供など、生活の支援も一体的に実施していくことが重要です。関係機関と連携し、高齢者に寄り添う支援に努めます。

（１）高齢者生活環境整備

高齢者の地域における生活が、安心して快適に送られるように自宅の耐震改修などの住宅改修を促進します。

（２）公共施設のバリアフリー化

高齢者が、地域において安心して快適に生活できるような環境を整備することは、高齢者福祉の大きなテーマです。「新潟県福祉のまちづくり条例」に基づいた公共施設等のバリアフリー化を推進し、環境整備に取り組めます。

（３）住替え希望者への情報提供

市内には、有料老人ホーム1か所（定員80人）、サービス付き高齢者向け住宅1か所（定員54人）、認知症対応型グループホーム5か所（定員90人）、軽費老人ホーム（ケアハウス）2か所（定員80人）があり、住み替えを希望する方へ情報提供などの支援に努めます。

(4) 安心できる住まいの確保

1. 養護老人ホーム

65 歳以上の高齢者等で環境上または経済的理由により在宅での生活が困難な人のための入所施設です。本市には施設整備がされていませんが、広域的な対応により、入所施設の確保を図るとともに、施設入所者に対して必要な支援を行います。

2. ケアハウス

60 歳以上の一人暮らしの人、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な人であって、高齢等のため独立して生活することに不安な人を対象にしています。本市では、水原地区に定員 50 人、笹神地区に定員 30 人の施設整備がされています。利用の促進を図ります。

3. 介護医療院

今後、増加することが見込まれる慢性期の医療と介護ニーズを併せ持つ高齢者を推計し、日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや看取り・ターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能とを兼ね備えた施設です。本市では、介護療養型医療施設からの転換により、水原地区に定員 54 人の施設が整備されています。

4. 住宅型有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅

高齢者向けの入所施設の整備にあたっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等の設置状況について、県と情報を共有し、連携して検討します。

7 地域福祉活動の充実

(1) 地域福祉体制の整備

定年を迎えた高齢者の社会参加を促進し、福祉の担い手として活躍できるように人材育成を図るほか、福祉団体との連携を図り、地域全体で高齢者や障がい者を支える地域福祉体制の強化を図ります。

(2) 地域包括ケアシステムを支える人材確保と資質向上

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、介護給付等対象サービスや地域支援事業に携わる人材を安定的に確保するための取組が重要です。

このため、県と連携しながら、支え手となるボランティア、NPO の育成、認知症サポーターの養成など、必要な施策に取り組みます。

基本施策Ⅵ 持続可能な介護保険事業の運営

阿賀野市の人口推計によると、今後も高齢化率は上昇し続け、人口が減少する一方で、高齢者人口は増加していくと見込まれています。団塊世代が75歳以上となる令和7（2025）年、また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年も見据えつつ、制度の持続可能性を確保するために、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化防止といった制度の理念を堅持し、質の高い必要なサービスを提供するとともに、財源と人材をより重点的・効率的に活用する仕組みづくりが必要となります。

事業主体である本市では、事業所、介護支援専門員等との連携により適切なサービス提供に努めるとともに、給付適正化事業の推進により介護保険特別会計の健全化を目指します。

また、地域密着型サービスや新しい総合事業等の介護保険事業の充実を図ります。

基本施策Ⅵの主要事業

事業区分	事業名	実施方針	担当課
1 保険者機能の強化		継続	高齢福祉課
2 介護給付適正化事業	要介護認定の適正化	継続	高齢福祉課
	ケアマネジメント等の適正化	継続	
	事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化	継続	
3 低所得者への対応	特定入所者介護サービス費	継続	高齢福祉課
	高額介護サービス費	継続	
	社会福祉法人利用者負担軽減	継続	
4 介護情報提供体制の強化		継続	高齢福祉課
5 介護人材の確保	介護人材の定着促進	継続	高齢福祉課
	介護人材の育成		
6 介護現場における業務の効率化		継続	高齢福祉課

1 保険者機能の強化

効果的・効率的な介護給付を推進するためには、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促します。これにより適切なサービス提供の確保と、その結果として費用の効率化を通じた介護給付の適正化を図りながら介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の構築につなげられるよう保険者機能の強化に努めます。

また、地域の実情やこれまでの介護給付の適正化の取組を踏まえ、実施する具体的な取組内容や実施方法とその目標等を定めるとともに、県国民健康保険団体連合会（介護給付適正化システム）等を活用するなど、県と協力しながら一層の推進を図ります。

2 介護給付適正化事業

（１）要介護認定の適正化

要介護・要支援認定を行うための判断の基礎となる認定調査については、調査結果の正確さと統一性を確保するため、市の調査員が認定調査を行います。

さらに、認定調査票の記載内容を市職員が、全件について、認定調査票と特記事項の判断基準の整合性等を点検します。

要介護認定の適正化の実績（見込み）と計画

区分	実績		見込み	計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
認定調査結果の事後点検（件）	全件	全件	全件	全件	全件	全件
業務分析データの活用等による課題の把握（回/年）	1	1	1	1	1	1

（２）ケアマネジメント等の適正化

1. ケアプランの点検

個々の受給者が真に必要とするサービスの確保と、その状態に適合していないサービス提供を改善するために、介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画等（ケアプラン）の記載内容について、事業者に資料提出を求め、市職員等第三者が点検及び支援を行います。

点検の実施については計画的に行い、介護支援専門員に対し「自立支援に資するケアマネジメント」実施の意識付けを行います。

ケアプランの点検の実績（見込み）と計画

区分	実績		見込み	計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
点検数（件）	3	24	24	24	24	24

▶▶ 効果・目的

○点検件数を増やし、継続的に行うことで、サービス利用の適正化のみならず、給付額の適正化の効果についても検証を行うことができます。

2. 研修会等の実施

制度の周知や情報の共有化を図るための介護支援専門員に対する研修会等を実施します。

3. 住宅改修の点検

改修工事を行おうとする申請者宅の実態確認や工事見積書の点検、さらに竣工後に訪問して点検または竣工写真により施工状況を点検します。

住宅改修の点検の実績（見込み）

区分	実績		見込み
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
申請時書面調査 及び現地調査（件）	0	1	4
完成報告後の 現地調査（件）	5	13	16

住宅改修の点検の計画

区分	計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
施工前及び施工後の 現地調査（件）	15	15	15

▶▶ 効果・目的

○現地確認を行うことにより、改修が適性に行われているか確認でき、不適切な住宅改修費の支給を防ぐことができます。

4. 福祉用具購入・貸与調査

福祉用具の例外的な貸与（軽度者のベットのレンタル等）については、介護支援専門員から質問票を提出させ、貸与の必要性を判断します。

福祉用具の購入については、購入後に訪問調査を行い、受給者の身体の状態に応じて真に必要な福祉用具かを確認します。

福祉用具購入・貸与調査実施の実績（見込み）

区分	実績		見込み
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
例外的貸与事例 の現地調査（件）	0	0	0
福祉用具購入の 現地調査（件）	5	6	10

福祉用具購入・貸与調査実施の計画

区分	計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
例外的貸与事例 の判断（件）	15	15	15
福祉用具購入の 現地調査（件）	15	15	15

▶ 効果・目的

○不適切、不要な福祉用具利用を排除し、受給者の身体の状態に応じて真に必要な利用を進めるとともに、給付額の適正化を行います。

（3）事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

1. 縦覧点検・医療費との突合

国民健康保険連合会介護給付適正化システムによる縦覧点検帳票及び医療情報との突合帳票による請求内容の点検を実施します。

▶ 効果・目的

○重複請求や不正請求の防止に努めます。

国民健康保険団体連合会に事業を委託しており、適正に実施されていると考えられます。

2. 介護給付通知

受給者やその家族に対し、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に適切なサービス利用や提供を普及啓発するとともに不正請求の発見につなげていきます。

3 低所得者への対応

(1) 特定入所者介護サービス費

介護保険施設利用者の居住費・食費が、低所得者に過重な負担とならないように国の基準で示された所得に応じた利用者負担限度を超える差額給付を行います。

(2) 高額介護サービス費

世帯が1か月に受けた介護サービスの利用者負担の合計額が、国の基準で示された所得に応じた上限額を超えた場合、その超えた費用を高額介護サービス費として支給を行います。

(3) 社会福祉法人利用者負担軽減

国の基準で示された一定の要件に該当する低所得者の方に対し、社会福祉法人が提供する介護サービスの利用者負担を軽減します。

4 介護情報提供体制の強化

地域包括ケアシステム構築に向けては、医療・介護サービスの情報に加えて地域包括支援センターや介護予防・生活支援サービスの所在地や事業・サービス内容について、地域で共有される資源として広く住民に伝えていくことが必要となります。このため、厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システムを活用して積極的に情報発信するよう努めます。また、介護保険事業及び高齢者の保健・福祉に関するサービスの情報や地域包括支援センター、介護支援専門員、指定居宅サービス事業所、指定介護予防サービス事業所からの情報は、市広報・パンフレット、市ホームページ等で情報提供を行うとともに、これら関係機関との連携を強化し、情報の共有に努めます。

5 介護人材の確保

（１）介護人材の定着促進

現在就労中の介護職員に対して、離職を予防し、資質向上並びに職場定着についての支援策を実施できるよう検討していきます。

具体的には、アンケートなどで本市の介護職員の置かれている現状等を把握し、その課題に対して意見交換会の開催や、アドバイザーからの助言をもとに課題解決を行っていきます。

（２）介護人材の育成

介護分野の人材不足解消を目指し、新たな担い手を確保するため、支援策を実施できるよう検討していきます。

具体的には、将来の介護の担い手として期待される学生等に、講話等を通じて超高齢化社会における介護の現状を知ってもらったり、簡単な介助方法を体験したりするなど、実際の介護に触れる機会を設けます。

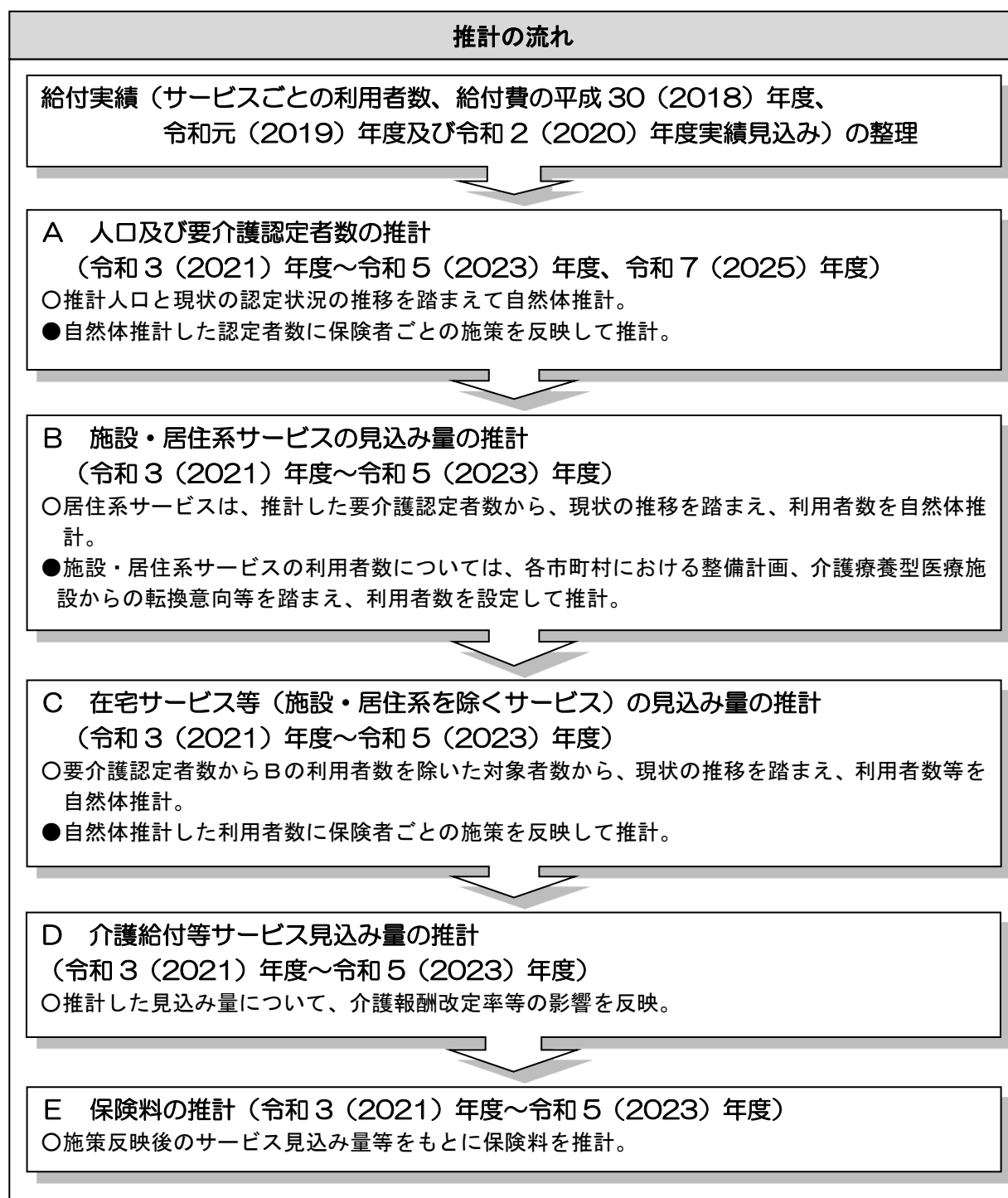
6 介護現場における業務の効率化

国の「地域医療介護確保基金」等を基にした事業の情報提供を行い、介護現場における業務仕分けやロボット・センサー・ＩＣＴの活用促進を目指します。

また、市への申請様式や報告書類等の簡素化を推進し、文書負担の軽減による介護現場の業務の効率化を図ります。

第5章 介護保険サービスの見込みと介護保険料推計

国の示す「見える化」システムの事業量推計を基に保険料を推計しました。事業量については、利用実績を確認すると同時に、高齢者等の調査結果を踏まえ、利用動向と第7期計画の計画値を大きく上回ったサービスの状況を把握し推計を行いました。



1 高齢者人口及び要介護認定者等の将来推計

(1) 高齢者等の人口推計

令和2年3月末時点の住民基本台帳人口を基に、県の人口推計シートを活用し、将来推計を行いました。本市の総人口は、減少傾向となっています。一方、高齢者人口は増加傾向にあり、高齢化率は緩やかな上昇傾向となっており、令和5年度には35.3%、令和7年度は36.4%となっています。今後も高齢者人口は増加するものと推計されます。

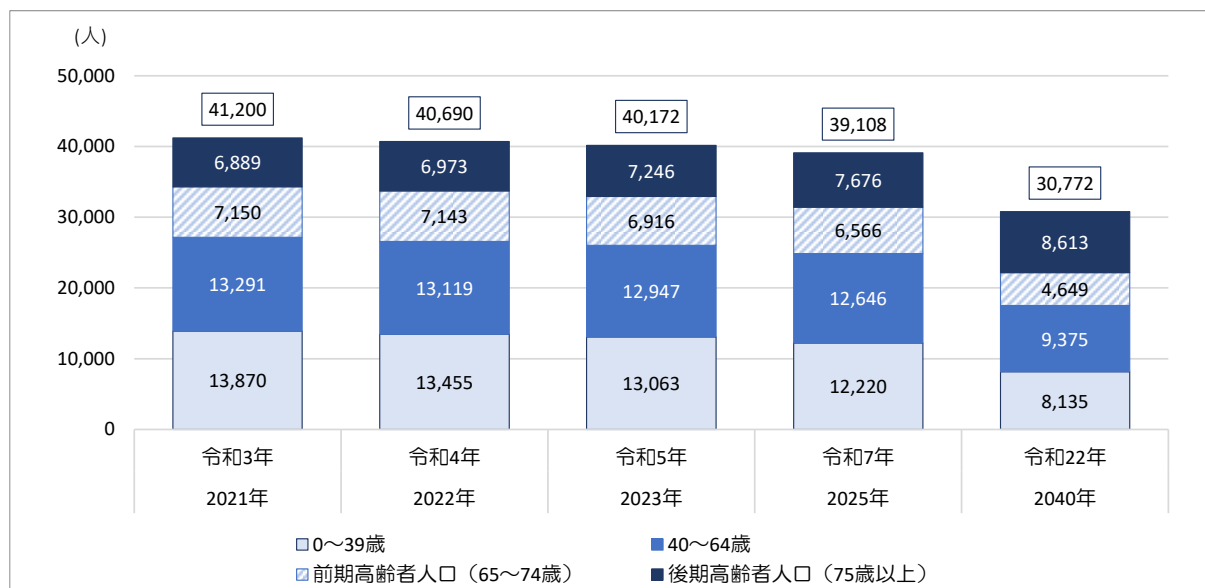
〔高齢者等の人口推計〕

(単位：人)

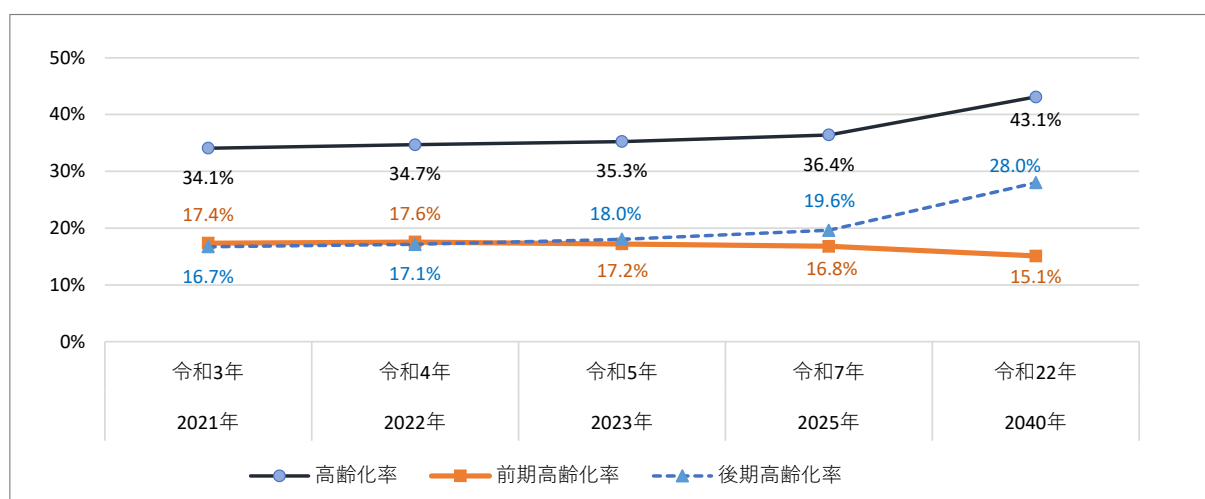
区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
総人口	41,200	40,690	40,172	39,108	30,772
40歳未満	13,870	13,455	13,063	12,220	8,135
40～64歳	13,291	13,119	12,947	12,646	9,375
高齢者人口	14,039	14,116	14,162	14,242	13,262
前期高齢者	7,150	7,143	6,916	6,566	4,649
65～69歳	3,570	3,457	3,244	3,003	2,467
70～74歳	3,580	3,686	3,672	3,563	2,182
後期高齢者	6,889	6,973	7,246	7,676	8,613
75～79歳	2,093	2,100	2,375	2,892	2,239
80～84歳	1,872	1,918	1,890	1,884	2,331
85歳以上	2,924	2,955	2,981	2,900	4,043
高齢化率	34.1%	34.7%	35.3%	36.4%	43.1%
前期高齢者	17.4%	17.6%	17.2%	16.8%	15.1%
後期高齢者	16.7%	17.1%	18.0%	19.6%	28.0%

※高齢化率については、端数処理の関係上、内訳と合計が合わない場合があります。

【高齢者等の人口推計】



【高齢化率の推移】



(2) 要支援・要介護認定者数の推計

本市の要支援・要介護認定者数は、令和3年度の2,489人から令和5年度には59人増加して2,548人になると見込まれています。認定率は17.3%から17.6%に上昇する見込みとなっています。令和7年度には2,569人になると見込まれています。

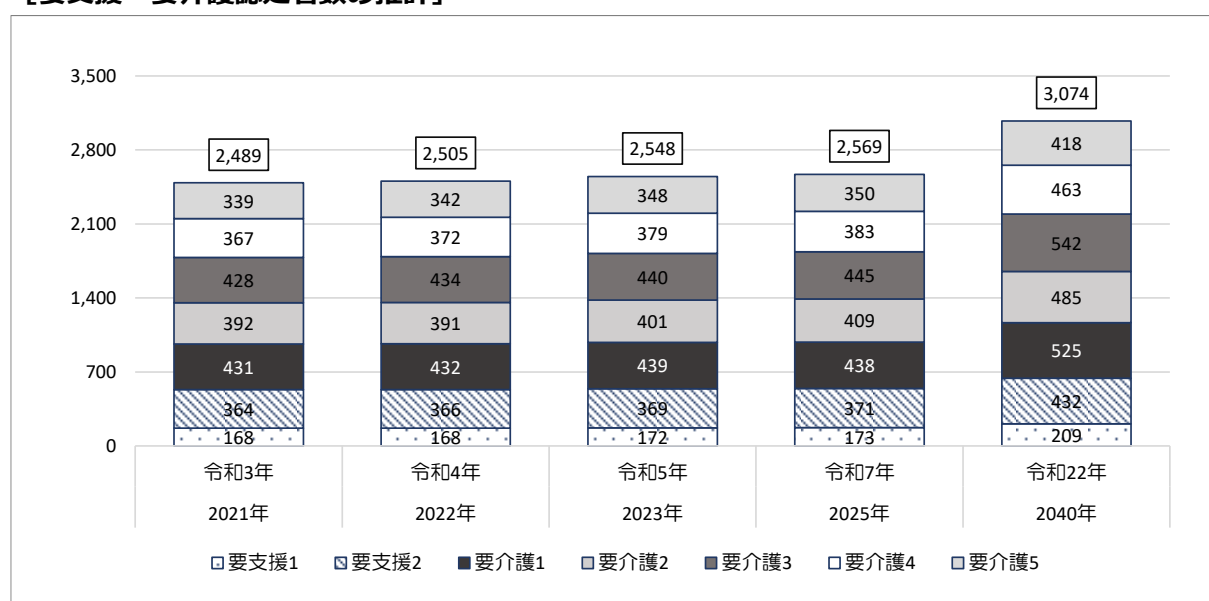
〔要支援・要介護認定者数の推計〕

(単位：人)

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
高齢者数 (第1号被保険者数)	14,039	14,116	14,162	14,242	13,262
認定者数	2,489	2,505	2,548	2,569	3,074
第1号被保険者	2,425	2,443	2,488	2,510	3,030
第2号被保険者	64	62	60	59	44
認定率	17.3%	17.3%	17.6%	17.6%	22.8%
要支援1	168	168	172	173	209
要支援2	364	366	369	371	432
要介護1	431	432	439	438	525
要介護2	392	391	401	409	485
要介護3	428	434	440	445	542
要介護4	367	372	379	383	463
要介護5	339	342	348	350	418

※見える化システムの将来推計機能による推計値（令和2年10月9日作成データより）

〔要支援・要介護認定者数の推計〕



2 介護保険サービス事業量等の見込み

(1) 介護保険サービス基盤の整備

可能な限り在宅で生活が続けられるように居宅介護サービスの充実を図るとともに、施設・居住系サービスの充実に努めます。また、現状のサービス提供状況から第8期計画では、新たな施設整備等を行わない予定でいます。

① 居宅介護サービス基盤

在宅サービスを必要とする要介護者は増加すると考えられることから、引き続き提供量を確保します。要介護度の重度化に伴い複数のサービス利用が考えられることから、すべての日常生活圏域で必要なサービスを利用することができるよう、提供量を確保していきます。

② 地域密着型サービス基盤

日常生活圏域がサービス提供の拠点であることから、他のサービス基盤に比べて小規模での利用者の介護ニーズにきめ細かく対応していきます。

■ 地域密着型サービス事業所数（定員数）

区分	令和2年度 整備状況	第8期 整備計画
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	－ (－)	－ (－)
夜間対応型訪問介護	－ (－)	－ (－)
認知症対応型通所介護	－ (－)	－ (－)
小規模多機能型居宅介護	1 か所 (29 人)	－ (－)
認知症対応型共同生活介護	5 か所 (90 人)	－ (－)
地域密着型特定施設入居者生活介護	－ (－)	－ (－)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3 か所 (78 人)	－ (－)
看護小規模多機能型居宅介護	－ (－)	－ (－)
地域密着型通所介護	5 か所 (65 人)	－ (－)

■ 日常生活圏域別 地域密着型居住施設数（定員数）

区分	認知症対応型共同生活介護		地域密着型介護老人福祉施設		地域密着型特定施設	
	令和2年度 整備状況	第8期 整備目標	令和2年度 整備状況	第8期 整備目標	令和2年度 整備状況	第8期 整備目標
安田圏域	1 か所 (18 人)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
京ヶ瀬 圏域	1 か所 (18 人)	－ (－)	1 か所 (29 人)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
水原圏域	2 か所 (36 人)	－ (－)	2 か所 (49 人)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
笹神圏域	1 か所 (18 人)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
合計	5 か所 (90 人)	－ (－)	3 か所 (78 人)	－ (－)	－ (－)	－ (－)

③ 施設・居住系サービス基盤

施設サービスは、在宅での生活が困難な高齢者が施設に入所して利用するサービスです。介護保険制度のもとでは、公的な介護施設として介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の4種類が定められています。

介護療養型医療施設は、平成29年度末を持って廃止され、長期療養のための医療を必要とする人向けの施設として、介護医療院が創設されました。（移行期限は令和5年度末まで）

なお、整備にあたっては、既存の設置状況や要介護認定者のニーズなどを勘案し、第8期では新たな整備は行いません。

■施設・居住系サービス事業所数（定員数）

区分	令和2年度 整備状況	第8期 整備計画
介護保険施設（定員）	705人	－
介護老人福祉施設	7か所 (505人)	－ (－)
介護老人保健施設	2か所 (146人)	－ (－)
介護療養型医療施設	－ (－)	－ (－)
介護医療院	1か所 (54人)	－ (－)
地域密着型施設（定員）	168人	－
認知症対応型共同生活介護	5か所 (90人)	－ (－)
地域密着型介護老人福祉施設	3か所 (78人)	－ (－)
地域密着型特定施設	－ (－)	－ (－)
特定施設入居者生活介護（定員）	134人	－
有料老人ホーム	1か所 (80人)	－ (－)
サービス付き高齢者向け住宅	1か所 (54人)	－ (－)
小計	20か所 (1,007人)	－ (－)
養護老人ホーム	－ (－)	－ (－)
軽費老人ホーム（ケアハウス）	2か所 (80人)	－ (－)
小計	2か所 (80人)	－ (－)
合計	22か所 (1,087人)	－ (－)

(2) 介護保険サービス実績・見込み量

① 居宅介護サービス

[居宅介護サービスの見込み]

区分	第7期			第8期		
	実績		見込	計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問介護						
人数(人/月)	198	186	176	166	166	170
給付費(千円/年)	121,153	116,263	116,271	114,782	115,227	119,510
訪問入浴介護						
人数(人/月)	12	12	12	15	15	16
給付費(千円/年)	8,268	9,135	8,248	10,078	10,083	10,727
訪問看護						
人数(人/月)	90	95	102	106	112	114
給付費(千円/年)	32,641	32,305	33,735	36,429	37,911	38,486
訪問リハビリテーション						
人数(人/月)	11	16	23	26	25	27
給付費(千円/年)	3,953	5,446	8,329	9,313	8,789	9,674
居宅療養管理指導						
人数(人/月)	32	33	32	32	33	33
給付費(千円/年)	3,195	3,743	4,055	4,065	4,210	4,210
通所介護						
人数(人/月)	624	596	578	561	542	527
給付費(千円/年)	588,956	576,589	571,779	561,484	544,912	537,260
通所リハビリテーション						
人数(人/月)	63	66	66	76	76	78
給付費(千円/年)	48,926	46,725	46,722	49,280	49,869	51,094
短期入所生活介護						
人数(人/月)	305	327	308	327	337	346
給付費(千円/年)	354,738	393,413	381,647	407,129	431,515	448,771

第 5 章 介護保険サービスの見込みと介護保険料推計

区分	第 7 期			第 8 期		
	実績		見込	計画		
	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
短期入所療養介護(老健)						
人数(人/月)	2	3	4	5	5	6
給付費(千円/年)	1,853	5,945	4,774	4,872	4,875	5,834
短期入所療養介護(病院等)						
人数(人/月)	9	5	－	－	－	－
給付費(千円/年)	15,067	8,617	－	－	－	－
短期入所療養介護(介護医療院)						
人数(人/月)	－	1	1	1	1	1
給付費(千円/年)	－	127	152	686	687	687
福祉用具貸与						
人数(人/月)	544	545	531	523	536	559
給付費(千円/年)	84,303	85,840	85,808	85,444	87,740	91,776
特定福祉用具購入費						
人数(人/月)	9	7	9	14	14	14
給付費(千円/年)	3,021	2,537	3,069	5,501	5,501	5,501
住宅改修						
人数(人/月)	6	7	5	8	9	9
給付費(千円/年)	7,147	8,151	6,422	10,485	12,024	12,024
特定施設入居者生活介護						
人数(人/月)	42	45	46	47	47	49
給付費(千円/年)	91,904	98,931	104,245	112,071	112,134	116,482
居宅介護支援						
人数(人/月)	965	961	933	946	968	998
給付費(千円/年)	164,621	166,636	161,433	165,891	169,864	175,270

② 地域密着型サービス

〔地域密着型サービスの見込み〕

区分	第7期			第8期		
	実績		見込	計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
小規模多機能型居宅介護						
人数(人/月)	25	27	27	30	30	30
給付費(千円/年)	58,021	63,432	68,955	76,244	76,286	76,286
認知症対応型共同生活介護						
人数(人/月)	84	84	88	86	88	91
給付費(千円/年)	244,266	246,250	263,861	259,246	265,539	274,617
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						
人数(人/月)	78	77	78	78	78	78
給付費(千円/年)	256,388	259,183	272,862	274,657	274,810	274,810
地域密着型通所介護						
人数(人/月)	110	131	139	153	155	159
給付費(千円/年)	91,565	96,005	100,963	102,074	103,622	106,150

③ 施設サービス

[施設サービスの見込み]

区分	第 7 期			第 8 期		
	実績		見込	計画		
	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
介護老人福祉施設						
人数(人/月)	425	430	446	450	455	460
給付費(千円/年)	1,282,705	1,328,471	1,405,392	1,403,882	1,431,275	1,460,792
介護老人保健施設						
人数(人/月)	100	114	124	133	133	133
給付費(千円/年)	307,429	348,304	389,648	421,024	421,258	421,258
介護医療院						
人数(人/月)	0	8	50	50	50	50
給付費(千円/年)	0	29,786	199,964	201,063	201,175	201,175
介護療養型医療施設						
人数(人/月)	36	31	1	1	1	1
給付費(千円/年)	128,575	116,829	4,859	4,888	4,891	4,891

④ 介護予防サービス

[介護予防サービスの見込み]

区分	第7期			第8期		
	実績		見込	計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護予防訪問看護						
人数(人/月)	24	23	16	16	16	16
給付費(千円/年)	7,593	6,690	4,244	4,753	4,752	4,720
介護予防訪問リハビリテーション						
人数(人/月)	6	9	9	8	8	9
給付費(千円/年)	2,069	2,761	3,018	2,928	2,930	3,327
介護予防居宅療養管理指導						
人数(人/月)	10	9	8	13	13	13
給付費(千円/年)	921	654	480	786	786	786
介護予防通所リハビリテーション						
人数(人/月)	29	26	21	21	21	21
給付費(千円/年)	12,824	11,200	9,412	9,470	9,475	9,475
介護予防短期入所生活介護						
人数(人/月)	19	25	28	32	32	32
給付費(千円/年)	10,066	12,650	13,558	13,066	13,073	13,073
介護予防短期入所療養介護(老健)						
人数(人/月)	0.3	0	0	0	0	0
給付費(千円/年)	22	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)						
人数(人/月)	0.1	0	－	－	－	－
給付費(千円/年)	80	0	－	－	－	－

〔介護予防サービスの見込み〕

区分	第 7 期			第 8 期		
	実績		見込	計画		
	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
介護予防福祉用具貸与						
人数(人/月)	239	244	233	241	246	254
給付費(千円/年)	15,003	15,483	15,436	15,963	16,313	16,840
特定介護予防福祉用具購入費						
人数(人/月)	5	4	4	4	4	4
給付費(千円/年)	1,236	1,128	1,197	1,197	1,197	1,197
介護予防住宅改修						
人数(人/月)	5	4	4	5	6	6
給付費(千円/年)	5,395	4,832	4,196	5,607	6,542	6,542
介護予防特定施設入居者生活介護						
人数(人/月)	19	17	17	15	15	16
給付費(千円/年)	18,145	16,209	15,863	14,478	14,486	15,205
介護予防支援						
人数(人/月)	274	287	268	289	290	294
給付費(千円/年)	14,602	15,208	14,124	15,322	15,384	15,596

⑤ 地域密着型介護予防サービス

〔地域密着型介護予防サービスの見込み〕

区分	第 7 期			第 8 期		
	実績		見込	計画		
	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
介護予防小規模多機能型居宅介護						
人数(人/月)	2	1	1	2	2	2
給付費(千円/年)	1,961	588	607	1,584	1,585	1,585
介護予防認知症対応型共同生活介護						
人数(人/月)	2	2	2	2	2	2
給付費(千円/年)	5,955	5,532	5,625	5,659	5,663	5,663

(3) 標準給付費の見込み

必要サービス量に基づいて算出された総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えて見込んでいます。

(単位：千円)

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計
総給付費	4,411,401	4,466,383	4,541,294	13,419,078
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	270,546	271,763	293,518	835,828
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	105,174	111,691	118,951	335,816
高額医療合算 介護サービス費等給付額	11,000	11,000	11,000	33,000
算定対象審査支払手数料	2,059	2,072	2,108	6,240
標準給付費見込額	4,800,181	4,862,910	4,966,870	14,629,961

※以下端数処理の関係で、内訳と合計が合わない場合があります。

(4) 地域支援事業費の見込み

介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業・任意事業にかかる事業費を見込みました。

(単位：千円)

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計
地域支援事業費	265,997	265,977	265,977	797,951
介護予防・日常生活支援 総合事業費	170,770	170,670	170,670	512,110
包括的支援事業（地域包 括支援センターの運営） 及び任意事業費	91,137	91,137	91,137	273,411
包括的支援事業（社会保 障充実分）	4,090	4,170	4,170	12,430

(5) 介護保険事業費の見込み

標準給付費及び地域支援事業費の介護保険事業費を見込んでいます。

(単位：千円)

区分	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	合計
標準給付費 (A)	4,800,181	4,862,910	4,966,870	14,629,961
地域支援事業費 (B)	265,997	265,977	265,977	797,951
介護保険事業費 (A+B)	5,066,178	5,128,887	5,232,847	15,427,912

3 介護保険料の推計

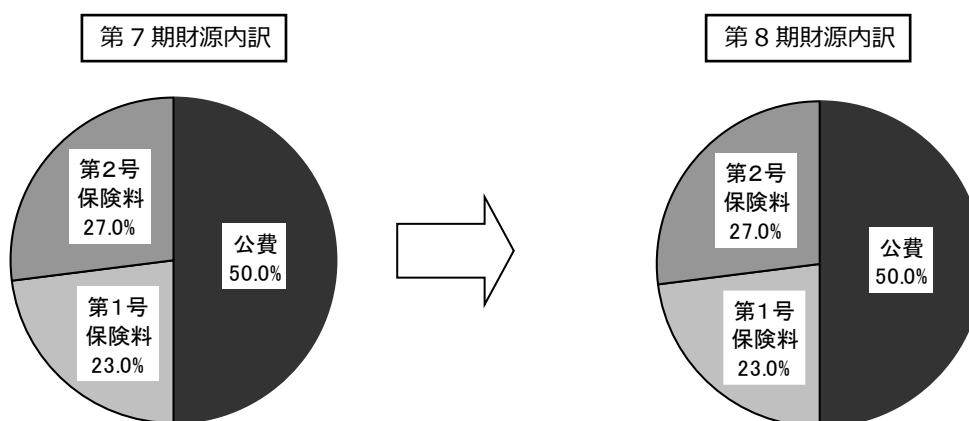
(1) 介護保険料の方針について

第8期介護保険料（令和3年度～令和5年度）については、第8期計画期間3か年の介護保険サービス見込み量を設定し、介護保険事業費を算定した上で、保険料算定の諸要件及び国の指針をもとに算定しています。

① 保険料算定の諸要件

○第1号被保険者の介護保険料負担率 23%

【保険給付費の財源内訳】



○財政調整交付金見込額

第1号被保険者のうち75歳以上の高齢者の割合及び所得段階別被保険者割合の全国平均との格差により生ずる保険料基準額の格差調整のため交付されます。

② 保険料に関する国の指針

介護給付費の増加に伴い保険料負担も増加している中で、より安定的な介護保険制度の運営のために、被保険者の負担能力に応じて、保険料を段階的に設定してあります。第8期においては、第7期に引き続き所得段階を11段階とし、負担の平準化を図ります。

(2) 第1号被保険者の保険料推計

① 介護保険料の基準額の推計

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計
所得段階別加入 割合補正後 被保険者数	14,115 人	14,192 人	14,238 人	42,545 人(a)
標準給付費見込 額	4,800,180,926 円	4,862,909,710 円	4,966,870,496 円	14,629,961,132 円
地域支援事業費 見込額	265,997,000 円	265,977,000 円	265,977,000 円	797,951,000 円
第1号被保険者 負担分相当額	1,165,220,923 円	1,179,643,943 円	1,203,554,924 円	3,548,419,790 円
調整交付金相当 額	248,547,546 円	251,678,986 円	256,877,025 円	757,103,557 円
調整交付金見込 交付割合	6.42%	6.00%	5.82%	
調整交付金見込 額	319,135,000 円	302,015,000 円	299,005,000 円	920,155,000 円
準備基金の残高 (令和2年度末)				188,000,000 円
準備基金取崩額				107,000,000 円
保険料収納必要 額				3,278,368,347 円(b)
予定保険料収納 率	99.00% (c)			
保険料基準月額 (b÷c÷a÷12)	6,486 円			

保険料基準額

第7期 年額 77,800円
(月額6,486円)



第8期 年額 77,800円
(月額6,486円)

② 保険料段階の設定

所得水準に応じたきめ細かな設定となるよう、国が示した標準所得段階9段階に2段階を加え、所得段階を11段階に分けた保険料設定としています。

各所得段階の保険料は、基準額（第5段階保険料）に調整率を乗じて算出しました。

※第1段階～第3段階の調整率は、公費による軽減後の割合となります。

図表 第8段階別保険料の設定

区 分	調整率	対 象	対象者数 (人:3年間)	保険料(円) 月額 (年額)
第1段階	0.30	・生活保護受給者または住民税非課税世帯 (課税年金収入等が80万円以下)	4,814	1,946 (23,400)
第2段階	0.50	・住民税非課税世帯 (課税年金収入等が80万円超120万円以下)	3,101	3,243 (38,900)
第3段階	0.70	・住民税非課税世帯 (課税年金収入等が120万円を超)	2,901	4,541 (54,500)
第4段階	0.90	・本人住民税非課税者 (課税年金収入等が80万円以下)	6,548	5,838 (70,000)
第5段階	1.00	・本人住民税非課税者 (課税年金収入等が80万円超)	10,241	6,486 (77,800)
第6段階	1.20	・本人住民税課税者 (本人所得が120万円未満)	7,422	7,784 (93,400)
第7段階	1.30	・本人住民税課税者 (本人所得が120万円以上160万円未満)	2,453	8,432 (101,100)
第8段階	1.40	・本人住民税課税者 (本人所得が160万円以上210万円未満)	1,833	9,081 (108,900)
第9段階	1.50	・本人住民税課税者 (本人所得が210万円以上260万円未満)	980	9,729 (116,700)
第10段階	1.60	・本人住民税課税者 (本人所得が260万円以上320万円未満)	702	10,378 (124,500)
第11段階	1.70	・本人住民税課税者 (本人所得が320万円以上)	1,322	11,027 (132,300)

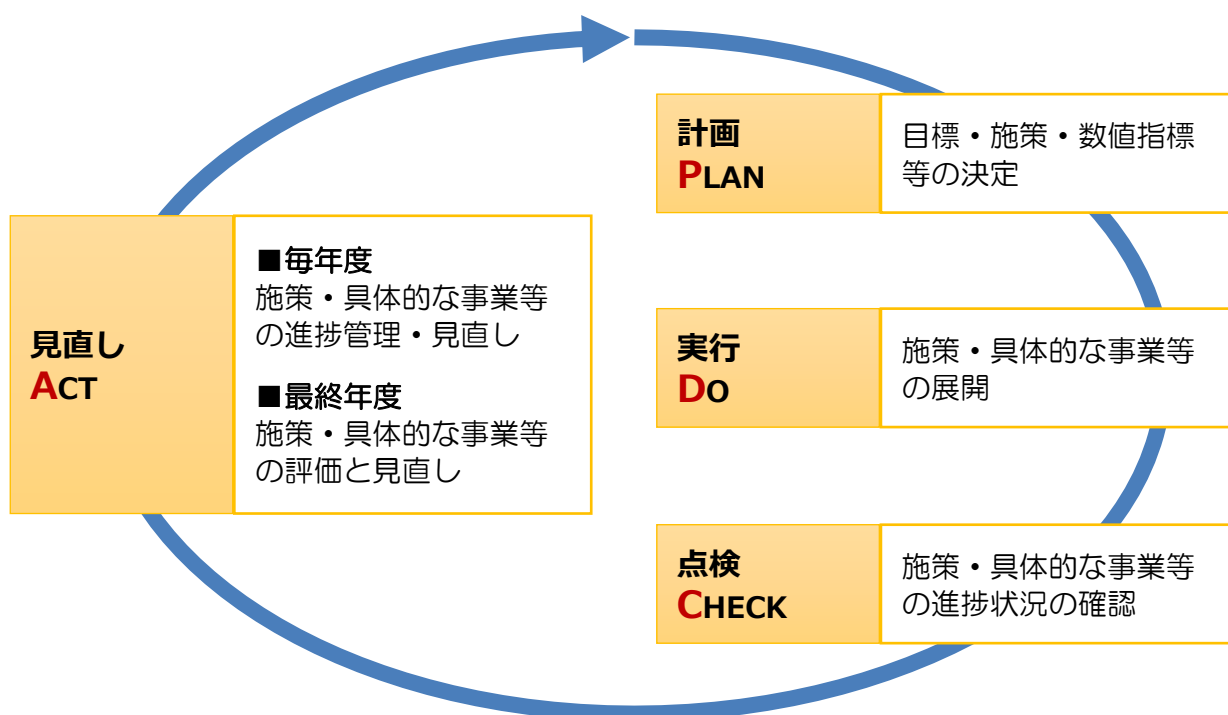
第6章 計画の推進・評価

1 計画の進行管理と評価

市総合計画のまちづくりの目標「元気で 明るく 活力のある 魅力的なまち」を実現するため、高齢者がいつまでも健康でいきいきと豊かな生活が送られることを目指して策定した、本計画を推進するため、PDCA サイクルを活用して進行管理と評価を行います。

評価に際しては、保険者機能強化推進交付金や介護保険保険者努力支援交付金等の評価指標も活用し、高齢者の自立支援や重度化防止、健康づくり等を推進していきます。

PDCA サイクルによる計画の進行管理と評価



(1) 進行管理

本計画に基づく事業を円滑に推進していくためには、計画の進捗状況やサービスの利用状況などを定期的に把握するとともに、市民にすみやかに公表し、計画策定と同様に市民の意見を反映させていくことが重要になります。

そのため、毎年度、本計画の進捗状況を調査し、社会の情勢や市民の意向を踏まえながら、計画の効果的な推進に向けて適切な見直しを行っていきます。

(2) 事業の点検・評価

計画の効果的な実施を進めるためには、計画に定めた内容についての継続的な調査と点検・評価が必要です。

介護保険給付においては、要介護認定等の申請や認定結果のデータなどを活用しながら、寝たきりの高齢者や認知症高齢者など介護を要する高齢者の人数を適宜把握するとともに、施設サービスや居宅サービス、地域密着型サービスの利用状況、さらにはサービス事業者の事業に関する意向などを確認しながら、各年度において計画の達成状況を点検・評価します。

各施策・事業についても、サービスの利用量やサービス事業者の供給量を確認、分析するだけでなく、利用者が満足するサービスの提供がなされているかなど、アウトカムの視点から施策評価を行い、事業の改善を進め、適正な運用を目指します。

同様に、地域支援事業においても、本計画に定める目標値の達成状況等の検証を通じ、各事業の事業評価を行い、その結果に基づき、事業の実施方法の改善を図ります。

2 各主体の役割

本計画は、高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らせるまちづくりのため、高齢者を中心とした保健・医療・福祉・介護にかかる事業のほか、お互いに支え合う地域共生社会の形成までを含むものです。市民、地域社会、事業者、行政、その他関係機関がそれぞれの役割を果たしながら連携し、協働して取り組むことが必要になります。

(1) 市民・家庭

市民一人ひとりは、生涯を通じて自らの健康に関心を持ち、その保持・増進に努めるとともに、趣味や学習、社会参加等の活動を通じての自己実現を図ること、老後を安心して暮らせるよう資産形成に努めることなど、主体的・積極的に人生を送ることが望めます。

とりわけ高齢者は、老後を単に余生として過ごすのではなく、気力と体力に応じて社会とのつながりを積極的に広げ、その豊富な経験や技能等を社会に還元することが求められています。

自らの健康は自ら管理して健康を維持し、ボランティア活動への主体的な参加など、地域の中で役割を持って活躍することが望めます。

一方、社会の基礎的な単位である家庭については、より一層のふれあい、いたわりといった心を育て、人と人とがともに生きる心を養う基盤としての役割が求められています。

(2) 地域社会

核家族化の進行や生活様式の変化により、地域社会のつながりが希薄化しているといわれていますが、高齢化の進行に伴い一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中、地域における相互扶助の重要性がますます高まっています。そのため、市民あるいは家族同士のつきあいからボランティア活動をはじめとする社会的活動に至るまで、様々な連帯意識の醸成を図り、心と心をつなぐ福祉コミュニティを形成していくことが求められています。

他方、福祉や健康増進にかかわる様々な組織・団体は、その主体的な活動を通して地域での相互支援を一層広げるための働きかけを行っていくことが望まれています。特に社会福祉協議会には、これまで以上に自主性を高めるとともに、地域の連帯と支援の輪を広げていく中核機関としての役割が期待されています。

(3) 介護サービス事業者

高齢者福祉サービスの中心である介護サービス事業者においては、良質なサービスを提供し、市民の介護保険サービスの信頼性を確立するという役割のほか、地域社会の構成員であるという自覚のもと、その識見や技術で地域に貢献するという役割も求められています。

高齢者が安心してサービスを受けられるよう、必要な介護人材の確保・育成及びサービスの質の向上を図り続けることが求められます。

(4) 市（行政）

阿賀野市として、地域共生社会の実現を目指し、地域包括ケアシステムの確立に取り組むとともに、市民による主体的な支え合いの活動を支援します。

持続可能な介護保険制度の適切な運営に向けて、被保険者の資格管理をはじめ、適正な要介護・要支援認定、介護保険サービスの確保、保険料の徴収などに努めていきます。さらに、各主体が自分の役割を果たすことのできるような環境整備に努めるとともに、市民ニーズを的確に把握しながら、地域の特性に応じたきめ細かな高齢者保健福祉施策を総合的・一体的に推進していきます。

福祉事業・保健事業、その他生涯学習、社会参加、バリアフリー化などの関連施策等の実施のため、関係各課の十分な連携をとって適切な対応を図ります。また、地域の自治会やボランティア団体、医療関係者、サービス提供事業者等、関係団体と密接に連携し、協働で高齢者福祉を推進します。

施策の展開にあたっては、施策の形成過程も含めて市民参加の機会の拡充に努めるとともに、市民生活に必要な情報を積極的に提供し、市民参加による行政運営に努めていきます。

資料編

1 阿賀野市高齢者福祉計画及び阿賀野市介護保険事業計画策定委員会条例

平成 16 年 4 月 1 日

条例第 136 号

(設置)

第 1 条 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 8 及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定に基づき、阿賀野市高齢者福祉計画及び阿賀野市介護保険事業計画(以下「市計画」という。)を策定するため阿賀野市高齢者福祉計画及び阿賀野市介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、市計画について調査審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、15 人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)関係行政機関の職員

(2)保健医療関係者

(3)福祉関係者

(4)前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会には、委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、高齢福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 16 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年条例第 21 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年条例第 57 号)

この条例は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年条例第 9 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

阿賀野市策定委員会（委員名簿）

NO	所属名	職 名	氏 名
1	あがの市民病院院長	委員長	藤 森 勝 也
2	特別養護老人ホーム やすだの里 園長	副委員長	植 木 政 行
3	新発田地域振興局健康福祉環境部 地域福祉課課長	委員	上 島 秀 樹
4	京ヶ瀬診療所医師	委員	島 田 克 己
5	富田歯科医院歯科医師	委員	富 田 直 志
6	デイサービスセンター第二わかばの里 管理者	委員	町 田 一 夫
7	ケアセンターウイング訪問介護ステーション	委員	相 川 久 美 子
8	居宅介護支援事業所シンパシー	委員	大 湊 薫
9	阿賀野市笹神地区民生児童委員協議会会長※	委員	渋谷 信 和

任期：令和元（2019）年10月1日～令和4（2022）年9月30日

※令和元（2019）年12月1日～令和4（2022）年9月30日

2 計画の策定経過

回 数	開催日	会議内容
第1回	令和元（2019）年11月13日	委員長・副委員長の選任、介護療養型医療施設「あがの市民病院」の介護医療院への転換、第7期介護保険事業計画の現状について
第2回	令和2（2020）年8月22日	第7期介護保険事業計画等の状況、第8期介護保険事業計画のポイント、阿賀野市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の結果報告、今後のスケジュールについて
第3回	令和2（2020）年12月23日	高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（骨子案）、第8期介護保険料の試算結果（介護報酬改定前）について
第4回	令和3（2021）年2月5日	パブリックコメントの実施結果について、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（最終案）について、第8期介護保険料の試算結果について

3 第8期介護保険事業計画パブリックコメント

パブリックコメントは、阿賀野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）をもとに、令和2（2020）12月28日～1月26日の期間で実施しました。

意見募集期間	内 容
令和2（2020）年12月28日～1月26日	阿賀野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）について

阿賀野市 高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画
【令和3（2021）年度～令和5（2023）年度】

発行日 令和3（2021）年3月

発行者 新潟県 阿賀野市

住 所 〒959-2092 阿賀野市岡山町 10 番 15 号

T E L 0250-62-2510（代） F A X 0250-61-2036

U R L <https://www.city.agano.niigata.jp>